

袖ヶ浦市介護保険運営協議会（令和2年度 第3回）議事録

- 1 開催日時 令和2年11月5日（木） 午後2時30分開会
- 2 開催場所 市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

| | | | |
|-----|--------|----|-------|
| 会長 | 小泉 政洋 | 委員 | 神川 律子 |
| 副会長 | 立川 久雄 | 委員 | 中村 隆 |
| 委員 | 大岩 みさ子 | 委員 | 佐藤 博文 |
| 委員 | 三木 善久 | 委員 | 天野 恵子 |
| 委員 | 山本 美津子 | 委員 | 岸 勇介 |
| 委員 | 菅野 美穂 | 委員 | 大海 高子 |
| 委員 | 山中 太郎 | | |

(欠席委員)

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 委員 | 渡邊 彰浩 | 委員 | 石川 尚子 |
|----|-------|----|-------|

- 4 出席職員

| | | | |
|-----------------------|-------|--------------------|--------|
| 福祉部長 | 今関 磨美 | 高齢者支援課 地域包括支援班長 | 鹿島 健志 |
| 福祉部 参事 [介護保険課長] | 野呂 幸晴 | 高齢者支援課 高齢者福祉班長 | 半沢 佐知子 |
| 高齢者支援課長 | 金子 則彦 | 介護保険課 管理班 管理班長 | 須藤 英昭 |
| 介護保険課副課長 [認定・給付班長] | 森本 芳弘 | 介護保険課 管理班 副主査 | 四宮 里江子 |

- 5 傍聴定員と傍聴人数

| | | | |
|------|----|------|----|
| 傍聴定員 | 5人 | 傍聴人数 | 1人 |
|------|----|------|----|

- 6 議題

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (2) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (3) 袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について
- (4) その他

7 議 事

| | |
|-----------------------|---|
| <p>事務局 (野呂参事)</p> | <p>お見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日、渡辺委員欠席との報告を頂いており、お二人お見えになっていませんので、ただいまの出席委員は12名でございます。従いまして、過半数の出席があり、協議会規則第4条第2項の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、令和2年度第2回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。まず次第になります。</p> <p>次に議題(1)資料「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」になります。</p> <p>次に議題(2)資料「指定介護予防支援及び介護予防マネジメント業務の委託について」になります。</p> <p>次に議題(3)資料「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)について」になります。</p> <p>以上、次第を含め4点でございます。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、次第により、会議を進めて参ります。小泉会長、あいさつをお願いいたします。</p> |
| <p>小泉会長</p> | <p>【あいさつ】</p> |
| <p>事務局 (野呂参事)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速、議事に入りたいと思います。会議の進行は、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条の規定により、会長が行う事となっておりますので、小泉会長をお願いしたいと思います。それでは、小泉会長、よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>小泉会長</p> | <p>議事に入る前に、会議の公開及び傍聴について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局 (野呂参事)</p> | <p>本日の会議は、公開でございます。なお、会議録につきましては、ホームページ及び市政情報室で公開して参りますのでご了解ください。委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p> |
| <p>小泉会長</p> | <p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>傍聴の方につきましては、配布いたしました要領の注意事項を遵</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせて頂きます。本日の議題は、4件でございます。会議次第をご覧ください。</p> <p>議題（１）介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について</p> <p>議題（２）指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について</p> <p>議題（３）袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画(案)について</p> <p>議題（４）その他については、議題（１）から（３）以外に何かありましたら、ご意見を伺うものです。</p> <p>議事の進行ですが、事務局の説明の後、質疑や意見をお受けする事とします。</p> <p>それでは、議題（１）「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 (鹿島班長) | 【議題（１）に関する説明】 |
| 小泉会長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題（２）「指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 (鹿島班長) | 【議題（２）に関する説明】 |
| 小泉会長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>次に、議題（３）「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画について」、事務局の説明を求めます。議題（３）については、説明が長くなりますので、まず１章から４章まで、次に５章・６章、最後に７章と区切って説明し、それぞれごとに質疑をお受けしたいと思います。</p> <p>まず、１章から４章までの説明をお願いします。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| 事務局 (須藤班長) | 【議題（3）1章から4章までの説明】 |
| 小泉会長 | 質疑をお受けいたします。質疑はありませんか。質疑ではなく、ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いします。 |
| 中村委員 | 見守りネットワークの成果についてお聞きしたいことと、地域包括支援センターの充実とのことで、長浦地区に1か所作られるのかどうか、災害時の要援護者台帳の件ですが、実際に災害が起こった時に台帳が活用出来るのか、その3点について伺います。 |
| 事務局 (半沢班長) (鹿島班長) | <p>高齢者の見守りネットワーク事業について説明させていただきます。民生委員等に協力団体として登録してもらい、そういった方のネットワークを利用してさりげない見守りを実施しております。昨年度の実績は、協力事業者が65事業者ありまして、受理した件数が7件ありました。そのうち2件については、お亡くなりになっておりましたが、残りの5件については、皆さんの安否を確認することが出来ております。</p> <p>地域包括支援センターの充実については、3年間の計画期間中に長浦地区、平岡・中川・富岡地区に地域包括支援センターを設置すると説明させていただきました。令和4年度に長浦地区に開設、令和5年度に平岡・中川・富岡地区に開設ということで考えております。</p> <p>要援護者台帳の事務については危機管理課で行っているところですが、自治連や民生委員にご協力をいただきながら、有事の際は円滑に運用出来るようにしていきたいと聞いておりますので、その際はご協力をお願いしたいと思います。</p> |
| 中村委員 | <p>自治会長には、要援護者のリストが届いておりますが、実際にはリストをもらっただけで、どういう活用したらいいのかわからないということも聞いておりますので、そのあたりを明確にしたいと思います。</p> <p>もう1点ですが、認知症の勉強会を行う際に、地域で行う場合は自治会を巻き込む必要があると思います。ステップアップ講座を行う場合に、出来れば各自治会の班長会議であるとか、そういった所に向いて講座を行わないと、あまり効果がないのかなとも思います。回答は結構です。</p> |
| 山本委員 | 百歳体操についても同じことが言えて、民生委員と自治会長を巻き込まないとなかなか参加する人が増えないという現実がありま |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>す。自治会長や民生委員を巻き込んで話し合いなどを行っていただける機会があればいいと思います。</p> |
| <p>事務局 (鹿島班長)</p> | <p>百歳体操、その前にお話しがあった認知症のステップアップ講座について、自治会や民生委員を巻き込んで行ったらどうかのご意見ですが、どちらの事業についても草の根の広がり的大事との認識はしております。百歳体操については、広がりを見せておりますが、団体の伸びは鈍化してきていると感じております。今いただいたご意見を参考に、どういった働きかけがいいのか検討していきたいと思っております。</p> |
| <p>大岩委員</p> | <p>各シニアクラブの中で百歳体操は行き渡っていると思います。各地域によっても違いはあると思いますが、シニアクラブに入っている地域は行き渡っていると思います。</p> |
| <p>山本委員</p> | <p>地域差があるというのと、女性は積極的ですが、男性の参加が少なく、やったほうがいいというのがわかってくれないというのがあります。行政側の方でそういった方を引き込むような対応をしてもらえると助かります。</p> |
| <p>事務局 (半沢班長)</p> | <p>シニアクラブでやりたいとご相談があった人に対しては、こちらでも対応をしているところです。また委員さんからお話しがあった意見を参考に更に推進出来るように検討していきたいと思っております。</p> |
| <p>岸委員</p> | <p>百歳体操については、知っている人も多く、実際参加している人も多いとのことですが、たまたま私が聞いた話だと最初の方は教えてくれる人が来てくれるが、その後は自分達でという感じとも聞いております。行政としてどのように関わり、また今後どういうふうに関わっていくのか、後は自分で行ける人は、楽しみだというふうに言っている方もいると聞いていますが、足が悪くて行きたくてもいけないとの話しも聞きます。そういった所のフォローについての考え方を聞かせてもらいたいと思います。</p> |
| <p>事務局 (鹿島班長)</p> | <p>百歳体操に行きたいけど行けない人がいるのではないかとのことですが、理想は歩いて参加出来る場所で行うというのはあります。ただ現実にはそうならないとの認識もしております。そういった方を参加出来るようにというのは課題だとも思っております。現実的</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>に送迎してまでというところまでには至ってはおりません。</p> <p>市の関わり方についてですが、希望があった団体については、高齢者支援課から職員が出向いて、やり方については教えております。あとは市内の病院のリハビリ職にご協力いただき、指導等もさせていただいております。こちらとしても立ち上げて最初のうちだけというのではなく、継続的に関わって、長く続けてもらうにはどうしたらいいかということは、これからも考えていきたいと思っております。</p> |
| 岸委員 | <p>第4章施策の展開、基本目標2の6権利擁護施策の推進⑤日常生活自立支援事業になりますが、実際、当事業所でもお世話になっている人がいますが、人数的にどのくらいまでとか決まっていますか。需要がどのくらいあるとか希望している人がどのくらいいるかわかれば教えてください。</p> |
| 事務局 (鹿島班長) | <p>ご質問のありました日常生活支援事業の実績についてですが、今手元に資料がないのでお答えは出来ませんが、事業としては社会福祉協議会で行っている事業にはなりまして、後見制度までは必要ないが、日常困っている方に対する事業になります。職員2名で担当しておりまして、令和3年度に新規受付件数が4件という形で目標を立てております。人間的な問題もあって、そんなに何十件も何百件も受けられるものではないとは思いますが、身近な社会福祉協議会で行えるというのが事業の利点かと思っておりますので、市としても社会福祉協議会をサポートしていける体制をとっていきたいと考えております。</p> |
| 岸委員 | <p>ありがとうございます。事業所側の意見ですが、認知症の症状が出て家族がいない方に対して、この部分で関わっていただけると非常にありがたいと思っております。</p> |
| 小泉会長 | <p>私も社会福祉協議会の人間になりますが、職員を2名体制で配置しておりますので、何かありましたらご相談してもらえればと思います。</p> |
| 神川委員 | <p>いきいき百歳体操や講座など人が集まっている場というのは、家から出られない人の手助けになるのではと思います。またわかりやすく短い言葉で、文字であれば大きい文字を使用するなどPRは充分に行っているとは思いますが、これからも更にわかりやすくPRしてもらえればと思います。</p> |

| | |
|---------------|---|
| | <p>前に在宅訪問の仕事をさせてもらったときに、相談窓口があってもなかなか足がなくていけないとか、どういった相談をしたらいいかわからないという方がいらっしゃいました。これから地域包括支援センターが2か所開設とのことですが、君津市に行った際、君津の地域包括センターで気付いたのが、看板に文字が大きく出ている非常に目立っていました。委託している事業所に大きな看板が出ており、車で行くと入り口に看板があるので、そういうのがあるだけでも違うのかなと思います。地域包括支援センターに行かない人の中には家庭の事情を知っている友達や近所の方のところに行くという声を聞きましたが、そういう方たちを通して地域包括支援センターの窓口につながるような形が出来ていけばいいのかなと思います。</p> |
| 事務局 (金子課長) | <p>ご意見ありがとうございます。地域包括支援センターにつきましては、先ほども説明したとおり8期計画における体制強化を進めていきます。現在体制強化に向けて委託に関する仕様書であるとか、どういった形で募集を進めていくかなど整理を行っている段階です。今おっしゃった市民の方に目に入る看板をどういった形で掲げるかなど、これから検討しなければいけないことではないかと考えております。地域包括支援センターが増えることとなりますので、市民の方に利用しやすい施設にしていきたいと思っております。</p> |
| 岸委員 | <p>介護人材の関係になりますが、小中学生への周知と福祉教育の推進ということで記載していますが、何か具体的な方向性があれば教えてください。</p> |
| 事務局 (野呂参事) | <p>福祉教育の推進部分についてですが、学校ごとに進めていくと聞いております。ただ現在コロナ禍ということもあり、学校側がカリキュラム的に厳しいとも聞いておりますので、コロナウイルスの感染拡大がある程度落ち着いてから、福祉教育については進めていくことになるかと考えております。</p> <p>介護人材については、各事業者が介護人材の確保に困っているとも聞いております。県が「千葉県福祉人材確保・定着推進方針」を定めており、国の方針と併せロボット化とかICT化も含めた中で高額の予算をあてがっているような状況もありますので、県と一体となって介護人材の定着については進めていきたいと考えております。</p> |
| 岸委員 | <p>人材難については、深刻ではないかと思っておりますので、是非取り組んでいてもらいたいと思います。ありがとうございます。</p> |

| | |
|---------------|--|
| | |
| 小泉会長 | <p>4章までということで、まだ質疑はある方はいらっしゃいますか。無いようですのでここで5分ほど休憩を取りたいと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>【休憩：5分】</p> <p>それでは会議を再開したいと思います。続きまして第5章・第6章の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 (須藤班長) | 【議題（3）5章、6章の説明】 |
| 小泉会長 | <p>地域密着型サービスの整備計画ですが、今計画期間中に、『地位密着型老人福祉施設入所者生活介護』ということで、1施設開設予定となっております。今年度広域型が開設されましたが、定員が80名ぐらいたったと思います。開設したにもかかわらず待機者があまり減っていないのが感想としてありますが、今現在広域型施設の入所者で、市民の方の割合はだいたいどのくらいになりますか。</p> |
| 事務局 (野呂参事) | <p>現在80人の定員の中で64名が入所しておりまして、8割が埋まっているような状況です。そのうち市民の割合がどのくらいということですが、袖ヶ浦市民は25名ということにはなっていますが、袖ヶ浦市の保険者と住基上の市民をはっきり分けていませんので、実際にはそれよりも少ない可能性があります。</p> <p>ただ前回十数名というお話がありましたので、おそらく2割から3割程度ほどではないかとは思っております。</p> |
| 小泉会長 | <p>広域型ということで、市民の割合を増やしてくださいということは言えないとは思いますが、増えてくれば少し待機者も減ってくると思いますので、どのようにしたらいいのか難しいところだとは思いますが、実態を伺いました。</p> |
| 事務局 (野呂参事) | <p>今施設整備の関係も含めて、袖ヶ浦市のサービスの給付について先ほど事務局から説明させていただきましたが、補足をさせていただきます。当市の人口推計を出させていただいたと思いますが、高齢化率が高くなり、今26.7%の高齢化率がこの先28%を超えるような状況になっていきます。高齢化率が上がるということとあわせて、重要な問題として、前期高齢者と後期高齢者の人口が逆転する現</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>象があります。今までの当市は前期高齢者が多い状況でしたが、令和4年に後期高齢者が前期高齢者を上回る予測になっております。これはどういうことかといいますと、前期高齢者で介護保険の認定を取られている方は非常に少なく、だいたい3%~4%の方が取られている状況です。それが後期高齢者になると、約4人に1人ということで、介護需要が非常に増えるという状況がありますので、今回の計画の中でも介護サービスの利用については今後上昇していくことを見込んでおります。</p> <p>更に高齢化の中では独居高齢者と、高齢者のみ世帯等が増えているという状況もあります。そちらに対応するというところで、地域密着型の特養を増やしてくということを検討しています。まだ決定はしていませんので、検討段階ということをご了承いただきたいと思えます。</p> <p>もう1点として、認知症の問題があります。認知症については、国等の報告によりますと、2025年に700万人になるとの予測があり、これから急激に認知症の高齢者が増えていく中で、どう対応するかという問題があります。その中で市内の認知症のグループホームが満床で、待機者がいるような状況ですので、それに対応するためにグループホームを増やすということを検討しています。</p> <p>また7期計画の中で、小規模多機能型居宅介護が計画に位置づけられていました。市内に小規模多機能の事業所が1件ありますが、今定員に達していない状況です。来年度4月に小規模多機能型と看護の機能を有する看護小規模多機能型の事業所が新たに蔵波台に開設される予定もあり、現在の小規模多機能型の事業所が定員に達していない状況もありますので、8期では小規模多機能型居宅介護の整備については計画の中に位置づけないことで考えています。</p> <p>また定期巡回については今年度から2事業所開設しております。現在コロナ禍という状況もありますが、利用者が増えていない状況です。そういったこともあり、今ある事業所を8期の中では支援するという形で進めていこうと考えております。ただ今申し上げたことはまだ検討中ということで、今後内容が若干変わる可能性もあり、また計画の中で書かれている文言についても、一部変更があるということをご了承いただきたいと思えます。</p> |
| 小泉会長 | <p>まだ介護保険料の算定はされていないということですが、今の説明ですと受給者が増えていくといった見込をもっているということだと思います。そうすると保険料も下がるというよりはむしろ上がっていくという方向なのかと思えます。これから受給者が増えるか</p> |

| | |
|---------------|---|
| | ら、給付費が増えるということだけなのか、今施設の関係についてはいくつか説明を受けましたが、それ以外に何か7期と比べて拡充するようなサービスは考えていますか。 |
| 事務局 (野呂参事) | 新たなサービスを始めるということは考えておりませんが、今あるサービスが全般的に増えていくということで考えております。ただ先ほど説明した施設サービス等については定員の関係があり、整備を進めないと入所出来ないということもありますので、その部分については整備を進めて行きたいと思っております。 |
| 小泉会長 | 他に何かありますか。よろしいでしょうか。では特に無いようですので、次に移らせていただきます。次に第7章の説明を事務局からお願いします。 |
| 事務局 (鹿島班長) | 【議題（3）7章の説明】 |
| 小泉会長 | それでは第7章について質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。何かございますか。 それでは質疑が無いようですので議題の4番目その他ということで委員の皆様から何かございますか。無いようなので、次に事務局から何かございますか。 |
| 事務局 (須藤班長) | 次回の開催日についてですが、来年の1月25日を予定しております。また直前になりましたら文書でお知らせいたしますのでよろしくをお願いいたします。 |
| 小泉会長 | それでは本日本日予定しておりました議案の審議は全て終了いたしました。以上で議長の任を解かせていただきます。議事進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。 |
| 事務局 (野呂参事) | 小泉会長、ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第3回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。 |

議題(1) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●介護予防・日常生活支援総合事業：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、更新が1件あったことから報告するものです。なお令和2年11月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については39事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については47事業所を指定。

【更新】

| 事業所名 | 住所 | サービス種別 | 運営主体 | | | 指定日 | |
|---------|-----------|-----------------------------|-------------------------|-------|--------|-----------|-----------|
| | | | 法人名 | 代表者役職 | 代表者 | 指定日 | 指定終了日 |
| 通所介護のんき | 袖ヶ浦市代宿303 | 第1号通所事業 (介護予防通所介護相当サービス) | 特定非営利活動法人障害児教育・福祉資料センター | 代表理事 | 大井 ギン子 | 令和2年10月1日 | 令和8年9月30日 |

議題(2) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う。

●令和2年10月1日現在、47事業所(市内9事業所、市外38事業所)と契約。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所 (追加分)

| NO | 契約日 | 事業所番号 | 事業所名 | 居宅介護支援事業所 | | | | | 運営主体 | | | |
|----|-----------|------------|-------------------|----------------|------------|-----------|-------|------|-----------|-------|-------|----------------|
| | | | | 住 所 | 指定取得 | 指定更新 | 管理者 | 常勤換算 | 法人名 | 代表者役職 | 代表者 | 住 所 |
| 48 | 令和2年12月1日 | 1272800077 | 太陽会ケアプランセンターOHANA | 千葉県鴨川市大幡1222-1 | 平成11年11月1日 | 平成20年4月1日 | 松本 守代 | 3 | 社会福祉法人太陽会 | 理事長 | 亀田 信介 | 千葉県鴨川市大幡1222-1 |

袖ヶ浦市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 （袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画）

令和3年度～令和5年度

【案】

令和 年 月

袖ヶ浦市

《ご注意》

※第5章介護保険サービス見込み量と保険料の算出（95～129ページ）については、現在算定作業のため空欄です。

令和2年10月時点

目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | 計画策定にあたって | 1 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 | 計画の期間 | 3 |
| 第4節 | 計画策定にあたっての基本的な視点 | 4 |
| 第2章 | 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題 | 5 |
| 第1節 | 高齢者の現状 | 5 |
| 1 | 人口構成の推移 | 5 |
| 2 | 世帯構成の推移 | 10 |
| 3 | 高齢者の就労状況の推移 | 11 |
| 4 | 平均寿命と健康寿命の変化 | 12 |
| 第2節 | 介護保険給付等の状況 | 13 |
| 1 | 要支援・要介護認定者数と認定率の推移 | 13 |
| 2 | 介護保険給付等の推移 | 15 |
| 第3節 | 第7期計画期間における取組と今後の課題 | 18 |
| | 基本目標1：健康でいきいきとした暮らしの実現 | 18 |
| | 基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備 | 22 |
| | 基本目標3：介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成 | 24 |
| | 基本目標4：地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 35 |
| 第4節 | アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状 | 36 |
| 1 | 調査の概要 | 36 |
| 2 | 調査結果の概要 | 39 |
| 第5節 | 第8期計画における重点課題 | 58 |
| | 重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実 | 58 |
| | 重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進 | 58 |
| | 重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり | 59 |
| | 重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供 | 59 |
| 第3章 | 計画の基本理念と基本的方向 | 60 |
| 第1節 | 基本理念 | 60 |
| 第2節 | 基本目標 | 61 |
| | 基本目標1：介護予防と健康づくりの推進 | 61 |
| | 基本目標2：住み慣れた地域での生活支援 | 61 |
| | 基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり | 62 |
| | 基本目標4：生きがいつくりと社会参加の推進 | 62 |
| 第3節 | 施策体系 | 63 |
| 第4節 | 日常生活圏域の設定 | 64 |
| 第4章 | 施策の展開 | 66 |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| 基本目標 1：介護予防と健康づくりの推進..... | 66 |
| 1 介護予防・重度化防止の推進..... | 66 |
| 2 健康づくりの推進..... | 68 |
| 基本目標 2：住み慣れた地域での生活支援..... | 71 |
| 1 相談支援体制の充実..... | 71 |
| 2 生活支援サービスの充実..... | 74 |
| 3 介護保険サービスの充実..... | 77 |
| 4 在宅医療・介護の連携..... | 79 |
| 5 安心して暮らせるまちづくり..... | 80 |
| 6 権利擁護施策の推進..... | 83 |
| 7 介護人材の確保・定着支援..... | 85 |
| 基本目標 3：地域で支え合う仕組みづくり..... | 86 |
| 1 支え合い活動の推進..... | 86 |
| 2 認知症予防・共生に向けた取組..... | 89 |
| 基本目標 4：生きがいづくりと社会参加の推進..... | 91 |
| 1 地域でのふれあいづくりの推進..... | 91 |
| 2 社会貢献活動の推進..... | 93 |
| 第 5 章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出..... | 95 |
| 第 1 節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提..... | 95 |
| 1 被保険者数の推計..... | 95 |
| 2 要支援・要介護認定者数の推計..... | 95 |
| 第 2 節 介護保険サービス量の見込み..... | 96 |
| 1 在宅介護（予防）サービス量の見込み..... | 96 |
| 2 介護施設サービス量の見込み..... | 110 |
| 3 地域密着型サービス量の見込み..... | 112 |
| 4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況..... | 115 |
| 5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画..... | 116 |
| 第 3 節 介護保険事業費の見込み..... | 119 |
| 1 介護サービス給付費（見込額）..... | 119 |
| 2 介護予防サービス給付費（見込額）..... | 120 |
| 第 4 節 保険料の算出..... | 121 |
| 1 保険給付費の負担割合..... | 121 |
| 2 地域支援事業費の負担割合..... | 122 |
| 3 保険給付費等の見込額..... | 123 |
| 4 基準額に対する介護保険料の設定等..... | 124 |
| 5 所得段階別被保険者数（第 1 号被保険者数）の推計..... | 125 |
| 6 介護保険料基準額（月額）の算定方法..... | 126 |
| 7 所得段階別介護保険料..... | 127 |
| 8 低所得者の支援策..... | 128 |
| 9 中長期的な推計..... | 129 |
| 第 6 章 計画の推進..... | 130 |
| 第 1 節 サービスの円滑な提供を図るための方策..... | 130 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 1 | 介護給付実施体制の強化..... | 130 |
| 2 | 地域包括ケアシステムの深化・推進..... | 130 |
| 第2節 | 介護給付の適正化..... | 131 |
| 1 | 要支援・要介護認定の適正化..... | 131 |
| 2 | ケアプランの点検..... | 131 |
| 3 | 住宅改修等の点検..... | 131 |
| 4 | 縦覧点検・医療情報との突合..... | 131 |
| 5 | 介護給付費通知..... | 131 |
| 第3節 | 計画の達成状況の点検と評価..... | 132 |
| 1 | 計画の達成状況の点検..... | 132 |
| 2 | 計画の達成状況の評価..... | 132 |
| 3 | 袖ヶ浦市介護保険運営協議会..... | 133 |
| 第7章 | 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画..... | 134 |
| 第1節 | 計画策定の趣旨..... | 134 |
| 1 | 計画策定の背景と目的..... | 134 |
| 2 | 計画の位置づけ..... | 134 |
| 3 | 計画の期間..... | 134 |
| 4 | 成年後見制度について..... | 135 |
| 第2節 | 成年後見制度利用に関する現状と課題..... | 136 |
| 1 | 成年後見制度の利用状況..... | 136 |
| 2 | 成年後見制度に関する袖ヶ浦市の取組..... | 138 |
| 3 | 関係機関アンケート結果..... | 139 |
| 4 | 成年後見制度の利用促進における課題..... | 140 |
| 第3節 | 計画の基本的な考え方..... | 141 |
| 1 | 基本理念..... | 141 |
| 第4節 | 計画における取組..... | 142 |
| 1 | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築..... | 142 |
| 第5節 | 計画の推進..... | 144 |
| 1 | 計画の推進体制..... | 144 |
| 2 | 計画の点検と評価..... | 144 |
| 第8章 | 資料編..... | 145 |

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化の急速な進展による介護ニーズの増大に対応するため、介護を社会全体で支えることを目的に平成12年に創設され、20年が経過しました。

この間、要介護認定の仕組みや新たなサービスを追加するなどの制度の見直しを図りながら、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着し、利用者も増加しています。

我が国の高齢者人口は、内閣府の「令和元年版高齢社会白書」によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に3,677万人に達し、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎えることが推計されています。この状況は本市においても同様で、本市の高齢者化率は令和2年10月現在で26.7%であり、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22（2040）年には30.2%に上昇すると見込まれます。その他にも単身高齢者や認知症の高齢者の増加が見込まれるなど、介護サービスの需要がさらに増加、多様化することが想定されます。

本市では、介護保険制度の開始以降、介護保険法の規定により3年ごとに高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、安定的に高齢者福祉事業及び介護保険事業の推進に努めてきました。

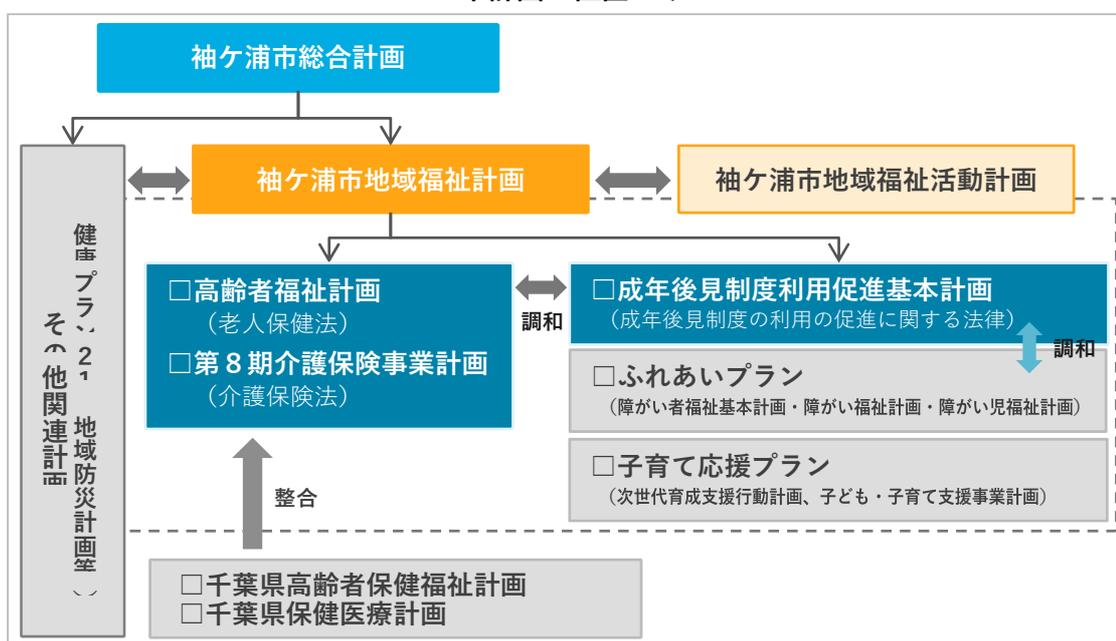
本計画はこれまでの取組を継承しつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら令和22（2040）年を見据えて、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険制度の安定的な運営と、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいくための重要な計画として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。また「袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画」をあわせて策定します。

また、上位計画の「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」をはじめとする他計画と整合を図り策定しています。さらに、「袖ヶ浦市地域防災計画」や「袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」等との調和も必要に応じて図っています。

■本計画の位置づけ■



さらに、近年、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に定められた目標を達成するため、各国でそれぞれ取組が進められています。国においてもSDGsの目標達成に向けた取組を進めており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたり、SDGsの理念を最大限反映させることが重要となっています。

本市においては、令和2年度を初年度とする総合計画において、各施策とSDGsの各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGsの達成に貢献していることから、本計画においても各施策の推進を通じてSDGsの達成に貢献していくものとしします。

■SDGsとは■

- * 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年を期限とする国際目標です。
- * SDGsは、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

第3節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととなっています。したがって、今回策定する「第8期介護保険事業計画」の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度とします。また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間と定めます。

なお、計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、さらにはその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

■計画の期間■



第4節 計画策定にあたっての基本的な視点

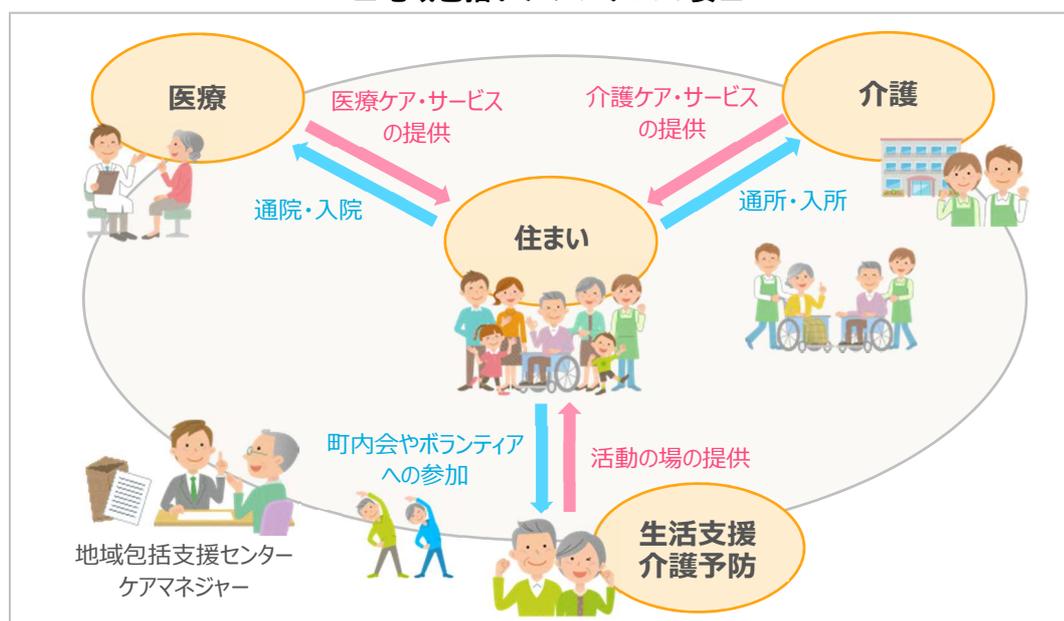
介護保険制度は3年ごとに大きな見直しが行われています。第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱として高齢者の生活を支援していく「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むことになっています。

本市の取組として、これまで、医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有し、相互の専門性を理解しその知識を互いに習得できるよう連携を図ってきました。介護予防の推進として、袖ヶ浦いきいき百歳体操等介護予防を推進してきました。また、介護保険サービスを充実させるため、特別養護老人ホームや定期巡回・臨時対応訪問型訪問介護看護を開設しました。

厚生労働省が公表した第8期介護保険事業計画の基本指針案では、令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービスの基盤、人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化、認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、災害や感染症に係る体制整備の充実が求められています。

第8期計画の策定にあたっては、これらを踏まえ、令和7（2025）年に向け介護保険サービス基盤の整備を図るとともに、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた介護予防の取組・認知症施策をさらに進めるほか、災害等に係る取組を進めます。また、地域共生社会の実現を目指し、行政のみならず、あらゆる市民が生きがいや役割を持ち、地域の多様な主体と協働し、自分らしく生活できる地域社会を形成するために、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿■



第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 人口構成の推移

(1) 人口と高齢化率の推移

住民基本台帳に基づく令和2年10月1日現在の本市の総人口は64,884人となり、増加傾向にあります。

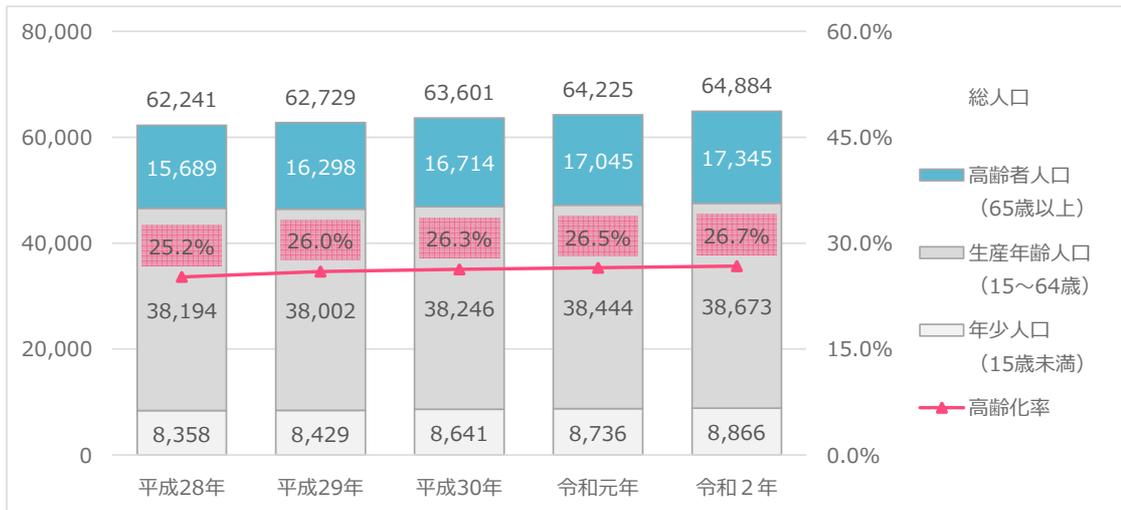
年齢3区分別人口について、平成28年以降の推移をみると、いずれの年齢区分別人口も増加傾向が続いています。

また、これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成28年以降13%台半ばで安定していますが、生産年齢人口の割合は低下傾向が続いており、令和元年以降は6割を割り込んでいます。

高齢者人口の割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、令和2年においては26.7%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

■年齢3区分別人口の推移■

単位：人

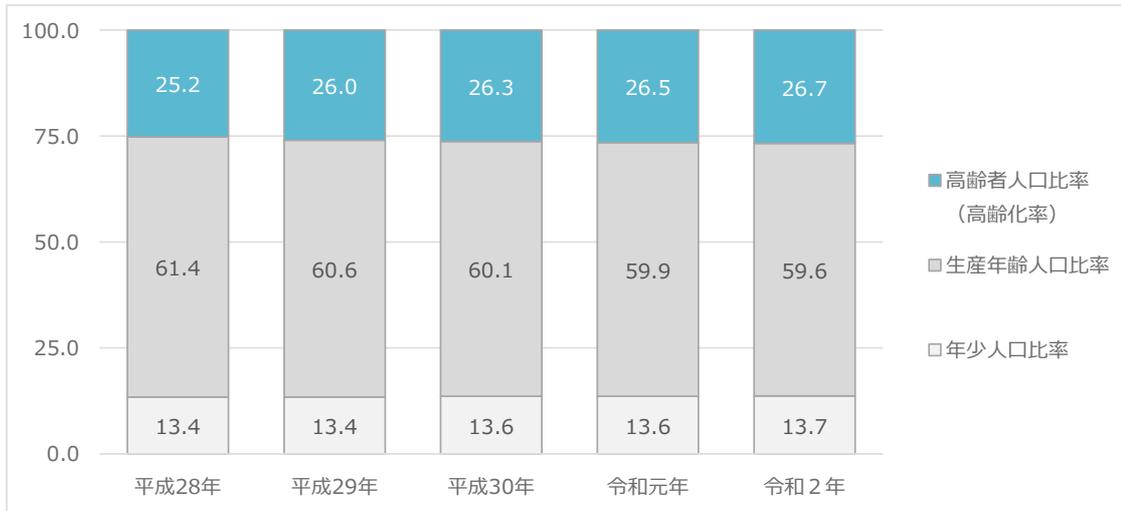


資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■年齢3区分別人口構成比の推移■

単位：％

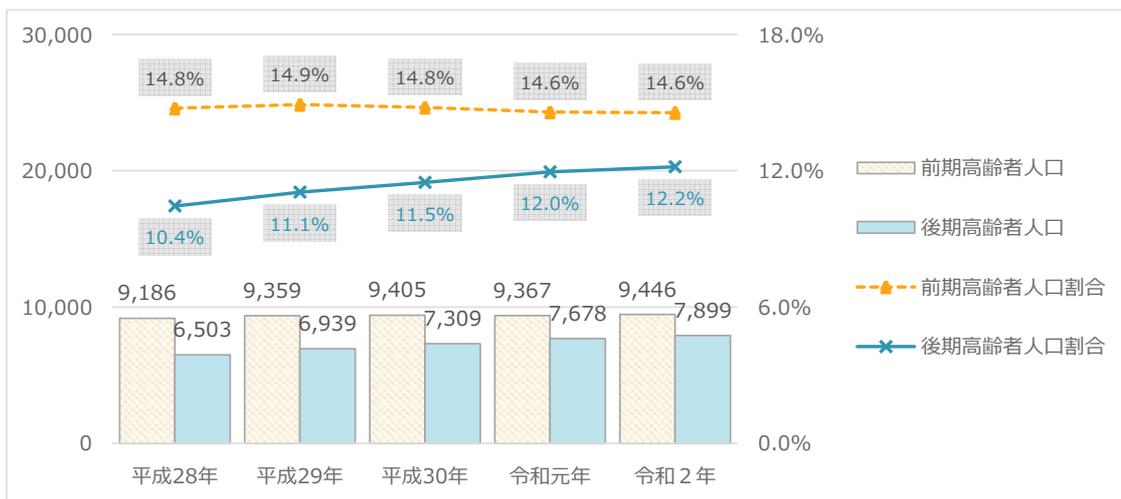


資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）
 ※端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%にならない。

高齢者を前期高齢者、後期高齢者に区分してその推移をみると、前期高齢者人口、後期高齢者人口はともに増加傾向が続いています。特に後期高齢者人口は平成28年には6,503人となっていました。令和2年には7,899人と、1,300人あまり増加しています。

■前期高齢者人口、後期高齢者人口の推移■

単位：人



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（各年10月1日現在）

(2) 地区別にみた高齢者の状況

住民基本台帳による、市内居住地区別の高齢化の状況は以下のとおりです。平岡地区、富岡地区は既に高齢化率が4割目前となっています。

なお、地区別に高齢化率の推移をみると、昭和地区では低下傾向が続いていますが、その他の地区では概ね上昇が続いていることがわかります。

■地区別の年齢3区分別人口及び高齢化率の状況■

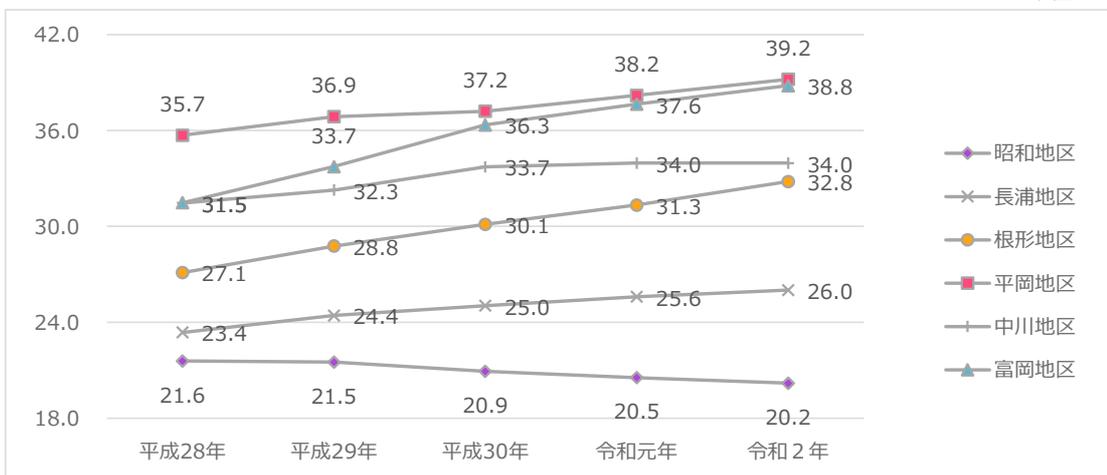
単位：人

| 地区 | 昭和地区 | 長浦地区 | 根形地区 | 平岡地区 | 中川地区 | 富岡地区 | 全体 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 総人口 | 20,282 | 27,700 | 5,810 | 5,741 | 3,905 | 1,446 | 64,884 |
| 年少人口 | 3,474 | 3,795 | 597 | 446 | 450 | 104 | 8,866 |
| 生産年齢人口 | 12,712 | 16,699 | 3,307 | 3,045 | 2,129 | 781 | 38,673 |
| 高齢者人口 | 4,096 | 7,206 | 1,906 | 2,250 | 1,326 | 561 | 17,345 |
| 前期高齢者人口 | 2,140 | 4,106 | 1,118 | 1,094 | 658 | 330 | 9,446 |
| 後期高齢者人口 | 1,956 | 3,100 | 788 | 1,156 | 668 | 231 | 7,899 |
| 高齢化率 | 20.2% | 26.0% | 32.8% | 39.2% | 34.0% | 38.8% | 26.7% |

資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（令和2年10月1日現在）

■地区別の高齢化率の推移■

単位：%



資料：住民基本台帳人口（外国人人口を含む。）（令和2年10月1日現在）

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

地区別に要支援・要介護認定者数をみると、65歳以上人口の多い長浦地区は要支援・要介護認定者数が884人となっています。65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合が最も高いのは中川地区で、17.3%となっています。

■地区別にみた要支援・要介護認定者数■

単位：人

| | 昭和地区 | 長浦地区 | 根形地区 | 平岡地区 | 中川地区 | 富岡地区 | 計 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 要支援1 | 62 | 137 | 29 | 28 | 24 | 14 | 294 |
| 要支援2 | 60 | 114 | 40 | 33 | 25 | 10 | 282 |
| 小計 | 122 | 251 | 69 | 61 | 49 | 24 | 576 |
| 要介護1 | 137 | 179 | 68 | 67 | 50 | 20 | 521 |
| 要介護2 | 100 | 140 | 53 | 57 | 37 | 17 | 404 |
| 要介護3 | 84 | 107 | 43 | 56 | 29 | 8 | 327 |
| 要介護4 | 84 | 122 | 32 | 51 | 40 | 11 | 340 |
| 要介護5 | 52 | 85 | 18 | 37 | 24 | 3 | 219 |
| 小計 | 457 | 633 | 214 | 268 | 180 | 59 | 1,811 |
| 合計 | 579 | 884 | 283 | 329 | 229 | 83 | 2,387 |
| 65歳以上人口 | 4,096 | 7,206 | 1,906 | 2,250 | 1,326 | 561 | 17,375 |
| 割合 | 14.1% | 12.3% | 14.8% | 14.6% | 17.3% | 14.8% | 13.8% |

資料：袖ヶ浦市介護保険課（令和2年10月1日現在）

※「割合」は65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す。

※市外居住者（住所地特例者）を除く。

(3) 高齢者人口の推計

袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計によると、本市の総人口は令和2年以降も当面は微増で推移していくことが見込まれています。前期高齢者人口は減少傾向が続くものの、後期高齢者人口は一貫して増加が続き、令和4（2022）年には前期高齢者人口を上回るほか、令和7（2025）年には1万人を突破することが見込まれています。

高齢化率でみると、令和7（2025）年まで上昇していくことが見込まれています。

■袖ヶ浦市の推計人口■

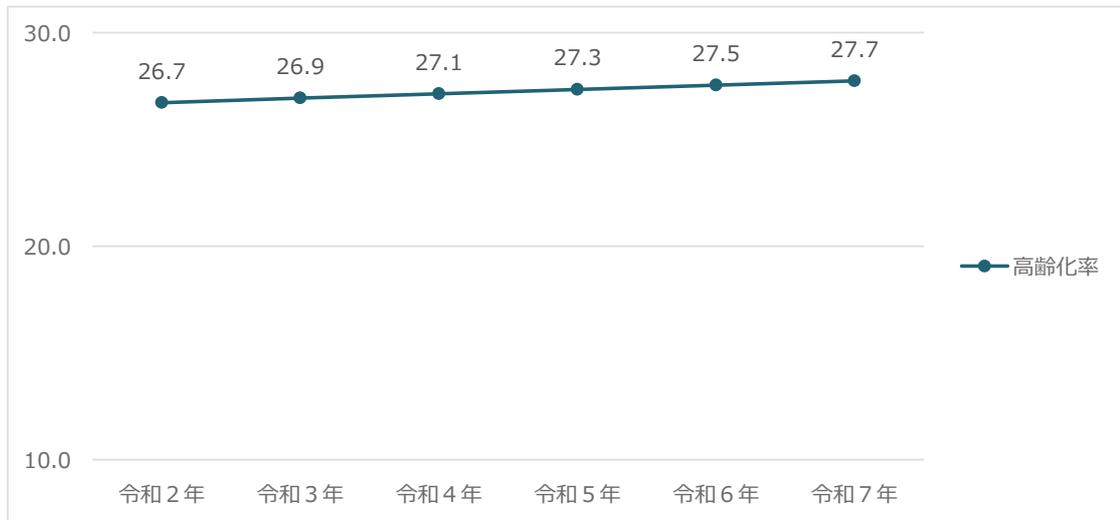
単位：人



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

■袖ヶ浦市の高齢化率の推計■

単位：%



資料：袖ヶ浦市基本構想を参考に令和2年10月1日の人口等により算出した人口推計

2 世帯構成の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向で推移しています。また、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあり、高齢者単身世帯は平成12年から平成27年までの15年間で約3.1倍、高齢夫婦世帯は約2.8倍となっています。平成27年においては、一般世帯のうち、42.1%が高齢者のいる世帯となっています。また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の比率も上昇しており、それぞれ平成27年には7.8%、12.2%となっています。

全国及び千葉県の平均と比較すると、高齢者のいる世帯の比率は上回っているものの、高齢者単身世帯の割合はそれぞれ3.3ポイント、2.1ポイント下回っています。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数■

単位：世帯

| | 袖ヶ浦市 | | | | 千葉県 | 全国 (千世帯) |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-----------|-------------|
| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 平成27年 | 平成27年 |
| 一般世帯数 (A) | 18,639 | 19,732 | 21,335 | 22,545 | 2,604,839 | 53,332 |
| 高齢者のいる世帯 (B) | 5,270 | 6,362 | 7,880 | 9,496 | 1,028,003 | 21,713 |
| 比率 (B/A) | 28.3% | 32.2% | 36.9% | 42.1% | 39.5% | 40.7% |
| 高齢者単身世帯 (C) | 576 | 838 | 1,165 | 1,769 | 258,253 | 5,928 |
| 比率 (C/A) | 3.1% | 4.2% | 5.5% | 7.8% | 9.9% | 11.1% |
| 高齢夫婦世帯 (D) | 980 | 1,394 | 2,020 | 2,745 | 309,018 | 6,079 |
| 比率 (D/A) | 5.3% | 7.1% | 9.5% | 12.2% | 11.9% | 11.4% |
| 親族等と同居世帯 (E) | 3,714 | 4,130 | 4,695 | 4,982 | 460,732 | 9,706 |
| 比率 (E/A) | 19.9% | 20.9% | 22.0% | 22.1% | 17.7% | 18.2% |

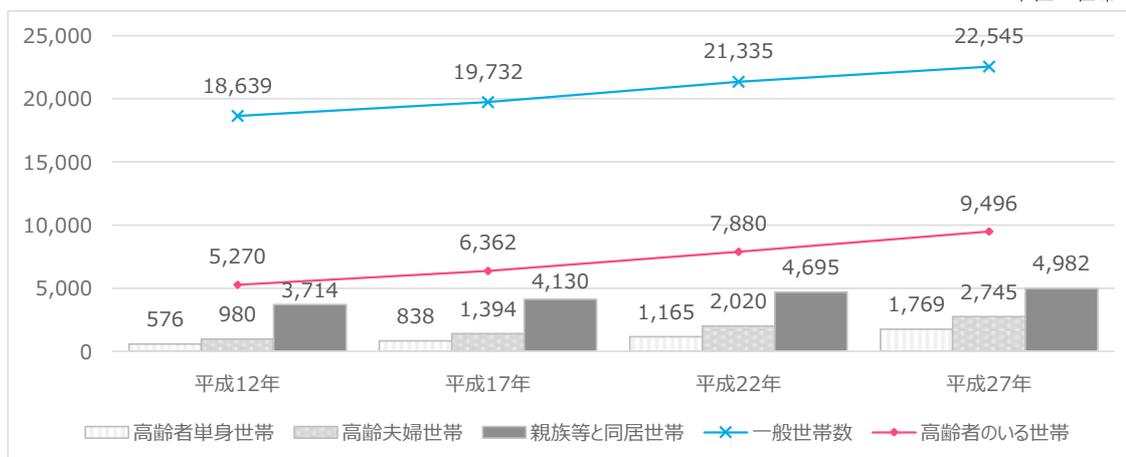
資料：総務省「国勢調査」(10月1日現在)

※「一般世帯 (A)」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれない。

※「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上妻60歳以上の1組の一般世帯をいう。

■一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移■

単位：世帯



資料：総務省「国勢調査」(10月1日現在)

3 高齢者の就労状況の推移

国勢調査によると、本市の高齢者人口は増加の一途にあり、平成12年の7,897人から平成27年には15,143人と、約1.9倍となっています。

高齢者の就労状況についてみると、「主に仕事」は平成12年の1,169人から平成27年には2,653人と約2.3倍となっており、高齢者人口の伸び率と比較すると若干高い伸び率を示しています。また、「家事のほか仕事」は平成12年が437人となっているのに対し、平成27年では約2.0倍となっています。

なお、仕事をした人（「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」の合計）の高齢者人口に対する割合は、平成12年から平成22年まで20%程度で推移していましたが、平成27年には23.2%となっており、高齢になっても何らかの仕事をしている人が増加していることがわかります。

■高齢者の就労状況■

単位：人

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----------|-------|-------|--------|--------|
| 高齢者人口 | 7,897 | 9,620 | 12,157 | 15,143 |
| 労働力人口 | 1,746 | 2,132 | 2,786 | 3,756 |
| 就業者 | 1,672 | 2,022 | 2,566 | 3,642 |
| 主に仕事※1 | 1,169 | 1,485 | 1,881 | 2,653 |
| 家事のほか仕事 | 437 | 473 | 586 | 858 |
| 通学のかたわら仕事 | - | 1 | - | - |
| 休業者※2 | 66 | 63 | 99 | 131 |
| 完全失業者※2 | 74 | 110 | 220 | 114 |
| 非労働力人口 | 6,100 | 7,423 | 9,120 | 11,102 |

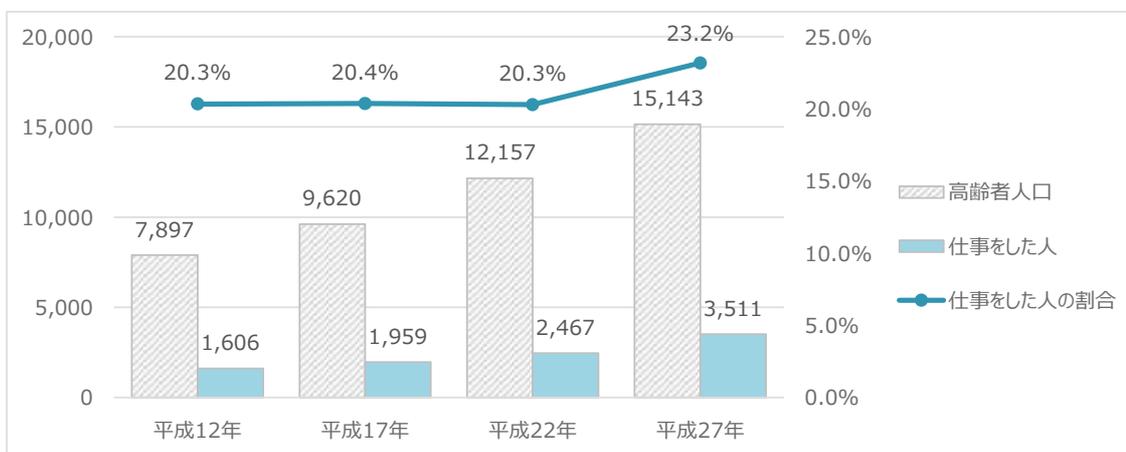
資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

※1「主に仕事」とは、「主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合」をいう。

※2「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、「仕事を探していた者」をいう。

■高齢者の就労状況の推移■

単位：人



資料：総務省「国勢調査」（10月1日現在）

4 平均寿命と健康寿命の変化

医療技術の向上や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し、世界的にも長寿の国の1つとなっています。

袖ヶ浦市の65歳における平均寿命・健康寿命を、千葉県が公表している65歳時点における平均余命、平均自立期間、平均要介護期間を用いて算出した、平成28年度の「平均寿命」は、男性84.23歳、女性88.27歳となっています。また、要介護度2に満たない状態を健康な期間と見なす「健康寿命」は、男性82.84歳、女性85.32歳となっています。

上記に示す「平均寿命」と「健康寿命」の差を「不健康な状態が続く期間（平均要介護期間）」とすると、平成22年度と比べて男性では0.14年の長期化がみられるのに対し、女性では0.07年の短縮がみられています。

■袖ヶ浦市の平均余命（65歳時点）と平均自立期間（65歳時点）の変化■

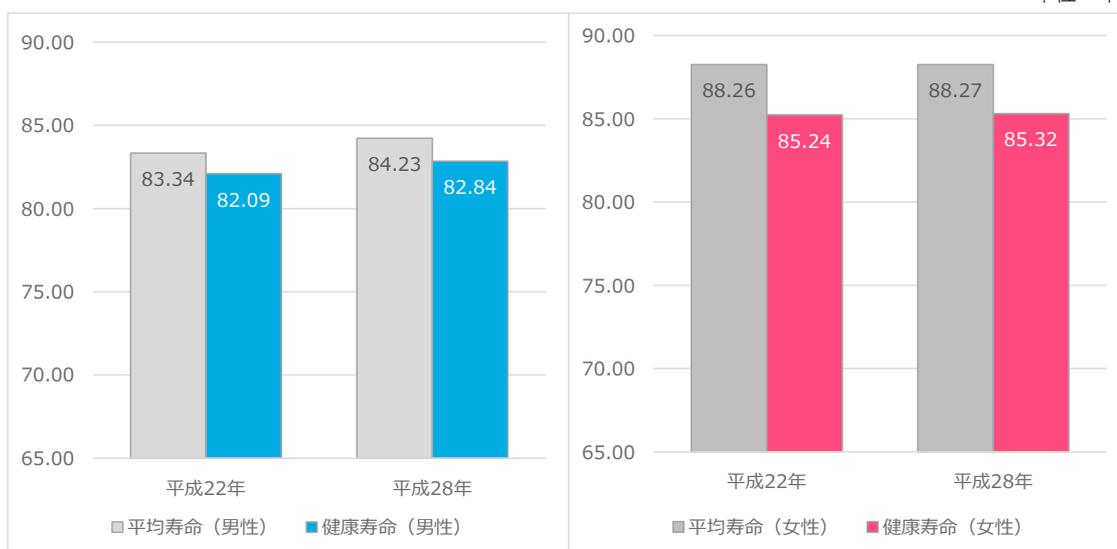
単位：年

| | 男性 | | | 女性 | | |
|---------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | 平成22年 | 平成28年 | 差 | 平成22年 | 平成28年 | 差 |
| 平均余命 | 18.34 | 19.23 | 0.89 | 23.26 | 23.27 | 0.01 |
| (平均寿命) | 83.34 | 84.23 | 0.89 | 88.26 | 88.27 | 0.01 |
| 平均自立期間 | 17.09 | 17.84 | 0.75 | 20.24 | 20.32 | 0.08 |
| (健康寿命) | 82.09 | 82.84 | 0.75 | 85.24 | 85.32 | 0.08 |
| 平均要介護期間 | 1.25 | 1.39 | 0.14 | 3.02 | 2.95 | -0.07 |

資料：千葉県 Web サイト「<健康情報ナビ>健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
(千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班)

■袖ヶ浦市の平均寿命と健康寿命の変化■

単位：年



資料：千葉県 Web サイト「<健康情報ナビ>健康寿命ほか、健康施策の推進をサポートする各種統計情報」
(千葉県健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進班)

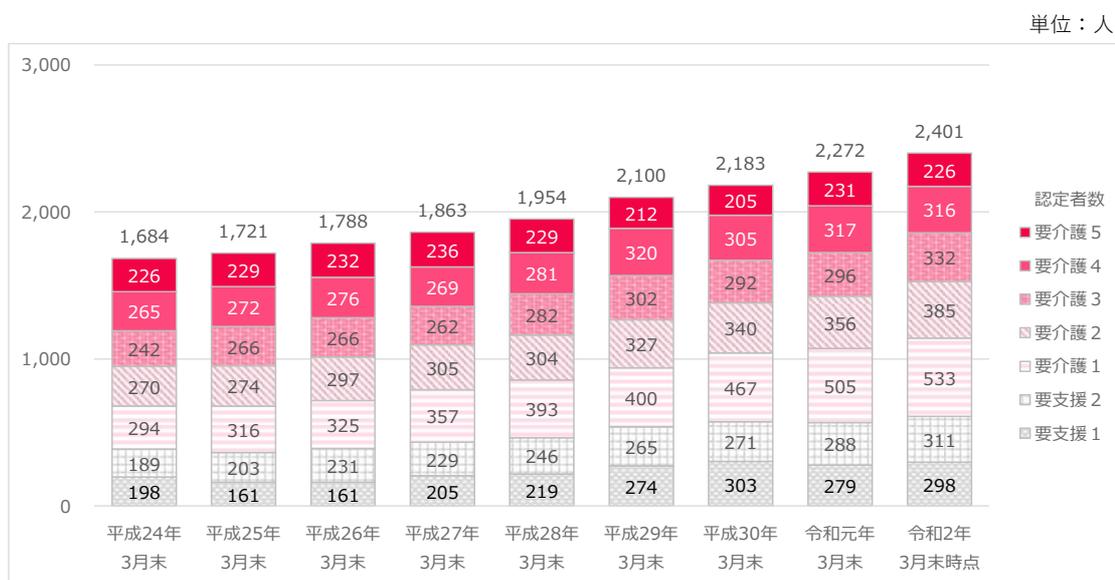
第2節 介護保険給付等の状況

1 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

本市における第1号被保険者（65歳以上）のうち、要支援・要介護認定者数は平成24年3月末以降増加が続いています。今後も高齢者人口の増加傾向が続くことが見込まれ、認定者数もさらに増加していくと見込まれます。

認定率¹は、全国、千葉県の数よりも低い割合で推移していますが、平成27年3月末以降は上昇傾向が続いています。

■要支援・要介護認定者数の推移■



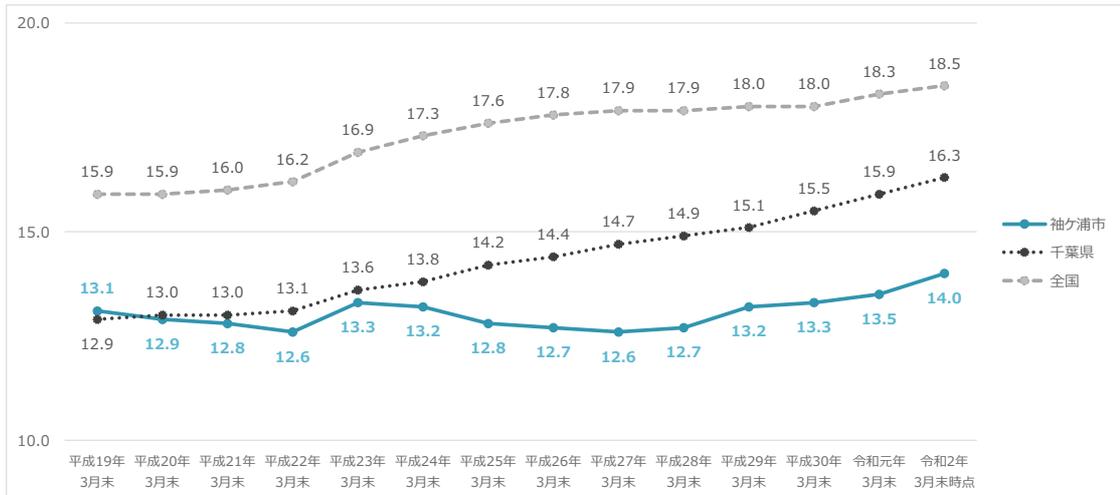
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

¹ 第1号被保険者に対する第1号被保険者の要介護・要支援認定者の割合をいう。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■認定率の推移■

単位：％

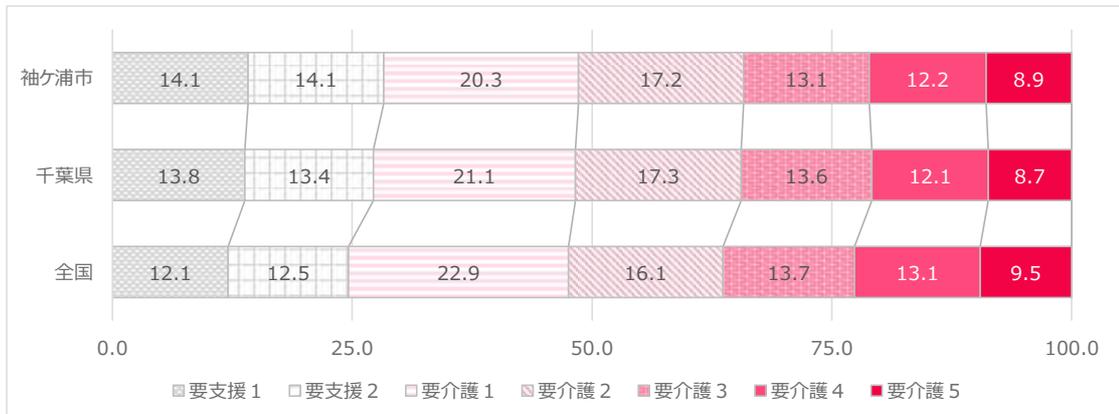


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成23年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（3月月報）」（令和元年度）

令和元年の要支援・要介護度別の構成割合をみると、本市は全国、千葉県と比べて軽度認定者（要支援1～要介護2）の割合が高くなっています。

■要支援・要介護度別構成割合の比較■

単位：％



資料：厚生労働省「介護保険事業報告（令和元年度3月月報）」

2 介護保険給付等の推移

(1) 介護保険サービス利用者（受給者）数と受給者の割合の状況

要支援・要介護認定者のうち、介護保険サービスを利用する受給者数の平均についてみると、施設受給者、居住系受給者数及び在宅受給者数はいずれもわずかに増加傾向がうかがえます。要支援・要介護認定者の伸びは平成26年3月末から令和2年3月末までみると、600人程度となっているのに対し、介護保険サービス受給者数（平均）の増加は200人弱にとどまっています。

介護保険サービス利用者（受給者）について割合でみると、在宅サービス受給者が約7割、施設系サービスが3割弱となっており、近年は居住系サービス受給者の割合がわずかに上昇していることがうかがえます。

■（参考）介護保険サービスの種類■

| 種別 | 含まれるサービス |
|---------|---|
| 施設サービス | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 |
| 居住系サービス | 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| 在宅サービス | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 |

■介護保険サービス受給者数（平均）の推移■

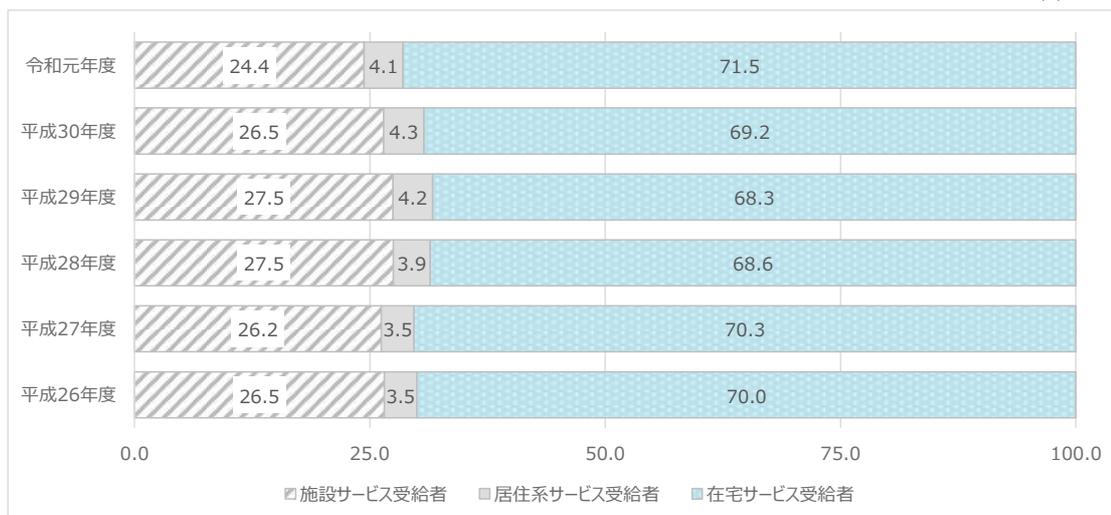


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■介護保険サービス利用者（受給者）割合の推移■

単位：％

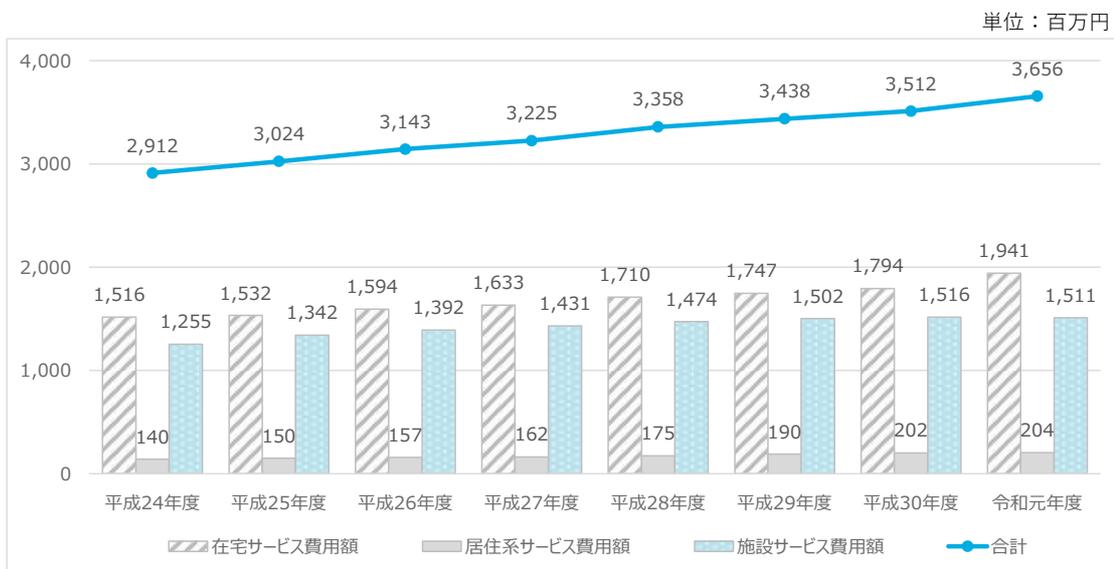


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」より算出（12か月の平均値）。

(2) 介護費用額と受給者1人当たり給付費の状況

本市の介護費用額をみると、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスいずれのサービスでも増加傾向にあり、その合計は令和元年度において36億5,600万円と、平成24年度と比較すると約1.3倍となっています。

■介護費用額の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（平成24年度～平成30年度）、厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」（令和元年度）

（注）令和元年度は令和2年2月サービス提供分まで。

在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額を要介護度別にみると、千葉県及び全国と比較した場合、要介護1では大きく上回っていますが、その他は同水準もしくは大きく下回る結果となっています。給付月額の合計も千葉県、全国の下回っています。

■在宅及び居住系サービスの受給者1人当たり給付月額（要介護度別）の比較■

単位：円

| | 受給者1人当たり給付月額 | | | 比較 | |
|------|--------------|---------|---------|--------|--------|
| | 袖ヶ浦市 | 千葉県 | 全国 | 対千葉県 | 対全国 |
| 要支援1 | 1,456 | 1,397 | 1,722 | 59 | ▲266 |
| 要支援2 | 2,706 | 2,849 | 3,631 | ▲143 | ▲925 |
| 要介護1 | 28,284 | 25,605 | 26,560 | 2,679 | 1,724 |
| 要介護2 | 27,722 | 30,627 | 31,280 | ▲2,905 | ▲3,558 |
| 要介護3 | 28,025 | 28,881 | 27,415 | ▲856 | 610 |
| 要介護4 | 22,251 | 22,866 | 22,084 | ▲615 | 167 |
| 要介護5 | 15,077 | 17,594 | 16,672 | ▲2,517 | ▲1,595 |
| 合計 | 125,521 | 129,820 | 129,364 | ▲4,299 | ▲3,843 |

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」（令和元年度）

※端数処理により要支援・要介護度別給付月額之和が合計と一致しない場合がある。

第3節 第7期計画期間における取組と今後の課題

第7期計画では、基本理念である「ふれあいとささえあい 共にはぐくむ 高齢社会」を達成するため、以下の基本目標を掲げ、各事業を推進してきました。

基本目標1：健康でいきいきとした暮らしの実現

(1) 介護予防・重度化防止の推進

- 介護予防・生活支援サービス事業では、いわゆる緩和サービス（訪問型サービスA）、短期集中予防サービスCを実施しました。住民主体による支援サービスB・移動支援サービスDの創出に向けて検討・住民への説明等を行いました。
- 一般介護予防事業では、袖ヶ浦いきいき百歳体操・おらが出張講座をはじめとする各種事業を実施し、リハビリテーション専門職等により介護予防を継続するための支援を実施しました。こうした取組により、介護予防・日常生活支援総合事業の整備が進みました。

■袖ヶ浦いきいき百歳体操■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 計画 | 参加者数 1,000人 | 参加者数 1,050人 | 参加者数 1,100人 |
| 実績 | 実施団体数 63団体 | 実施団体数 65団体 | 実施団体数 73団体 |
| | 参加人数 1,209人 | 参加人数 1,270人 | 参加人数 1,300人 |

■おらが出張講座■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-------------|-----------|------------|
| 計画 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 実施回数 60回 | 実施回数 39回 | 実施回数 45回 |
| | 参加人数 1,704人 | 参加人数 833人 | 参加人数 940人 |

■今後の課題■

高齢者の自立支援や重度化防止に向けて、介護予防の取組が一層重要となります。さらなる普及のためには①効果的であること、②住民主体で参加しやすいこと、③誰もが取り組める内容であることがポイントになると考えます。高齢者のQOL向上、健康寿命の延伸につながることから、さらに介護予防の活動・参加の促進に向けた取組が必要となります。

(2) 多様な健康づくりの推進

- 健康づくり支援センターや総合型地域スポーツクラブにおいて、高齢者等が身体を動かす機会と場を提供しました。

■総合型地域スポーツクラブ■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 5クラブ総会員数 1,296人 | 5クラブ総会員数 1,301人 | 5クラブ総会員数 1,394人 |

- 活動的な生活を送れるよう、口腔機能の維持・向上や失禁予防のための講演会・実践講座を開催しました。

■失禁予防・失禁対策のための講演会■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|---------------------|----------------------|----------------------|
| 計画 | 実施 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 講演会 1回 (30人参加) | 講演会 1回 (51人参加) | 講演会 1回 (55人参加) |
| | 実践講座 2回 (延14人参加) | 実践講座 11回 (延80人参加) | 実践講座 10回 (延88人参加) |

■今後の課題■

健康寿命の延伸には、運動のみならず栄養、口腔機能等の身体面のサポートのほか、若年期からの生活習慣病の発症予防や重度化予防に向けた取組が重要となっています。疾病予防対策の充実や、市民の主体的な健康づくりの意識醸成に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

(3) 疾病予防の推進

- 疾病の早期発見や予防のため、健康診査や人間ドック検診料の助成、各種検診、予防接種、健康相談等を行いました。

■特定健康診査及び特定保健指導■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-----------|-----------|------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 受診率 53.1% | 受診率 51.7% | 受診率 56.0% |
| | 指導率 55.4% | 指導率 51.2% | 指導率 54.0% |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■後期高齢者健康診査■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-----------|-----------|------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 受診率 59.5% | 受診率 58.1% | 受診率 58.0% |

■人間ドック検診料の助成■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 国保加入者 683 人 | 国保加入者 703 人 | 国保加入者 700 人 |
| | 後期加入者 140 人 | 後期加入者 142 人 | 後期加入者 170 人 |

■今後の課題■

健康寿命延伸に向けた取組として、疾病の早期発見・早期対応が今後も重要です。

(4) 社会参加と生きがいづくりの促進

- 高齢者学級やふれあいサロン等の開催のほか、保育所児童との交流機会の提供などを行い高齢者の生きがいづくりの促進を図りました。

■高齢者学級■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 開催回数 45回 延参加者数 1,638人 | 開催回数 41回 延参加者数 1,525人 | 開催回数 23回 延参加者数 830人 |

- 袖ヶ浦市シルバー人材センターやシニアクラブ活動の運営の支援を行い、生きがい活動や社会参加、地域貢献活動等の機会提供の推進等を図りました。

■シニアクラブ活動助成事業■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 補助金の助成による 運営支援 連合会、17クラブ | 補助金の助成による 運営支援 連合会、17クラブ | 補助金の助成による 運営支援 連合会、17クラブ |

■今後の課題■

今後も高齢者の社会的つながりを創出・維持し、地域での仲間づくりや地域貢献の場の提供に努めていく必要があります。

基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の整備

(1) 相談支援体制の充実と適切なケアマネジメントの推進

- 相談窓口の周知、研修等による職員の資質向上等により、相談支援体制の充実を図ったほか、サブセンターを含めた地域包括支援センターのあり方について検討しました。
- 地域ケア会議における個別課題検討や自立支援に資するケアマネジメントの検討によりケアマネジメント力の向上を図りました。

■今後の課題■

高齢者人口の増加、個々人の生活や価値観の多様性により、相談内容の多様化、複雑化、個別対応が必要なケースの増加が生じています。

地域包括支援センターは、より地域に根差した支援体制が求められており、対応しうる体制強化が必要です。

(2) 在宅医療と介護の連携の推進

- 医療・介護関係者間で地域の医療・介護資源に関する情報を共有したほか、相互の専門性を理解し、その知識を習得するよう、相互理解の促進、連携を図りました。
- 在宅生活において医療と介護の切れ目のないサービスを受けられるよう、医療・介護関係者間の情報共有・連携のためのツールとして近隣4市共通の「医療介護多職種連携エチケット集」を作成しました。

■今後の課題■

在宅医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加や、住み慣れた地域での自分らしい暮らしを最期まで続けたいというニーズに対応する体制づくりを継続して進める必要があります。

地域住民への啓発活動や相談対応、医療・介護関係者の連携を推進する取組を継続していく必要があります。

(3) 自立や介護に配慮した住まい・まちづくりの推進

- 住宅改修にかかる資金の貸付や希望者に耐震診断及び耐震補強工事の助成を行うなど高齢者が住み慣れた自宅でより安心して暮らせるための取組を行いました。
- 多世代同居を促進するための「世代間支え合い家族支援事業」により、住宅新築等の費用の一部の助成を行いました。
- 公共交通等での移動が困難な高齢者に対しタクシー利用料金の一部を助成する「高齢者移動支援事業」の実施に向けた検討を進め、本事業の運用を令和2年度から開始しました。

■木造住宅耐震化促進事業■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|---------------|--------------|---------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 改修工事補助件数 11 件 | 改修工事補助件数 4 件 | 改修工事補助件数 13 件 |

■世代間支え合い家族支援事業■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|-----------|-----------|------------|
| 計画 | 継続 | 継続 | 継続 |
| 実績 | 助成件数 15 件 | 助成件数 12 件 | 助成件数 13 件 |

■今後の課題■

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にあることから、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりが必要です。

(4) 家族介護者への支援の充実

- 介護技術等を学ぶ家族介護教室を実施したほか、要介護認定を受けた65歳以上の在宅高齢者を対象に紙おむつ等を支給するなど介護者の負担の軽減に努めました。
- 認知症家族のつどい等の開催により、認知症高齢者の家族介護者の社会的孤立を 방지、身体的・精神的負担の軽減を図りました。

■家族介護教室■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|------------|-----------|------------|
| 計画 | 実施 | 実施 | 実施 |
| 実績 | 参加者数 105 人 | 参加者数 73 人 | 参加者数 120 人 |

■家族介護用品支給事業■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|------------|------------|------------|
| 計画 | 利用者数 620 人 | 利用者数 640 人 | 利用者数 660 人 |
| 実績 | 利用者数 634 人 | 利用者数 690 人 | 利用者数 690 人 |

■今後の課題■

依然として介護者にかかる身体的・精神的負担は大きく、「遠方介護」、「老々介護」など家族介護者を取り巻く課題は多様化しています。また、在宅介護の継続には介護者が介護と就業を両立できるような支援が求められることから、引き続き家族介護者のニーズを把握し、必要な支援の検討・実施を図っていく必要があります。

基本目標3：介護サービスの充実、福祉・介護人材の確保及び育成

(1) 将来を見据えた介護サービスの充実

- 特別養護老人ホームが市内1か所に開設されたほか、定期巡回・随時対応型訪問介護が市内2か所に開設されました。(P30 参照)
- 看護小規模多機能型居宅介護を令和2年度に整備しました。
- 介護相談員によるサービス利用者宅や介護保険施設等への訪問により、サービス利用の状況把握等を行いました。

■今後の課題■

高齢者の増加に伴い要介護者の増加が見込まれ、介護保険サービス利用者がさらに増加すると想定されます。今後も、事業者の確保等の基盤整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

① 在宅介護（予防）サービスの実績

在宅介護（予防）サービスの実績は次に示すとおりです。

1. 訪問介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------|------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 訪問介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 3,276 | 3,408 | 3,360 |
| | | | 実績値 | 3,046 | 3,381 | |
| | | | 比較 | ▲ 230 | ▲ 27 | |
| | | 延回数 (回) | 計画値 | 74,785 | 77,899 | 76,154 |
| | | | 実績値 | 65,893 | 70,536 | |
| | | | 比較 | ▲ 8,892 | ▲ 7,363 | |

2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 訪問入浴介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 588 | 612 | 576 |
| | | | 実績値 | 445 | 445 | |
| | | | 比較 | ▲ 143 | ▲ 167 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 2,663 | 2,794 | 2,612 | |
| | | 実績値 | 1,990 | 1,967 | | |
| | | 比較 | ▲ 673 | ▲ 827 | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績値 | 17 | 30 | |
| | | | 比較 | 17 | 30 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 実績値 | 71 | 120 | | |
| | | 比較 | 71 | 120 | | |

3. 訪問看護・介護予防訪問看護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|----------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 訪問看護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 960 | 984 | 912 |
| | | | 実績値 | 967 | 956 | |
| | | | 比較 | 7 | ▲ 28 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 7,792 | 8,010 | 7,408 | |
| | | 実績値 | 8,623 | 8,233 | | |
| | | 比較 | 831 | 223 | | |
| 介護予防訪問看護 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 180 | 180 | 192 |
| | | | 実績値 | 206 | 184 | |
| | | | 比較 | 26 | 4 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 1,350 | 1,350 | 1,453 | |
| | | 実績値 | 1,723 | 1,290 | | |
| | | 比較 | 373 | ▲ 60 | | |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|---------------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 訪問リハビリテーション | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 156 | 168 | 168 |
| | | | 実績値 | 177 | 194 | |
| | | | 比較 | 21 | 26 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 1,834 | 2,086 | 2,086 | |
| | | 実績値 | 1,760 | 2,035 | | |
| | | 比較 | ▲ 74 | ▲ 51 | | |
| 介護予防訪問リハビリ テーション | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 12 | 12 | 24 |
| | | | 実績値 | 20 | 48 | |
| | | | 比較 | 8 | 36 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 72 | 72 | 175 | |
| | | 実績値 | 158 | 373 | | |
| | | 比較 | 86 | 301 | | |

5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 居宅療養管理指導 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 1,500 | 1,608 | 1,620 |
| | | | 実績値 | 1,590 | 1,831 | |
| | | | 比較 | 90 | 223 | |
| 介護予防居宅療養 管理指導 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 180 | 180 | 192 |
| | | | 実績値 | 135 | 189 | |
| | | | 比較 | ▲ 45 | 9 | |

6. 通所介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------|------------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 通所介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 3,408 | 3,504 | 3,384 |
| | | | 実績値 | 3,349 | 3,722 | |
| | | | 比較 | ▲ 59 | 218 | |
| | 延回数 (回) | 計画値 | 30,428 | 31,288 | 30,149 | |
| | | 実績値 | 30,965 | 34,459 | | |
| | | 比較 | 537 | 3,171 | | |

7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|---------------------|------------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 通所リハビリテーション | 要介護 1～5 | 延人数 （人） | 計画値 | 2,280 | 2,436 | 2,472 |
| | | | 実績値 | 2,161 | 2,379 | |
| | | | 比較 | ▲ 119 | ▲ 57 | |
| | 延回数 （回） | 計画値 | 18,882 | 20,159 | 20,437 | |
| | | 実績値 | 17,603 | 19,407 | | |
| | | 比較 | ▲ 1,279 | ▲ 752 | | |
| 介護予防通所リハビリ テーション | 要支援 1・2 | 延人数 （人） | 計画値 | 840 | 876 | 924 |
| | | | 実績値 | 612 | 709 | |
| | | | 比較 | ▲ 228 | ▲ 167 | |

8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------------------|------------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 短期入所生活介護 | 要介護 1～5 | 延人数 （人） | 計画値 | 2,964 | 3,108 | 2,916 |
| | | | 実績値 | 2,484 | 2,532 | |
| | | | 比較 | ▲ 480 | ▲ 576 | |
| | 延日数 （日） | 計画値 | 52,728 | 55,433 | 52,182 | |
| | | 実績値 | 46,429 | 48,760 | | |
| | | 比較 | ▲ 6,299 | ▲ 6,673 | | |
| 介護予防短期入所 生活介護 | 要支援 1・2 | 延人数 （人） | 計画値 | 60 | 60 | 72 |
| | | | 実績値 | 45 | 47 | |
| | | | 比較 | ▲ 15 | ▲ 13 | |
| | 延日数 （日） | 計画値 | 512 | 512 | 564 | |
| | | 実績値 | 245 | 214 | | |
| | | 比較 | ▲ 267 | ▲ 298 | | |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 短期入所療養介護 | 要介護 1～5 | 延人数 （人） | 計画値 | 192 | 204 | 204 |
| | | | 実績値 | 170 | 233 | |
| | | | 比較 | ▲ 22 | 29 | |
| | 延日数 （日） | 計画値 | 1,550 | 1,675 | 1,675 | |
| | | 実績値 | 1,222 | 1,516 | | |
| | | 比較 | ▲ 328 | ▲ 159 | | |
| 介護予防短期入所 療養介護 | 要支援 1・2 | 延人数 （人） | 計画値 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績値 | 3 | 1 | |
| | | | 比較 | 3 | 1 | |
| | 延日数 （日） | 計画値 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 実績値 | 7 | 10 | | |
| | | 比較 | 7 | 10 | | |

10. 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|---------------------|------------|------------|---------|---------|------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 特定施設入居者 生活介護 | 要介護 1～5 | 延人数 （人） | 計画値 | 384 | 468 | 576 |
| | | | 実績値 | 396 | 389 | |
| | | | 比較 | 12 | ▲ 79 | |
| 介護予防特定施設 入居者生活介護 | 要支援 1・2 | 延人数 （人） | 計画値 | 84 | 120 | 156 |
| | | | 実績値 | 15 | 52 | |
| | | | 比較 | ▲ 69 | ▲ 68 | |

11. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 福祉用具貸与 | 要介護 1～5 | 延人数 （人） | 計画値 | 6,480 | 6,900 | 6,936 |
| | | | 実績値 | 6,067 | 6,942 | |
| | | | 比較 | ▲ 413 | 42 | |
| 介護予防福祉用具貸与 | 要支援 1・2 | 延人数 （人） | 計画値 | 1,500 | 1,572 | 1,644 |
| | | | 実績値 | 1,450 | 1,540 | |
| | | | 比較 | ▲ 50 | ▲ 32 | |

12. 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|-------------------|------------|------------|---------|---------|-----|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2(見込み) |
| 特定福祉用具購入費 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 156 | 168 | 180 |
| | | | 実績値 | 147 | 140 | |
| | | | 比較 | ▲9 | ▲28 | |
| 特定介護予防福祉用具 購入費 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 36 | 36 | 36 |
| | | | 実績値 | 30 | 41 | |
| | | | 比較 | ▲6 | 5 | |

13. 住宅改修・介護予防住宅改修

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|----------|------------|------------|---------|---------|-----|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2(見込み) |
| 住宅改修 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 108 | 120 | 120 |
| | | | 実績値 | 126 | 106 | |
| | | | 比較 | 18 | ▲14 | |
| 介護予防住宅改修 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 48 | 48 | 48 |
| | | | 実績値 | 58 | 56 | |
| | | | 比較 | 10 | 8 | |

14. 居宅介護支援・介護予防支援

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|--------|------------|------------|---------|---------|--------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2(見込み) |
| 居宅介護支援 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 11,916 | 12,732 | 13,056 |
| | | | 実績値 | 11,302 | 12,339 | |
| | | | 比較 | ▲614 | ▲393 | |
| 介護予防支援 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 2,076 | 2,184 | 2,340 |
| | | | 実績値 | 1,988 | 2,123 | |
| | | | 比較 | ▲88 | ▲61 | |

② 介護施設サービスの実績

介護施設サービスの実績は次に示すとおりです。

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|-------------------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2(見込み) |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 要介護 3～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 2,256 | 2,364 | 3,144 |
| | | | 実績値 | 2,235 | 2,117 | |
| | | | 比較 | ▲ 21 | ▲ 247 | |
| 介護老人保健施設 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 1,944 | 1,980 | 2,016 |
| | | | 実績値 | 1,892 | 1,821 | |
| | | | 比較 | ▲ 52 | ▲ 159 | |
| 介護療養型医療施設 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 96 | 120 | 156 |
| | | | 実績値 | 55 | 64 | |
| | | | 比較 | ▲ 41 | ▲ 56 | |
| 介護医療院 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績値 | 0 | 0 | |
| | | | 比較 | 0 | 0 | |

③ 地域密着型サービスの実績

地域密着型サービスの実績は次に示すとおりです。

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|----------------------|------------|------------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2(見込み) |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 180 | 252 | 600 |
| | | | 実績値 | 11 | 11 | |
| | | | 比較 | ▲ 169 | ▲ 241 | |
| 認知症対応型通所介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 72 | 72 | 72 |
| | | | 実績値 | 50 | 69 | |
| | | | 比較 | ▲ 22 | ▲ 3 | |
| 介護予防認知症対応型 通所介護 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 36 | 36 | 36 |
| | | | 実績値 | 15 | 0 | |
| | | | 比較 | ▲ 21 | ▲ 36 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 144 | 228 | 312 |
| | | | 実績値 | 86 | 95 | |
| | | | 比較 | ▲ 58 | ▲ 133 | |
| 介護予防小規模多機能 型居宅介護 | 要支援 1・2 | 延人数 (人) | 計画値 | 24 | 132 | 180 |
| | | | 実績値 | 12 | 22 | |
| | | | 比較 | ▲ 12 | ▲ 110 | |
| 認知症対応型 共同生活介護 | 要介護 1～5 | 延人数 (人) | 計画値 | 456 | 456 | 456 |
| | | | 実績値 | 411 | 410 | |
| | | | 比較 | ▲ 45 | ▲ 46 | |
| 介護予防認知症対応型 共同生活介護 | 要支援 2 | 延人数 (人) | 計画値 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績値 | 3 | 0 | |
| | | | 比較 | 3 | 0 | |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

| 項目 | | | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|----------------------|--------|--------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 要介護3～5 | 延人数（人） | 計画値 | 1,044 | 1,044 | 1,044 |
| | | | 実績値 | 967 | 1,017 | 984 |
| | | | 比較 | ▲ 77 | ▲ 27 | ▲ 60 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 要介護1～5 | 延人数（人） | 計画値 | 0 | 0 | 132 |
| | | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 比較 | 0 | 0 | ▲132 |
| 地域密着型通所介護 | 要介護1～5 | 延人数（人） | 計画値 | 2,736 | 2,808 | 2,688 |
| | | | 実績値 | 2,569 | 2,877 | 3,012 |
| | | | 比較 | ▲ 167 | 69 | 324 |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

④ 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績

介護施設サービス・地域密着型サービスの整備実績は次に示すとおりです。

1. 介護施設サービス

第7期計画期間においては、令和元年度に介護老人福祉施設（1施設・定員80名）の整備を予定し、計画どおりに整備が完了しました。

■第7期計画期間における実績■

| 項目 | 平成29年度末 現在 | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|-------------------------|---------------|---------|---------|--------------|---------|
| | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） | 3施設 定員215人 | 計画値 | - | 1施設 定員80人 | - |
| | | 実績値 | - | 1施設 定員80人 | - |
| 介護老人保健施設 | 2施設 定員190人 | 計画値 | - | - | - |
| | | 実績値 | - | - | - |
| 介護療養型医療施設 | 0施設 | 計画値 | - | - | - |
| | | 実績値 | - | - | - |
| 介護医療院 | 0施設 | 計画値 | - | - | - |
| | | 実績値 | - | - | - |

2. 地域密着型サービス

第7期計画期間においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備を予定していましたが、このうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護は概ね計画どおり整備が完了しています。（介護予防）小規模多機能型居宅介護は事業の公募がなく整備には至りませんでした。

■ 第7期計画期間における実績 ■

| 項目 | 平成29年度末 現在 | 計画値/実績値 | 第7期計画実績 | | |
|--------------------------|---------------|---------|--------------|------|--------------|
| | | | H30 | R1 | R2（見込み） |
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | 0事業所 | 計画値 | 1事業所 | 1事業所 | － |
| | | 実績値 | － | 2事業所 | － |
| （介護予防）認知症 対応型通所介護 | 1事業所 定員3人 | 計画値 | － | － | － |
| | | 実績値 | － | － | － |
| （介護予防）小規模 多機能型居宅介護 | 1事業所 定員18人 | 計画値 | 1施設 定員29人 | － | － |
| | | 実績値 | － | － | － |
| 看護小規模多機能型 居宅介護 | 0施設 | 計画値 | － | － | 1施設 定員29人 |
| | | 実績値 | － | － | 1施設 定員29人 |
| （介護予防）認知症 対応型共同生活介護 | 3施設 定員36人 | 計画値 | － | － | － |
| | | 実績値 | － | － | － |
| 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 | 3施設 定員87人 | 計画値 | － | － | － |
| | | 実績値 | － | － | － |

(2) 生活支援サービスの充実

- 一般の交通手段では通院等に困難を抱える高齢者の移送サービスや、はり・きゅう・マッサージの施術利用料の一部を助成するなど、個別のケースに応じた支援を行いました。

■今後の課題■

高齢者の増加に伴い、事業費の大幅な増加が見込まれます。令和22(2040)年までの高齢者人口の将来推計を見据えた事業の見直し作業を行っていく必要があるほか、より効果的・効率的に適切なサービス支援に努める必要があります。

(3) 福祉・介護人材の定着支援

- 市内介護サービス事業者に就労している人、就労しようとする人が、介護初任者研修に参加した際にかかる費用の助成を開始しました。
- 千葉県等が開催する介護の仕事の意義や魅力を伝えるイベントや研修等の周知を行い、就労希望者や介護職員のキャリアアップへの支援を行いました。

■今後の課題■

介護人材の確保は全国的な課題の1つであり、本市においても介護人材が不足する状況が見込まれることから、市内介護保険事業者等の状況を注視しながら、必要な支援策の検討・充実を図っていく必要があります。

基本目標4：地域で支え合う仕組みづくりの推進

(1) 互いに支え合う地域づくりの推進

- 見守り、支え合い体制づくりの一貫として、個別課題、地域課題など目的に応じ、地域住民や専門職等が参加する地域ケア会議を開催しました。
- 救命講習会の開催や見守りネットワークの実施、地区社会福祉協議会の運営を支援することにより、地域全体で高齢者を見守り、支援していく体制の強化に努めました。
- ボランティアセンターや、はつらつシニアサポーター、介護支援ボランティアは、ニーズに合った支援を提供するとともに、高齢者自身が支援の提供者として参加することで、高齢者自身の健康管理や生きがいづくりに寄与しました。

■高齢者見守りネットワーク事業■

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度（見込み） |
|----|----------------|----------------|----------------|
| 計画 | 協力事業者拡大 | 協力事業者拡大 | 協力事業者拡大 |
| 実績 | 協力事業者 59事業者 | 協力事業者 65事業者 | 協力事業者 66事業者 |

■今後の課題■

地域で支え合う仕組みづくりを構築するためには、地域人材の発掘と参加促進に向けた取組が必要です。元気な高齢者の積極的な参加による見守り、生活支援など地域で支え合う体制づくりを行っていく必要があります。

(2) 安全・安心な生活環境の確保

- 高齢者等に対し、交通や防犯、消費者被害、虐待等の未然防止を目的に各種啓発活動を実施しました。
- 認知症高齢者等の見守り・徘徊への対応の充実や成年後見制度の周知・利用支援など権利擁護施策の推進に努めました。

■今後の課題■

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、災害等の非常時に支援を必要とする災害時要援護者の数は増加すると見込まれます。すべての市民が安全で安心して生活できる環境を創出するため、防災・防犯対策等の推進を図っていく必要があります。

第4節 アンケート調査からみた袖ヶ浦市の現状

1 調査の概要

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に向け、高齢者の方などの生活の状況や生活支援サービスの必要性等を把握する基礎資料とするため、各種アンケート調査を行いました。

(1) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■ 調査の実施概要 ■

| 調査種別 | 対象者 | 配布数 | 調査方法 | 調査期間 |
|---------------------------|--|--------|------------------------|-----------------------------|
| (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | ①市内に居住する一般高齢者 (要介護認定を受けていない65歳以上の市民) | 1,786票 | 郵送法 | 令和元年 12月 |
| | ②市内に居住する一般高齢者 (要支援1・2認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者) | 609票 | | |
| (2) 袖ヶ浦市 介護保険・高齢者福祉に関する調査 | ③市内に居住する 要介護1・2認定者 | 517票 | 郵送法 | 令和元年 12月 |
| | ④市内に居住する 要介護3～5認定者 | 288票 | | |
| | ⑤市内に居住する満40～64歳 の市民(第2号被保険者) | 500票 | | |
| (3) 在宅介護実態調査 | ⑥要支援・要介護認定の 更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の 居宅に居住する市民 | 446票 | 認定調査員 による聞き 取り調査 | 平成31 年4月～ 令和元年 12月 |
| (4) 事業者調査 | ⑦袖ヶ浦市内で介護サービス を提供する事業所 | 95票 | 郵送法 | 令和元年 9月 |

(2) アンケートの回収実績

アンケートの回収実績は以下に示すとおりです。

■回収実績■

| 調査種別 | 対象者 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|----------------------|-----|---------|---------|-------|
| (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | ① | 1,786 票 | 1,248 票 | 69.9% |
| | ② | 609 票 | 458 票 | 75.2% |
| | 小計 | 2,395 票 | 1,706 票 | 71.2% |
| (2) 介護保険・高齢者福祉に関する調査 | ③ | 517 票 | 330 票 | 63.8% |
| | ④ | 288 票 | 165 票 | 57.3% |
| | ⑤ | 500 票 | 248 票 | 49.6% |
| (3) 在宅介護実態調査 | ⑥ | 446 票 | 425 票 | 95.3% |
| (4) 事業者調査 | ⑦ | 95 票 | 45 票 | 47.4% |

(3) 回答者の属性

各調査の回答者の属性は以下に示すとおりです。

■回答者の属性（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）■

単位：件

| 属性 | | 全体 | ①一般高齢者 | ②要支援1・2認定者、総合事業対象者 | | | 無回答 |
|------|---------|-------|-----------|--------------------|---------|---------|-----|
| | | | 認定を受けていない | 要支援1認定者 | 要支援2認定者 | 総合事業対象者 | |
| 全体 | | 1,706 | 1,248 | 166 | 158 | 103 | 31 |
| 性別 | 男性 | 743 | 596 | 59 | 46 | 31 | 11 |
| | 女性 | 935 | 631 | 106 | 110 | 70 | 18 |
| | 無回答 | 28 | 21 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 年齢 | 65～69歳 | 378 | 358 | 11 | 6 | 3 | 0 |
| | 70～74歳 | 439 | 381 | 17 | 15 | 19 | 7 |
| | 75～79歳 | 388 | 275 | 43 | 31 | 36 | 3 |
| | 80～84歳 | 258 | 144 | 38 | 40 | 26 | 10 |
| | 85歳以上 | 226 | 81 | 53 | 64 | 19 | 9 |
| | 無回答 | 17 | 9 | 4 | 2 | 0 | 2 |
| 居住地区 | 昭和地区 | 416 | 311 | 36 | 35 | 27 | 7 |
| | 長浦地区 | 689 | 517 | 61 | 59 | 45 | 7 |
| | 根形地区 | 166 | 113 | 23 | 18 | 9 | 3 |
| | 平岡地区 | 222 | 172 | 19 | 20 | 9 | 2 |
| | 中川・富岡地区 | 153 | 100 | 18 | 21 | 12 | 2 |
| | 無回答 | 60 | 35 | 9 | 5 | 1 | 10 |

第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

■回答者の属性（袖ヶ浦市 介護保険・高齢者福祉に関する調査）■

単位：件

| 属性 | | ③要介護1・2 認定者 | ④要介護3～5 認定者 | 属性 | | ⑤満40～64歳 |
|------|---------|----------------|----------------|------|---------|----------|
| 全体 | | 330 | 165 | 全体 | | 248 |
| 性別 | 男性 | 131 | 65 | 性別 | 男性 | 79 |
| | 女性 | 189 | 99 | | 女性 | 163 |
| | 無回答 | 10 | 1 | | 無回答 | 6 |
| 年齢 | 65歳未満 | 17 | 12 | 年齢 | 40～44歳 | 39 |
| | 65～69歳 | 22 | 11 | | 45～49歳 | 28 |
| | 70～74歳 | 21 | 22 | | 50～54歳 | 30 |
| | 75～79歳 | 57 | 31 | | 55～59歳 | 35 |
| | 80～84歳 | 63 | 24 | | 60～64歳 | 101 |
| | 85～89歳 | 81 | 27 | | 無回答 | 15 |
| | 90歳以上 | 65 | 37 | | | |
| | 無回答 | 4 | 1 | | | |
| 居住地区 | 昭和地区 | 90 | 40 | 居住地区 | 昭和地区 | 55 |
| | 長浦地区 | 101 | 61 | | 長浦地区 | 94 |
| | 根形地区 | 38 | 17 | | 根形地区 | 23 |
| | 平岡地区 | 43 | 20 | | 平岡地区 | 37 |
| | 中川・富岡地区 | 48 | 22 | | 中川・富岡地区 | 32 |
| | 無回答 | 10 | 5 | | 無回答 | 7 |

■回答者の属性（在宅介護実態調査）■

単位：件

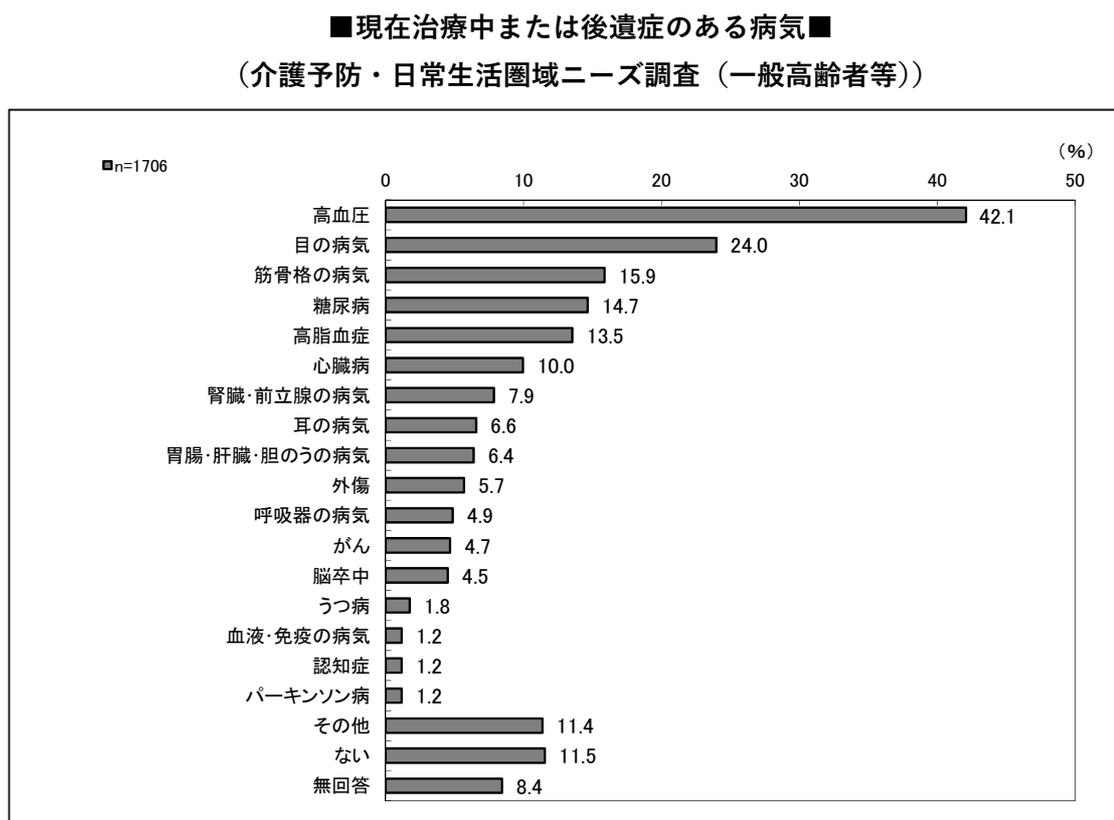
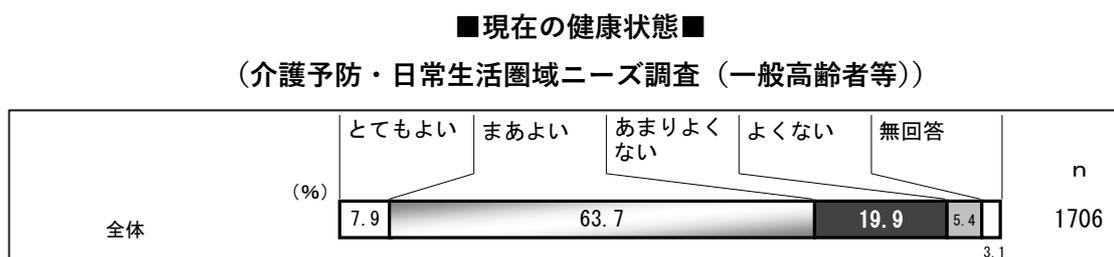
| | | ⑥要支援・要介護認定の更新・区分変更申請に伴う 認定調査を行った、市内の居宅に居住する市民 | | | | |
|------|-----------|--|--|------|--------|-----|
| 全体 | | 425 | | 全体 | | 425 |
| 要介護度 | 要支援1・2認定者 | 121 | | 世帯類型 | 単身世帯 | 68 |
| | 要介護1・2認定者 | 214 | | | 夫婦のみ世帯 | 93 |
| | 要介護3以上認定者 | 80 | | | その他 | 255 |
| | 無回答 | 10 | | | 無回答 | 9 |

2 調査結果の概要

(1) 健康状態

要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、現在の健康状態に対して「あまりよくない」または「よくない」と答えた回答者は合わせて全体の25.3%となっており、比較的元気な人であ²っても、4人に1人が健康状態に不安を感じていることがうかがえます。

現在治療中または後遺症のある病気については、「高血圧」が最も多くなっています。



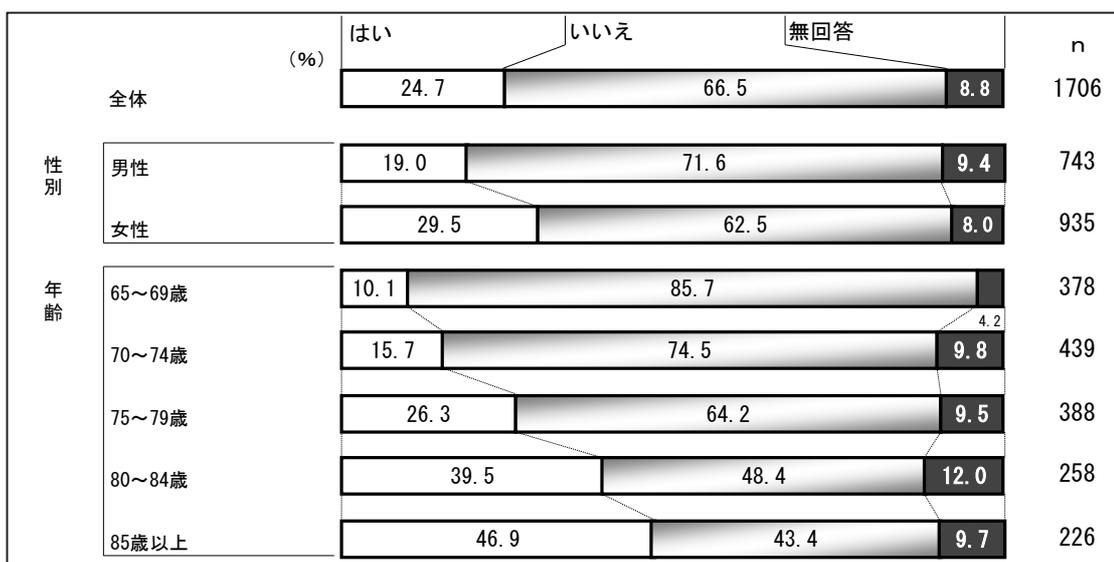
² 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査対象となる要介護認定を受けていない人を指す。

(2) 普段の生活での困りごと

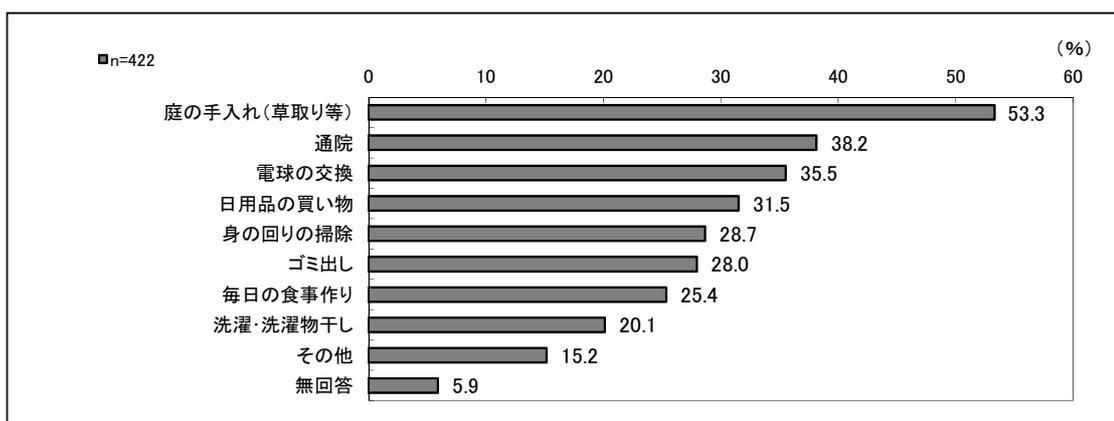
普段の生活での困りごとがあるかたずねたところ、全体では「はい」が24.7%を占めています。男性よりも女性の「はい」の割合が高くなっているほか、高齢になるにつれて「はい」の割合が高くなっており、年を重ねることで何らかの課題を抱える人が多くなることがわかります。

また、困りごとの内容については、「庭の手入れ（草取り等）」や「通院」、「電球の交換」などが上位となっています。

■ 普段の生活で困りごとがあるか ■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)



■ 困りごとの内容 ■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)

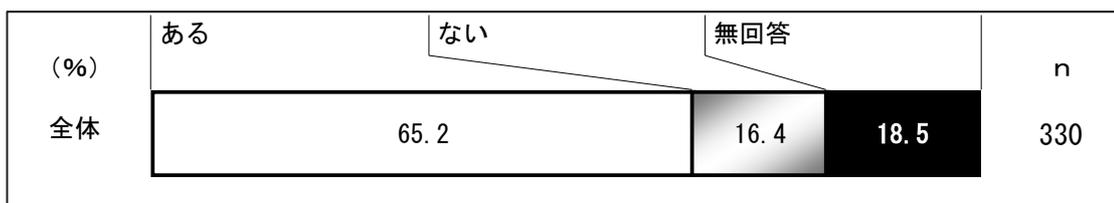


(3) 介護の不安や悩み・認知症対策

要介護認定を受けている高齢者の家族介護者に対し、介護の不安や悩みがあるかたずねたところ、要介護1・2認定者では「ある」が65.2%、要介護3～5認定者では72.1%と高い割合を占めています。

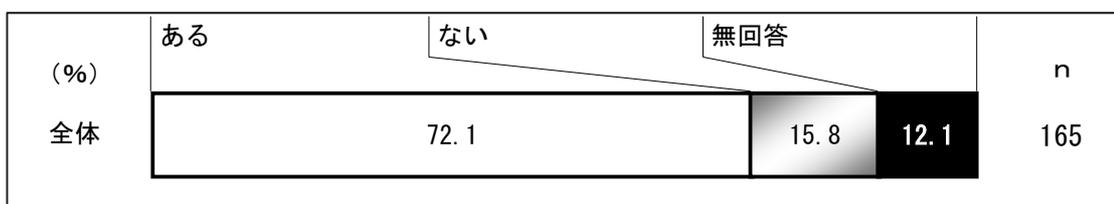
■介護の不安や悩みがあるか■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



■介護の不安や悩みがあるか■

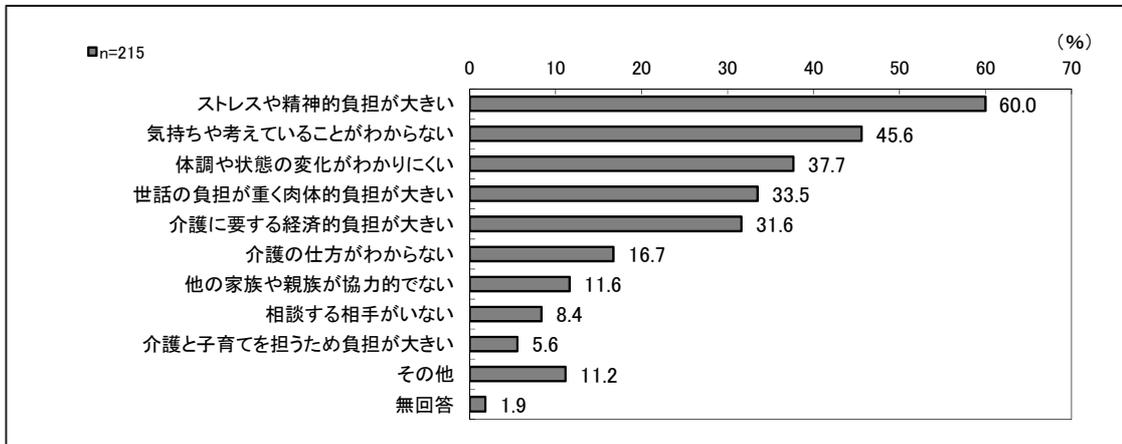
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



不安や悩みの内容については、要介護1・2認定者、要介護3～5認定者ともに「ストレスや精神的負担が大きい」が第1位となっています。

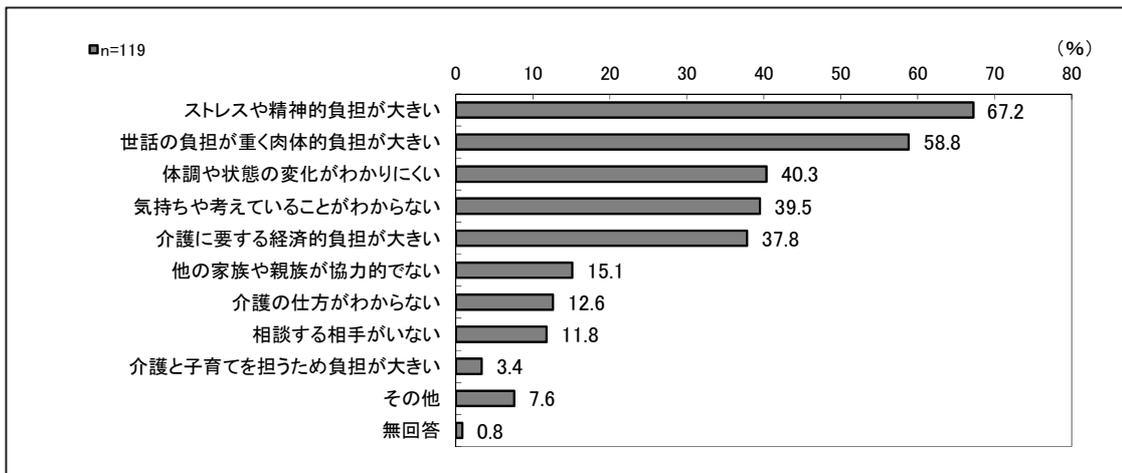
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



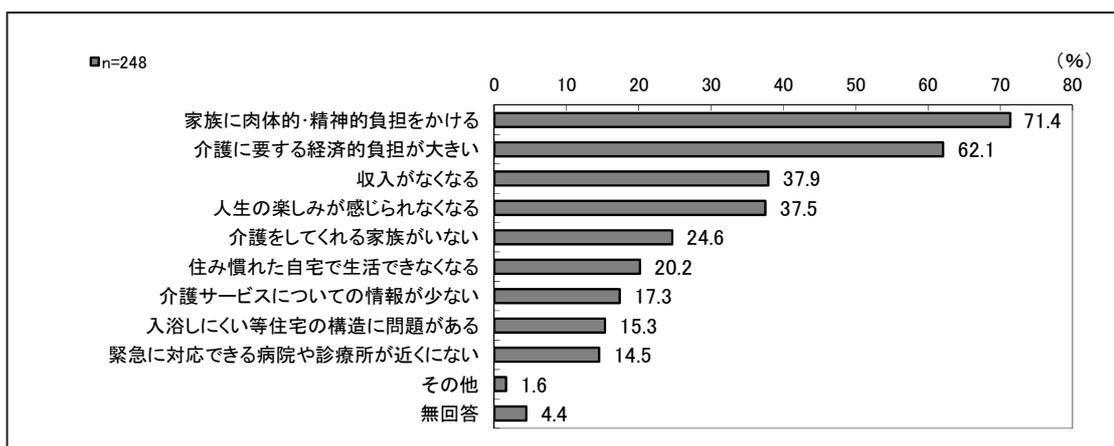
■不安や悩みの内容■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))

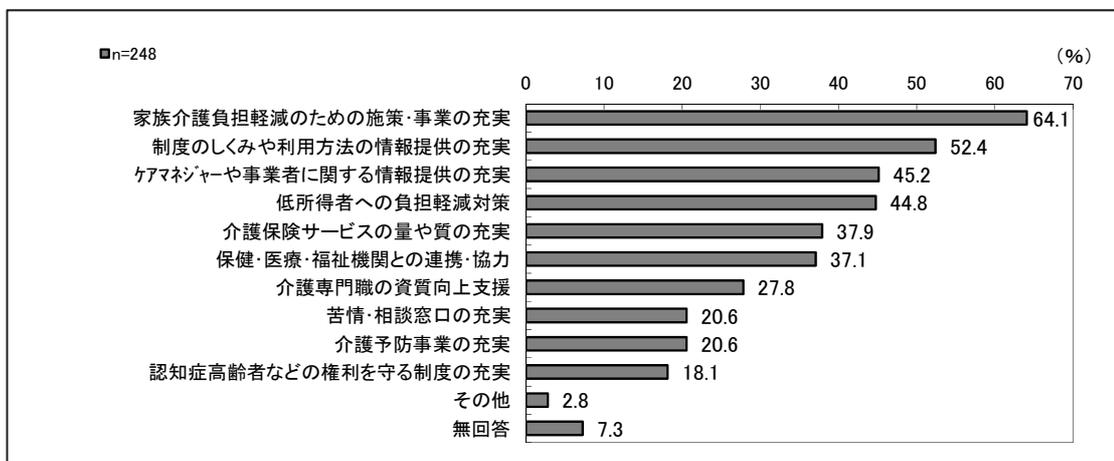


第2号被保険者に対し、自身が要介護状態になった場合に困ることについてたずねたところ、「家族に肉体的・精神的負担をかける」が第1位となっています。また、介護に関して今後市に望むことについてたずねたところ、「家族介護負担軽減のための施策・事業の充実」が第1位となっています。

■自身が要介護状態になった場合に困ること■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))



■介護に関して今後市に望むこと■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

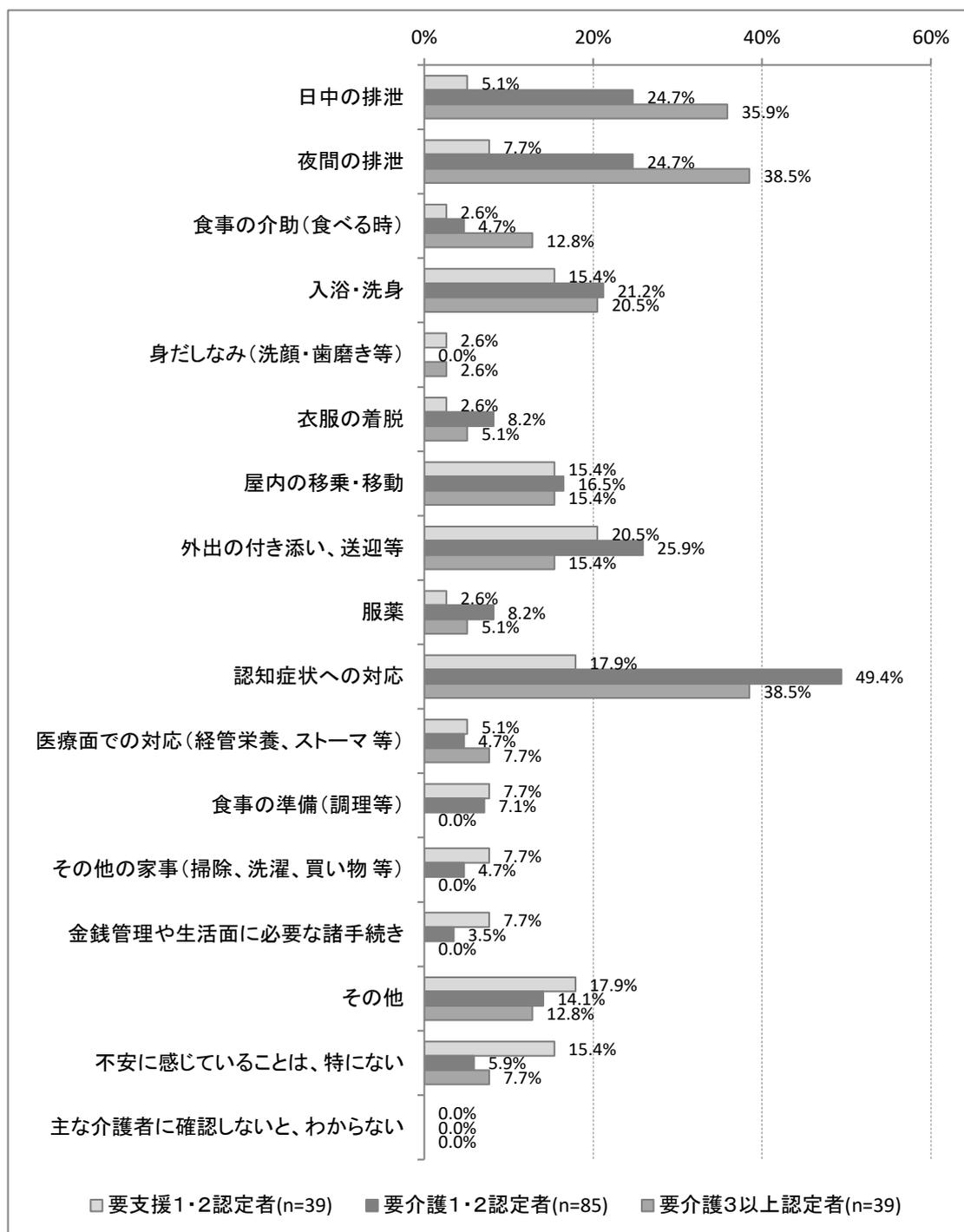


現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護についてたずねたところ、「認知症状への対応」が大きな割合を占めており、特に要介護1・2認定者では49.4%を占めています。

また、要介護3以上認定者では「日中の排泄」と「夜間の排泄」がいずれも4割弱を占めています。

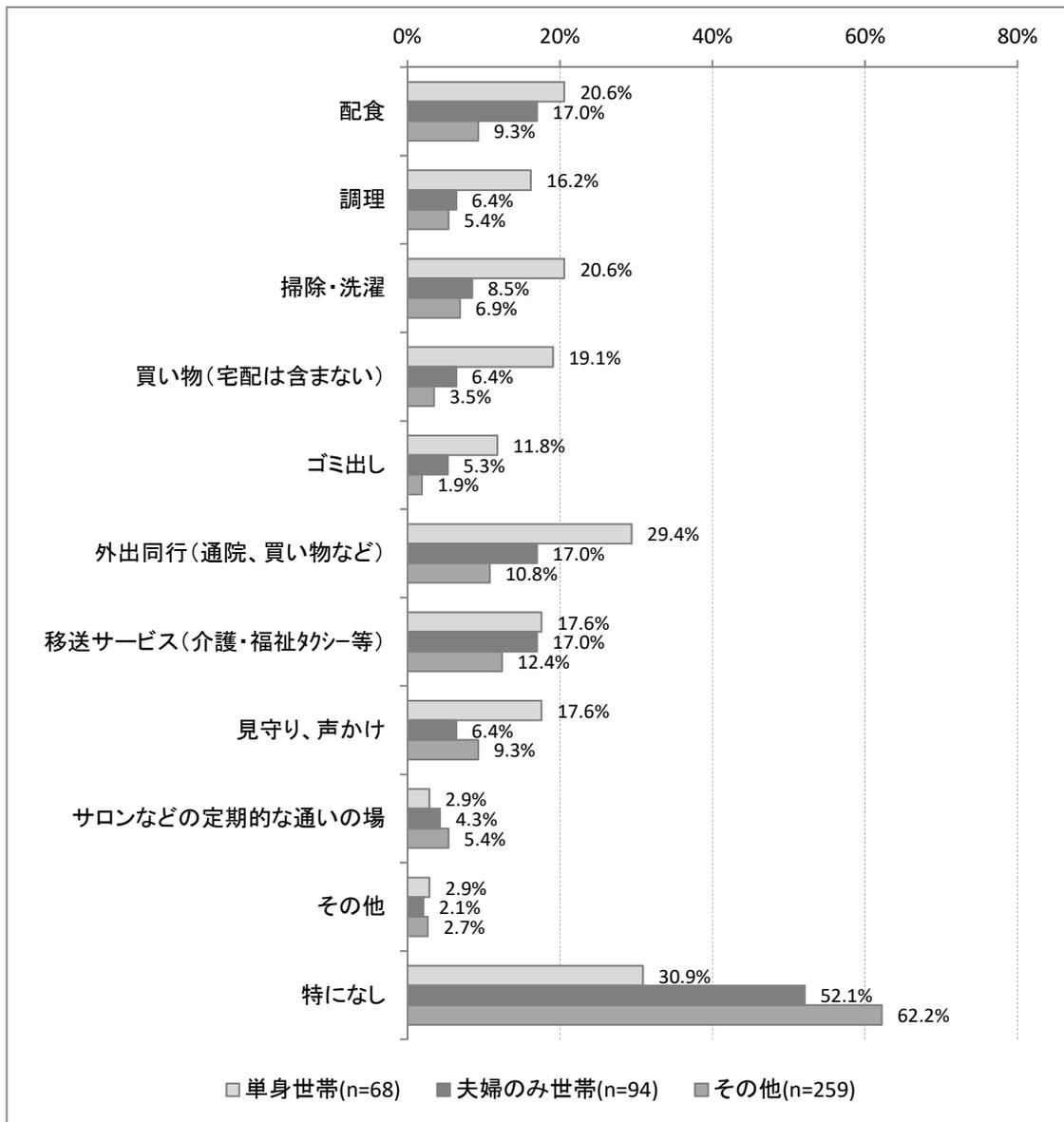
■介護者が不安に感じる介護（要介護度別）■

（在宅介護実態調査）



世帯類型別に在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについてみると、単身世帯では「外出同行（通院、買い物など）」が29.4%で最も高くなっており、夫婦のみ世帯では「配食」・「外出同行（通院、買い物など）」・「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が同率（17.0%）で最も高くなっています。

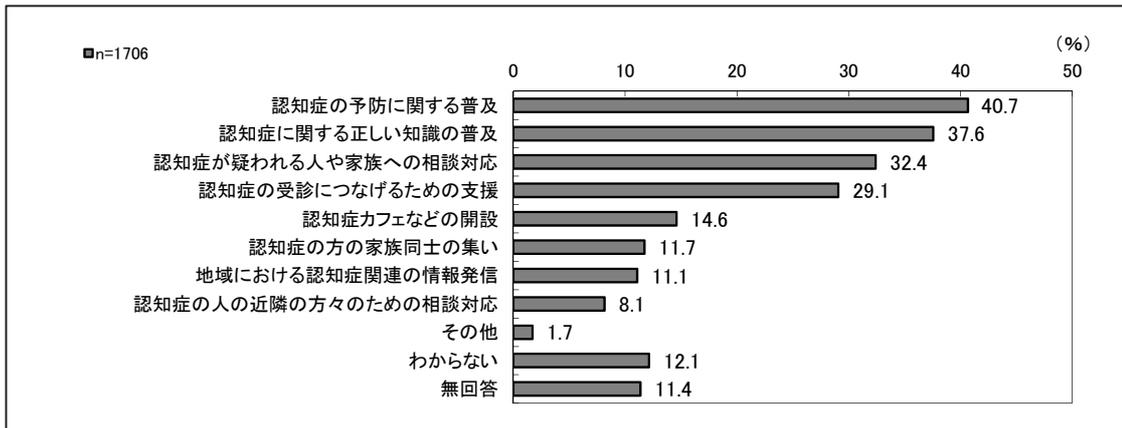
■在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（世帯類型別）■
（在宅介護実態調査）



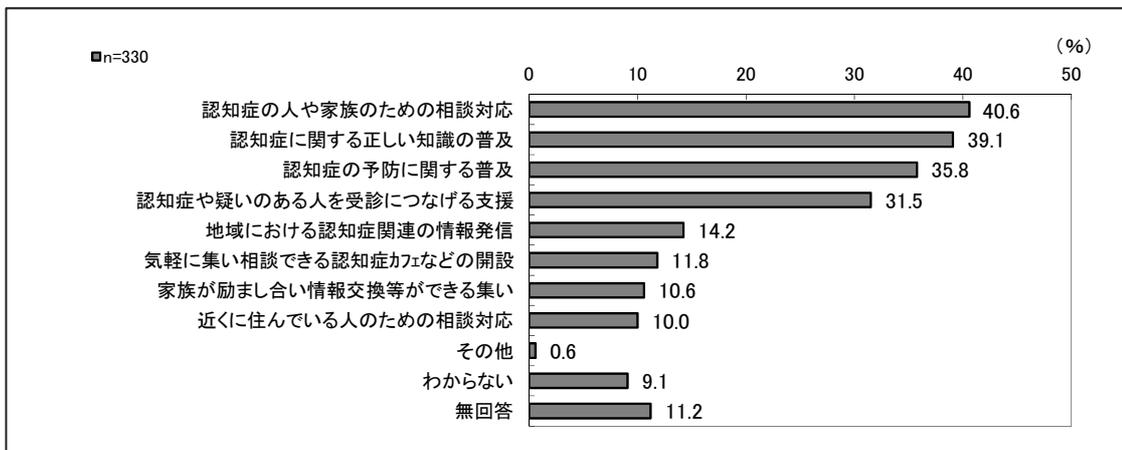
第2章 袖ヶ浦市の高齢者を取り巻く状況と課題

認知症について今後力を入れてほしい取組についてたずねたところ、一般高齢者等では「認知症の予防に関する普及」が最も多くなっているのに対し、要介護1以上の認定者、第2号被保険者では「認知症の人や家族のための相談対応」が最も多くなっています。

■認知症について今後力を入れてほしい取組■ (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者等）)

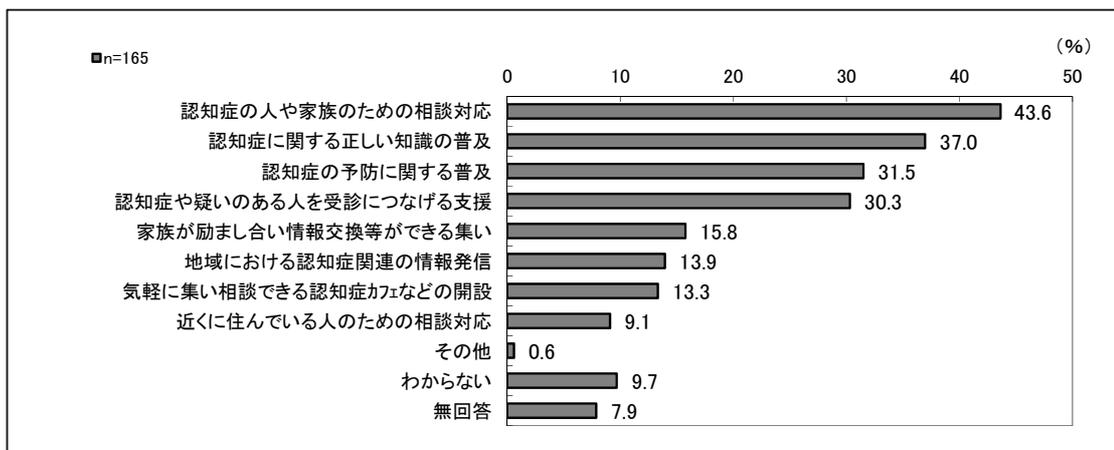


■認知症について今後力を入れてほしい取組■ (介護保険・高齢者福祉に関する調査（要介護1・2認定者）)



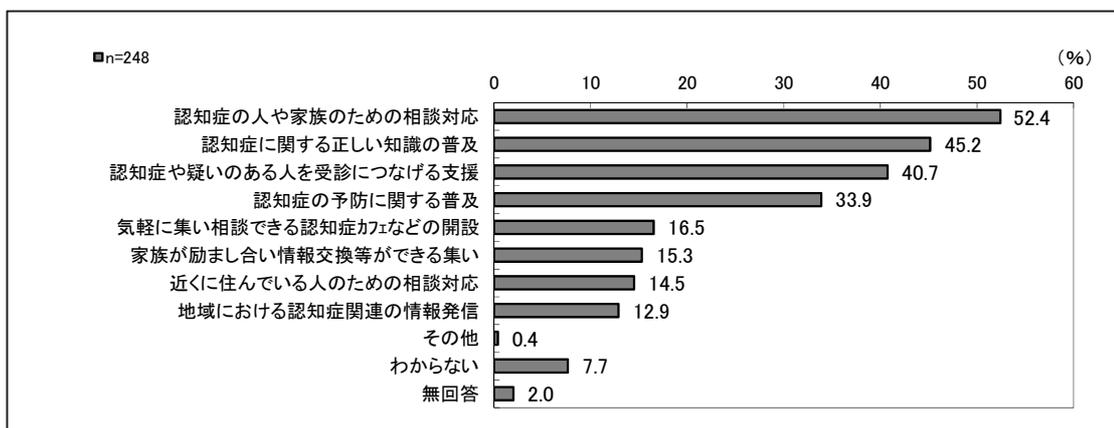
■認知症について今後力を入れてほしい取組■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



■認知症について今後力を入れてほしい取組■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



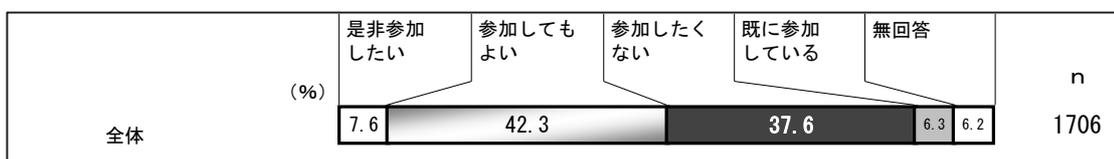
(4) 地域活動への参加

参加者として地域活動へ参加したいかたずねたところ、「参加してもよい」は一般高齢者等では42.3%、「是非参加したい」は7.6%となっており、5割弱の回答者が参加意向を示しています。また、要介護1・2認定者でも「参加してもよい」が25.5%となっています。第2号被保険者では「参加してもよい」が5割近くを占めており、高齢者のみならず、若年層の参加も増加させていく必要があります。

一方で、企画・運営としての参加意向についてみると、「参加したくない」が一般高齢者等では58.9%、要介護1・2認定者では68.5%、第2号被保険者では58.5%を占めています。

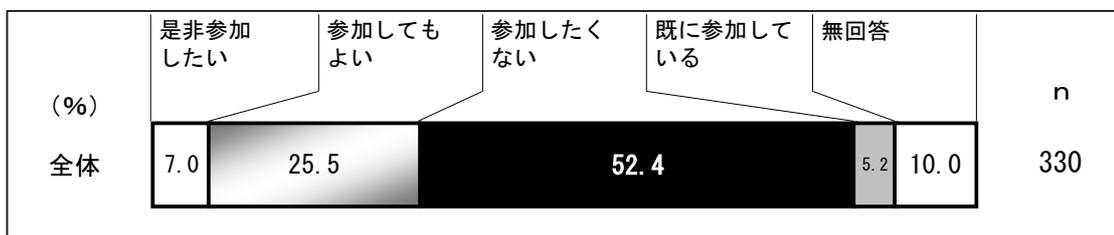
■参加者としての地域活動への参加意向■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



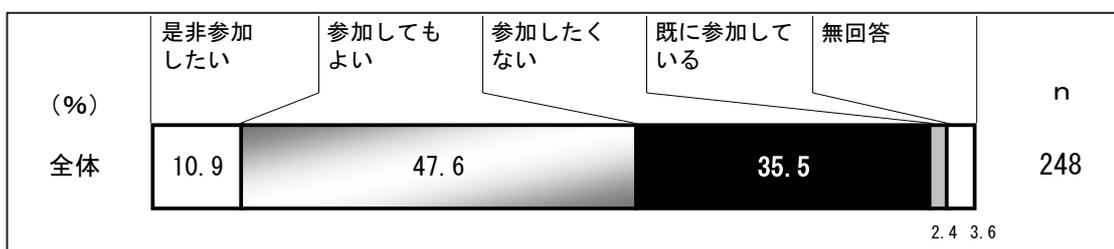
■参加者としての地域活動への参加意向■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))

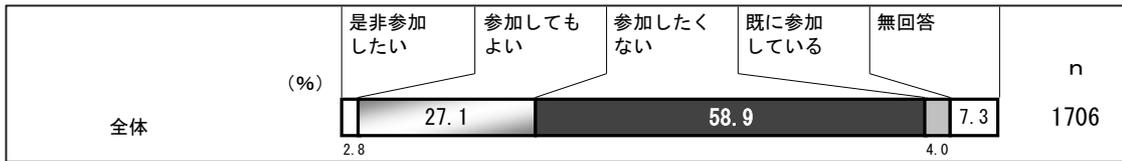


■参加者としての地域活動への参加意向■

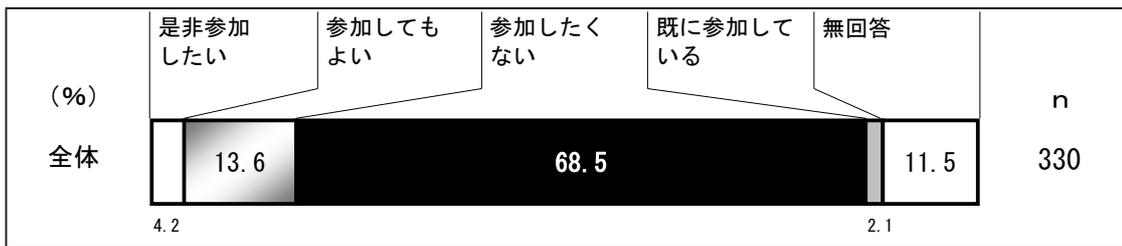
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



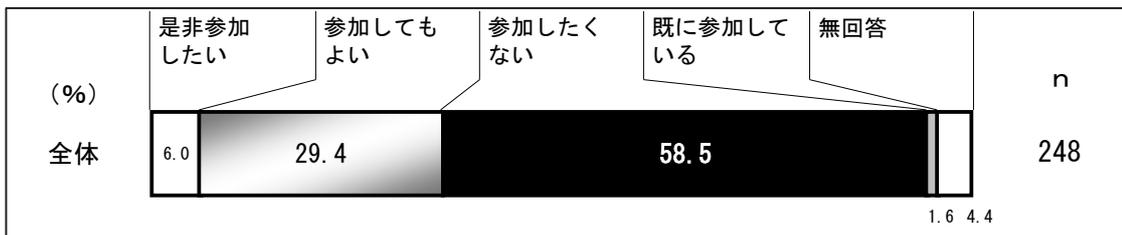
■企画・運営としての地域活動への参加意向■
 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



■企画・運営としての地域活動への参加意向■
 (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



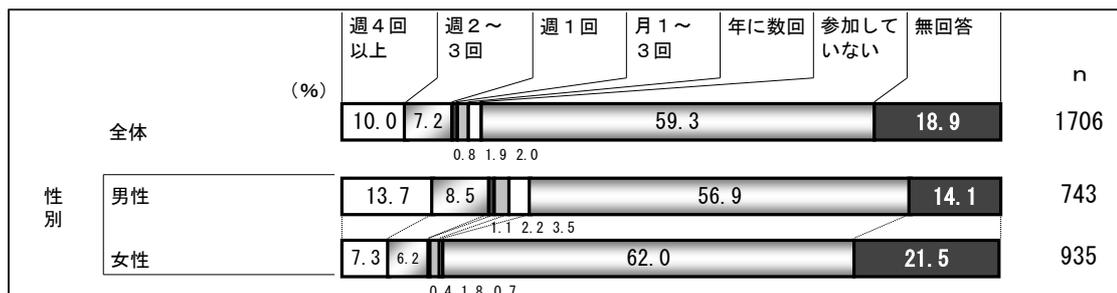
■企画・運営としての地域活動への参加意向■
 (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



(5) 就労について

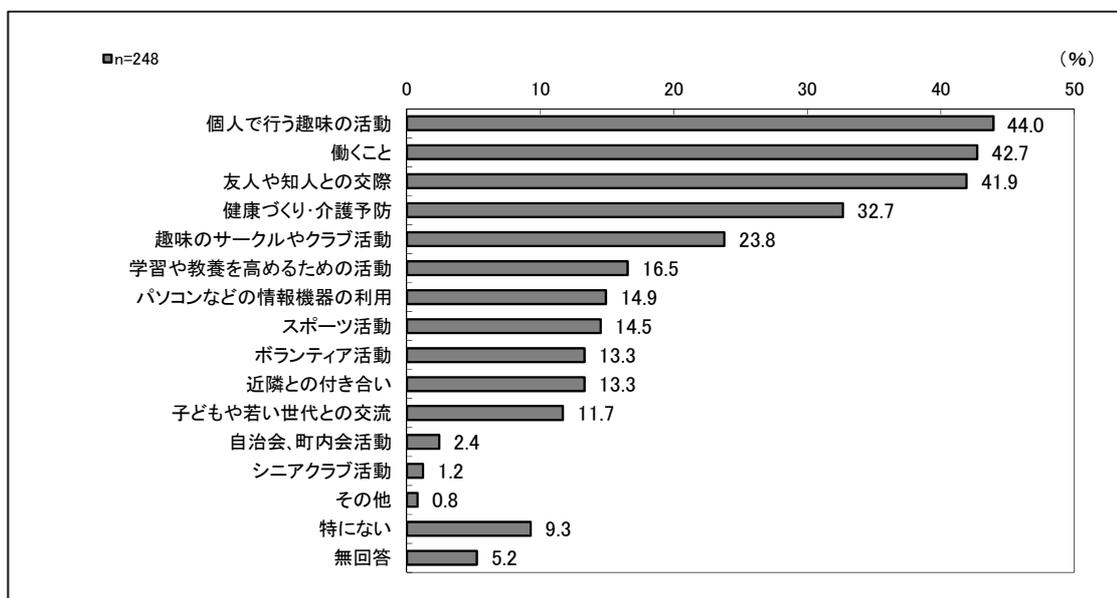
要介護認定を受けていない高齢者を対象に、収入のある仕事への参加状況をたずねたところ、合わせて21.9%の人が1年間に何らかの仕事で収入を得ていたことがわかります。参加している人の割合は女性よりも男性の方が高く、「週4回以上」は13.7%を占めています。

■収入のある仕事への参加状況■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(一般高齢者等))



また、第2号被保険者を対象に、老後やってみたいことについてたずねたところ、「働くこと」が42.7%で第2位となっています。

■老後やってみたいこと■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査(第2号被保険者))

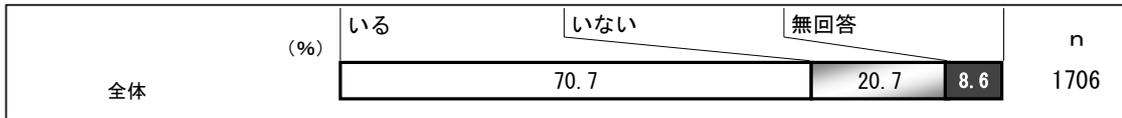


(6) 災害時の対応

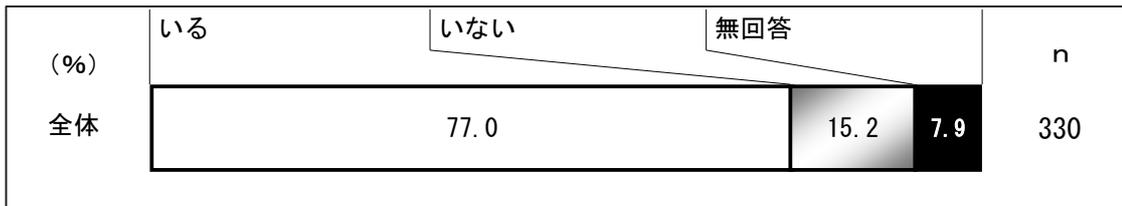
災害時の避難を助けてくれる人については、一般高齢者等では「いない」が2割強を占めています。要介護度が重くなるにつれて「いない」の割合は低くなるものの、1割から2割程度の回答者は非常時における支援者が確保できていないことがわかります。

災害時のことで不安を感じていることについては、一般高齢者等では「災害発生直後に必要な情報を得られるか」が最も多く、「避難所まで移動できるか」、「救助が必要なことを知らせることができるか」などが続いています。

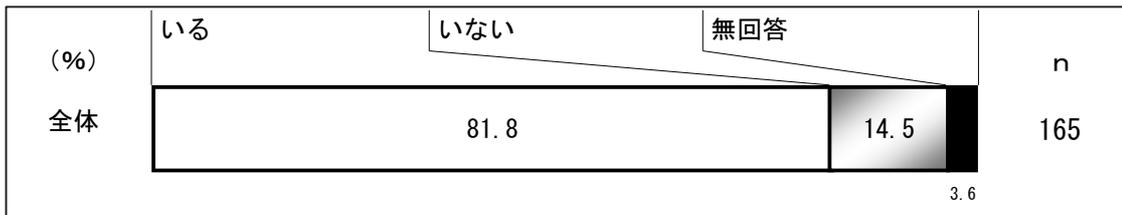
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



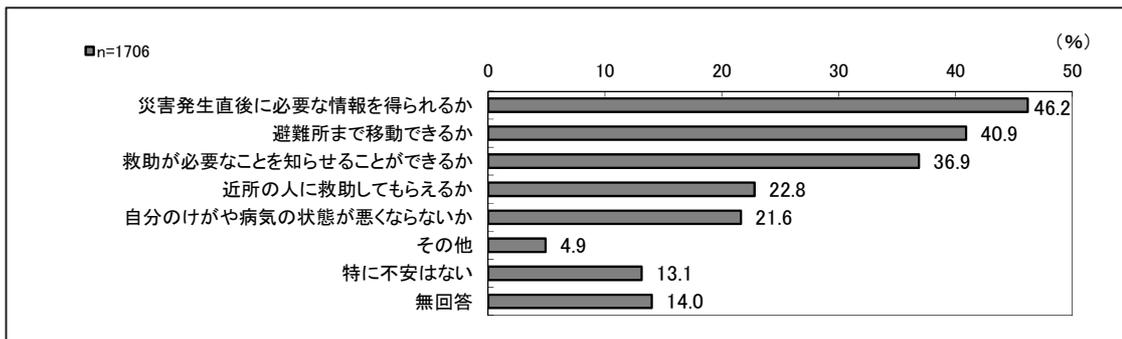
■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



■災害時の避難を助けてくれる人の有無■
(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



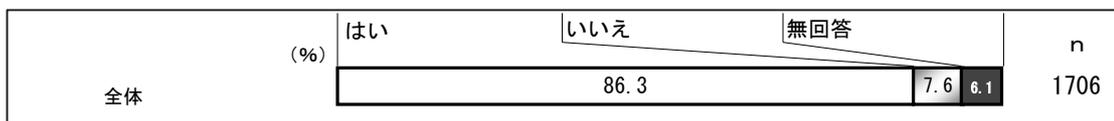
■災害時のことで不安を感じていること■
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



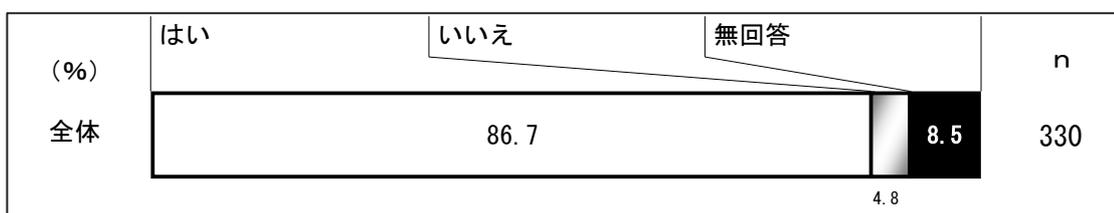
(7) 今後の居住意向と最期を迎える場

住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うかたずねたところ、第2号被保険者を以外では、「はい」が9割弱を占めています。

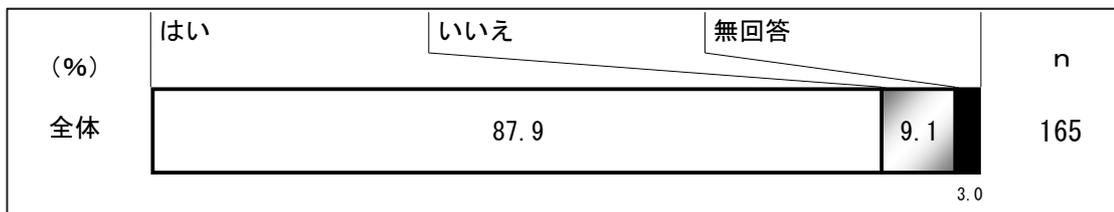
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



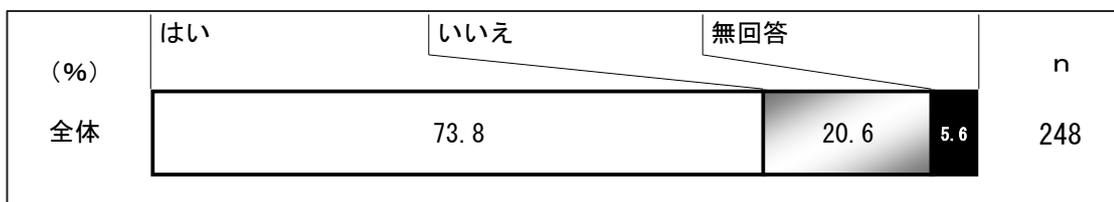
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
 (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
 (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



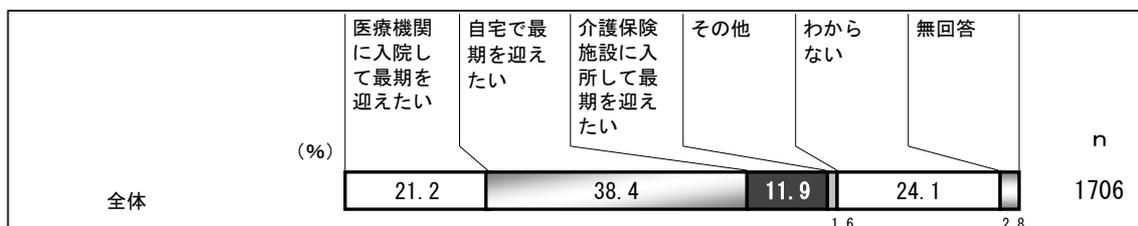
■住み慣れた地域で最期まで暮らしたいと思うか■
 (介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



また、将来最期を迎えたい場についてたずねたところ、要介護度が上昇するにつれて「自宅で最期を迎えたい」の割合が高くなる傾向がうかがえ、要介護3～5認定者では47.9%を占めています。

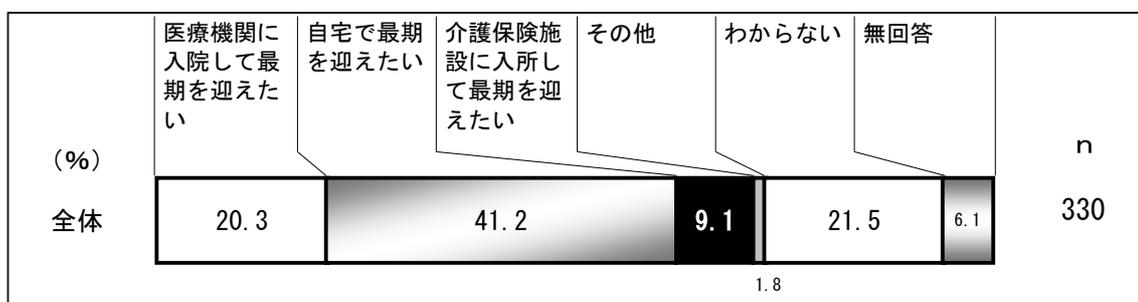
■将来最期を迎えたい場■

(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者等))



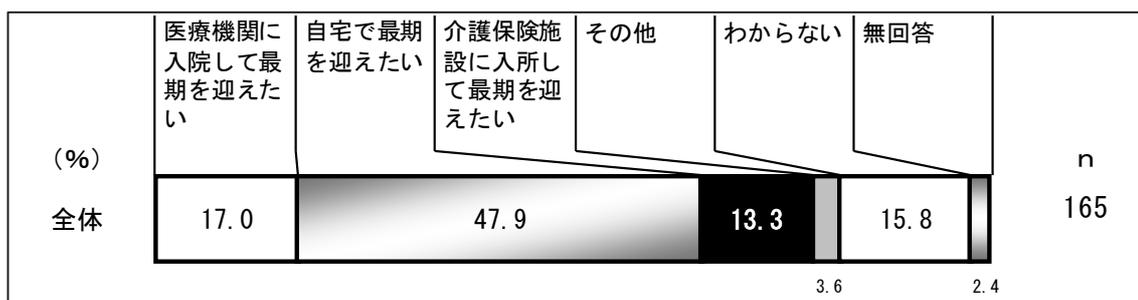
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護1・2認定者))



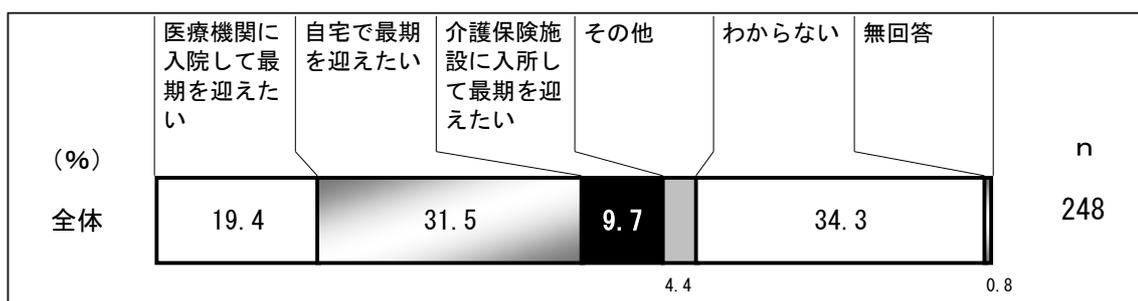
■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (要介護3～5認定者))



■将来最期を迎えたい場■

(介護保険・高齢者福祉に関する調査 (第2号被保険者))



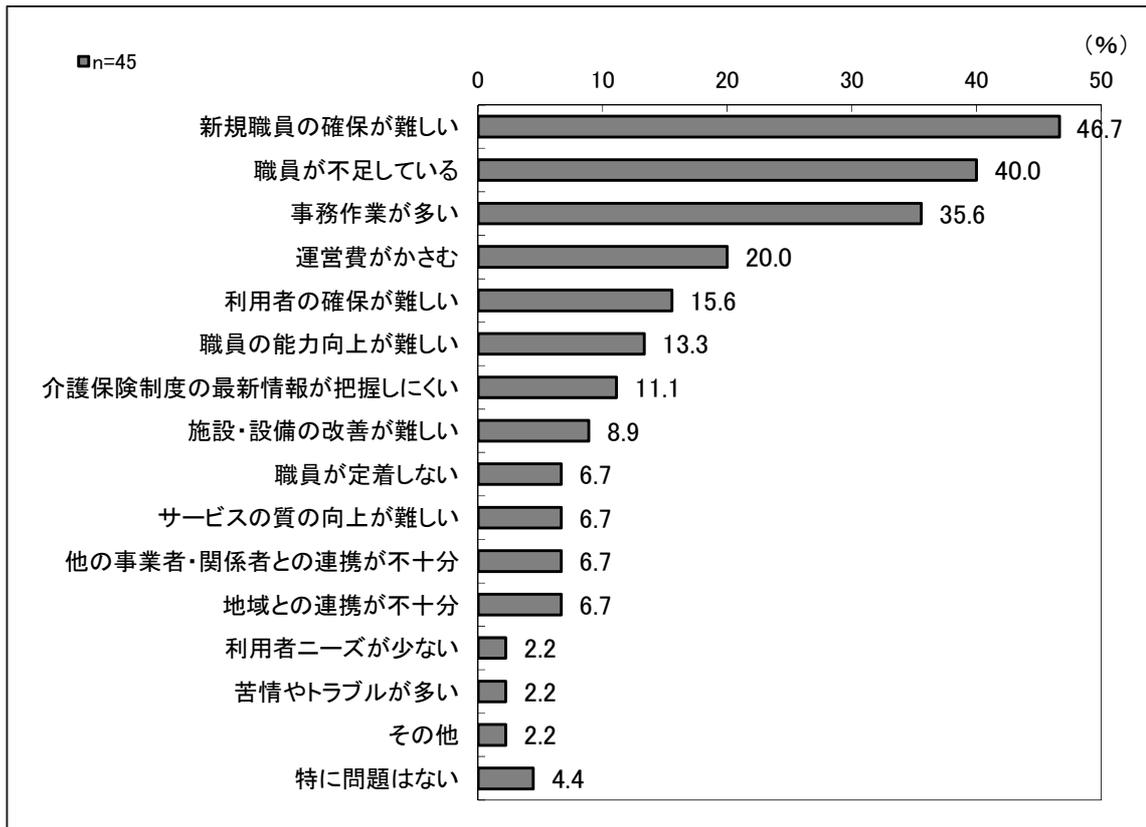
(8) 事業者の課題

事業運営における課題についてたずねたところ、「新規職員の確保が難しい」(46.7%)と「職員が不足している」(40.0%)の2項目が上位となっています。介護人材の確保に課題を抱える事業者が多いことがわかります。

また、「事務作業が多い」(35.6%)も比較的多い課題の1つとなっています。

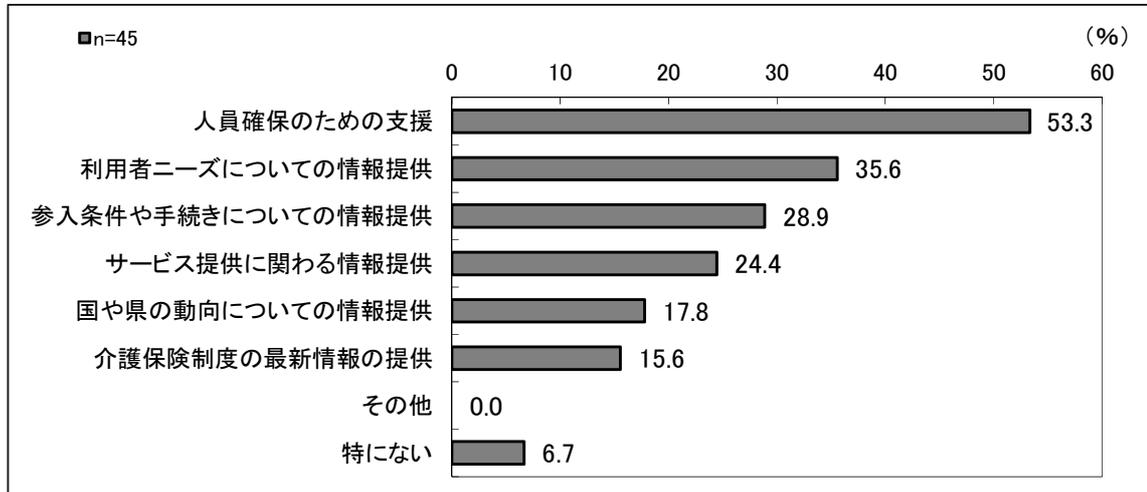
■事業を運営する上での課題■

(事業者調査)



介護サービスを新設する場合にあるとよい支援についても、「人員確保のための支援」(53.3%)が最も多くなっています。

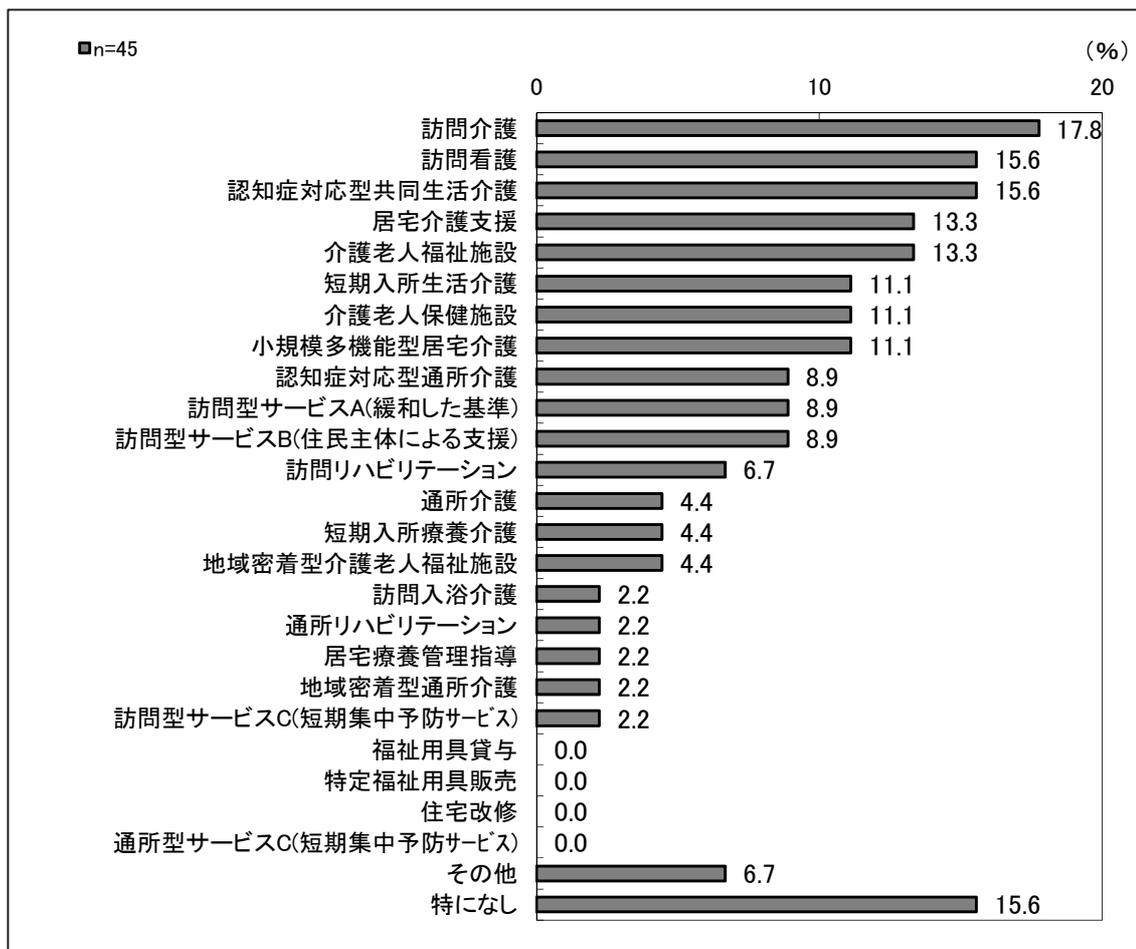
■介護サービスを新設する場合にあるとよい支援■
(事業者調査)



(9) 介護サービスの見込み

不足している、または今後不足すると見込まれるサービスについて事業者にたずねたところ、「訪問介護」(17.8%)が最も多く、次いで「訪問看護」・「認知症対応型共同生活介護」(同率 15.6%)、「居宅介護支援」・「介護老人福祉施設」(同率 13.3%)となっています。

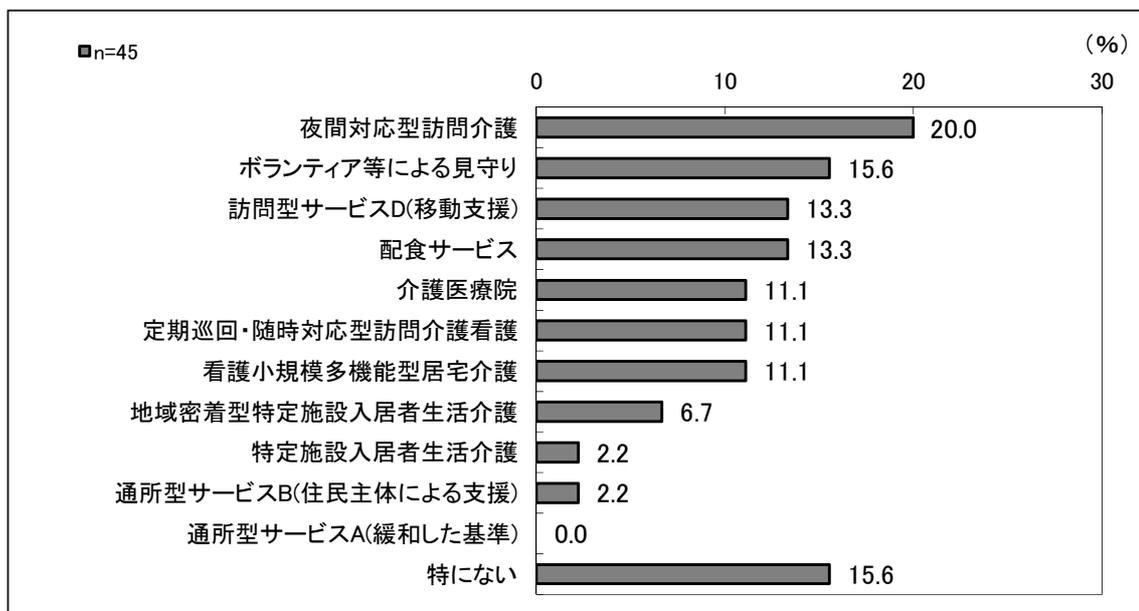
■不足している、または今後不足する介護サービス■
(事業者調査)



市内にないサービスで、今後ニーズが高まると想定されるサービスについては、「夜間対応型訪問介護」(20.0%)、「ボランティア等による見守り」(15.6%)、「訪問型サービスD(移動支援)」・「配食サービス」(同率 13.3%) が上位となっています。

■今後ニーズが高まると想定されるサービス■

(事業者調査)



第5節 第8期計画における重点課題

高齢者、要介護者数等の推移や動向、第7期計画の事業の実施状況、今後の施策二一ズ、介護保険制度の改正等を踏まえ、第8期計画の重点課題を次のとおり整理します。

重点課題1：高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実

「健康」であることはすべての市民の願いであり、平成14年に成立した「健康増進法」には、健康を保つことに対する国や地方公共団体の責任が明記されるとともに、国民の責務でもあるとされています。一方で、日本人の死因の多くは悪性新生物（がん）や脳血管疾患、心疾患などとなっており、これらは食事や運動、喫煙、飲酒、ストレス等の生活習慣に大きく影響される疾病です。要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート結果では、現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」が第1位となっています。生活習慣病予防のための正しい健康知識の理解や、定期的な健診の受診勧奨等を進めていく必要があります。

また、医療の発達等により、日本人の平均寿命は過去最高を更新し続けています。長寿は喜ばしいことである一方で、介護を要する状態が長く続くことは、高齢者本人のみならず、周囲の家族等にとって身体的・精神的に大きな負担や不安を強いることにつながります。高齢者数の増加が今後も長期的に続くことが見込まれることから、高齢となることへの強い不安を感じる人はますます増加していくことが想定されます。要介護認定を受けている市民を対象としたアンケート調査では、介護の不安や悩みが「ある」と回答した人は多く、要介護3～5認定者では回答者の72.1%を占めています。安心して年を重ねることができるよう、可能な限り自立した生活を続けてもらえる介護予防の取組を充実していく必要があります。

重点課題2：地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画策定にあたって実施したアンケート結果では、将来最期を迎えたい場として、自宅を希望する人の割合が多くなっています。住み慣れた地域で最期まで暮らし続けたいという市民の希望をかなえるためには、在宅介護サービスの充実のみならず、在宅での医療の提供や医療・介護間の連携体制のさらなる強化が求められており、在宅でのターミナルケアの充実に向けた在宅医療と介護の連携も深めていく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、介護や医療のニーズは今後も長期的に高まっていくことが見込まれています。一方で、高齢者を支える現役世代の人口はさらに減少していくことが見込まれ、介護保険サービス、生活支援サービスを支える福祉人材の確保はますます困難になることが見込まれます。介護保険サービス事業者を対象に実施した調査では、事業を運営する上での問題として「新規職員の確保が難しい」と「職員が不足している」が上位2項目となっており、介護人材の確保・定着は事業者にとっても大きな課題となっていることがうかがえます。

高齢者の生活を支えるためには、介護保険サービスだけでは不十分です。また、複雑

化・複合化する生活課題は、行政による支援だけでは難しいケースも少なくありません。行政による支援の充実はもちろんのこと、地域内での支え合い・助け合いの関係性を強化し、すべての市民が状況に応じて支え手と受け手の両方になれる社会づくりを進めていく必要があります。地域福祉計画等との連動を図りながら、最期まで住み慣れた地域での生活を続けられるまちづくりが必要とされることから、「医療」「介護」「住まい」「生活支援」「介護予防」を柱とする「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが求められています。

重点課題3：認知症の人とその家族を支える地域づくり

認知症の人は高齢化・長寿命化に伴って増加傾向にあります。認知症患者は令和7（2025）年に700万人を超えるという推計も公表されています。今回実施したアンケート調査でも、市が今後力を入れてほしい取組として、「認知症の予防に関する普及」のほか、「認知症の人や家族のための相談対応」、「認知症に関する正しい知識の普及」などが上位となっています。認知症は本人のみならず、介護する家族にとっても大きな負担となることから、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者だけでなく、すべての市民が認知症に対する正しい理解のもと、必要な支援を提供できるよう、認知症の人との共生を社会全体で図っていく必要があります。

重点課題4：高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結びつきが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになっています。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。第2号被保険者を対象に実施したアンケートでは、近所との付き合いについて必要性を「感じる」と回答した割合が64.9%を占めています。また、地域活動への参加者としての参加意向についても、「参加してもよい」が47.6%を占めていることから、地域活動への参加意欲を喚起させられるよう、若年層への働きかけも強めていく必要がうかがえます。

このほか、要介護認定を受けていない高齢者を対象としたアンケート調査では、収入のある仕事に「参加している」人は全体の21.9%を占めています。また、第2号被保険者を対象に行ったアンケート調査では、老後やってみいたいこととして「働くこと」と回答した人が全体の42.7%を占めています。高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少が同時に進むことが見込まれる中で、高齢者による就労は、不足する労働人口の確保のみならず、高齢者自身の生きがいの創出にもつながることが期待されています。就労希望のある高齢者が、地域や企業等組織において役割を見つけ出せるような取組が求められます。

第3章 計画の基本理念と基本的方向

第1節 基本理念

第7期計画においては、「袖ヶ浦市総合計画」及び「袖ヶ浦市地域福祉計画」を踏まえつつ、各種施策・事業の実施に努めてきました。

今後ますます高齢化が進行していく中で、介護を必要とする人の増加や高齢者の生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予想されていることから、より一層の高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組や、地域包括ケアシステムへの深化・推進に向けた一層の取組を進めていくとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう取り組んでいく必要があります。

本計画では、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、新たな袖ヶ浦市総合計画の基本的視点も考慮し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指し、以下の基本理念を設定します。

■基本理念■

ふれあいとささえあい
ともに安心して暮らせる まちづくり

第2節 基本目標

基本理念及び第7期計画における課題や市民ニーズ等を踏まえながら、重点課題への取組を行うとともに、第8期計画における地域包括ケアシステムのさらなる充実に向け、次に掲げる4つの基本目標を設定し、施策を推進していきます。

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

すべての市民が住み慣れた地域で自分らしい暮らしをより長く続けていけるように、加齢や生活習慣を原因とする身体機能の衰えや生活習慣病を予防するため、市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、定期的な健康診査等の受診や年齢等に応じた健康づくりを継続して取り組めるよう支援を行います。

また、地域住民や医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等との連携を図りながら、介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる整備や自立支援のためのリハビリテーションの充実を通じ、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた包括的な取組を行います。

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

要介護認定の有無に関わらず、健康に不安がある高齢者、ひとり暮らし高齢者など、日常生活を送る中で何らかの支援が必要とされる高齢者に対して、地域での自立した生活を送るための支援が必要です。今後、増加する傾向にある高齢者の相談や支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域包括ケアシステムの推進には、医療と介護の切れ目のない提供体制が重要となります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、地域の目指すべき姿を検討し、医療・介護を一体的に提供できる体制の構築に引き続き取り組みます。

そのほか、高齢者の多様なニーズに合った生活の支援や、要支援、要介護認定者向けに介護保険サービスの基盤整備を推進するほか、介護人材の確保・定着を図るための支援を行います。

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

高齢者の生活を支えるためには介護保険制度による支援だけではなく、見守りや介護者の支援などの充実が欠かせません。市民一人ひとりが「お互いに助け合い、支え合う」という意識を醸成し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを進めるため、認知症に対する正しい理解の普及と地域における理解と見守りを充実します。

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要であることから、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通じた社会貢献できる機会の拡充に努めます。高齢者がそれぞれの知識や経験を活かし、社会的役割や生きがいを持って活動・活躍できるよう、就業機会の確保等に努め、社会参加を促進します。

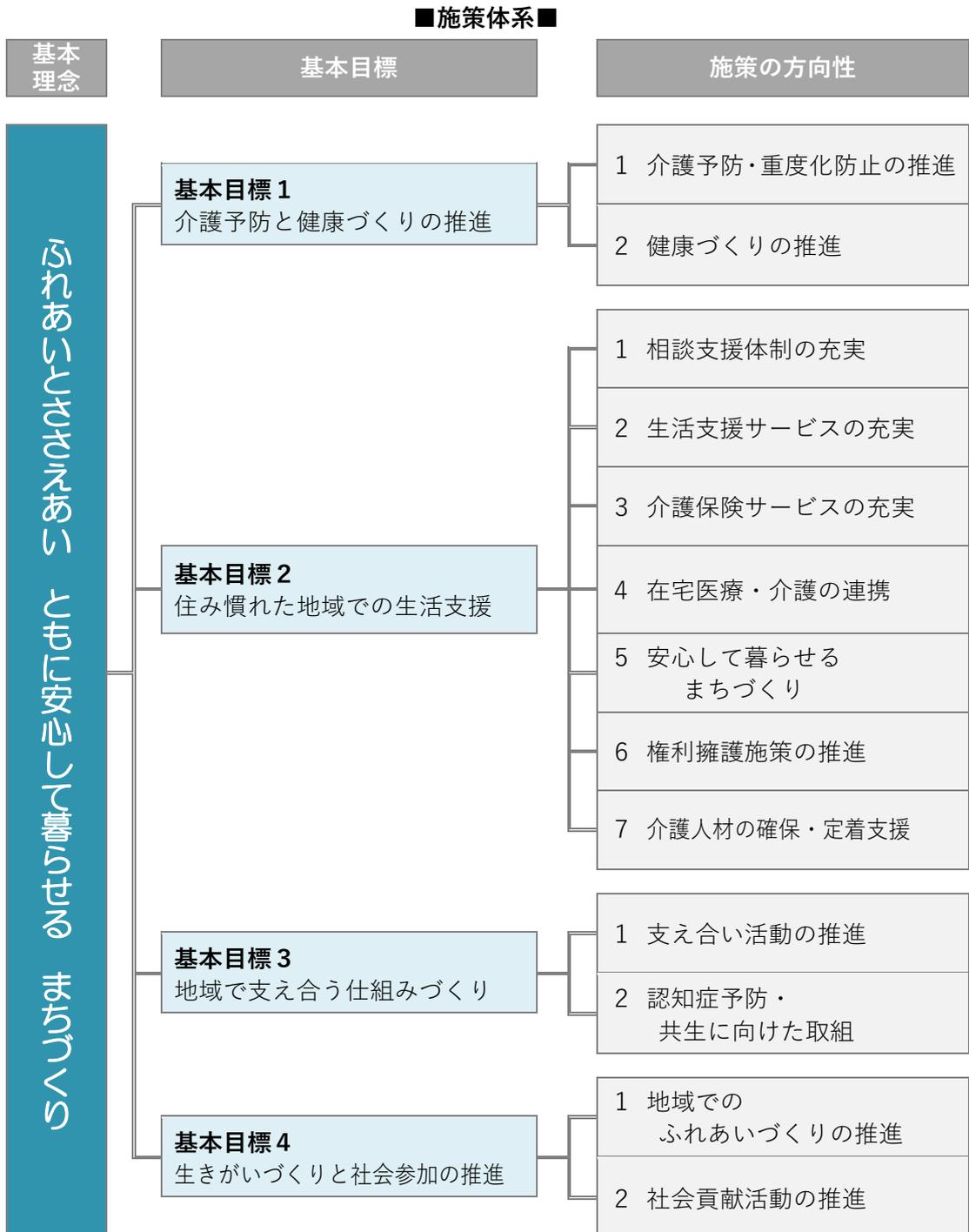
また、今後、更なる高齢化に伴い掃除や外出などの「生活支援」の必要性が増加すると考えられます。支援を必要とする高齢者の生活支援ニーズに対応するため、地域住民や多様な主体が連携した支援体制の充実を図ります。その中で、高齢者は支える側だけでなく、支え手となることも目指し、高齢者の活動への参加、社会とのつながりを通して介護予防、社会参加、生活支援を一体的に推進します。

■重点課題と基本目標の関係性■

| 重点課題 | 基本目標 | | | |
|----------------------------|------|---|---|---|
| | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 高齢者の健康づくりと介護予防の取組の充実 | ○ | | | ○ |
| 地域包括ケアシステムの深化・推進 | | ○ | ○ | ○ |
| 認知症患者とその家族を支える地域づくり | | | ○ | |
| 高齢者の社会参加と地域の担い手としての活躍の場の提供 | | | ○ | ○ |

第3節 施策体系

計画に掲げた基本理念と基本目標に基づき、以下の施策体系を設定し、施策の推進を図ります。



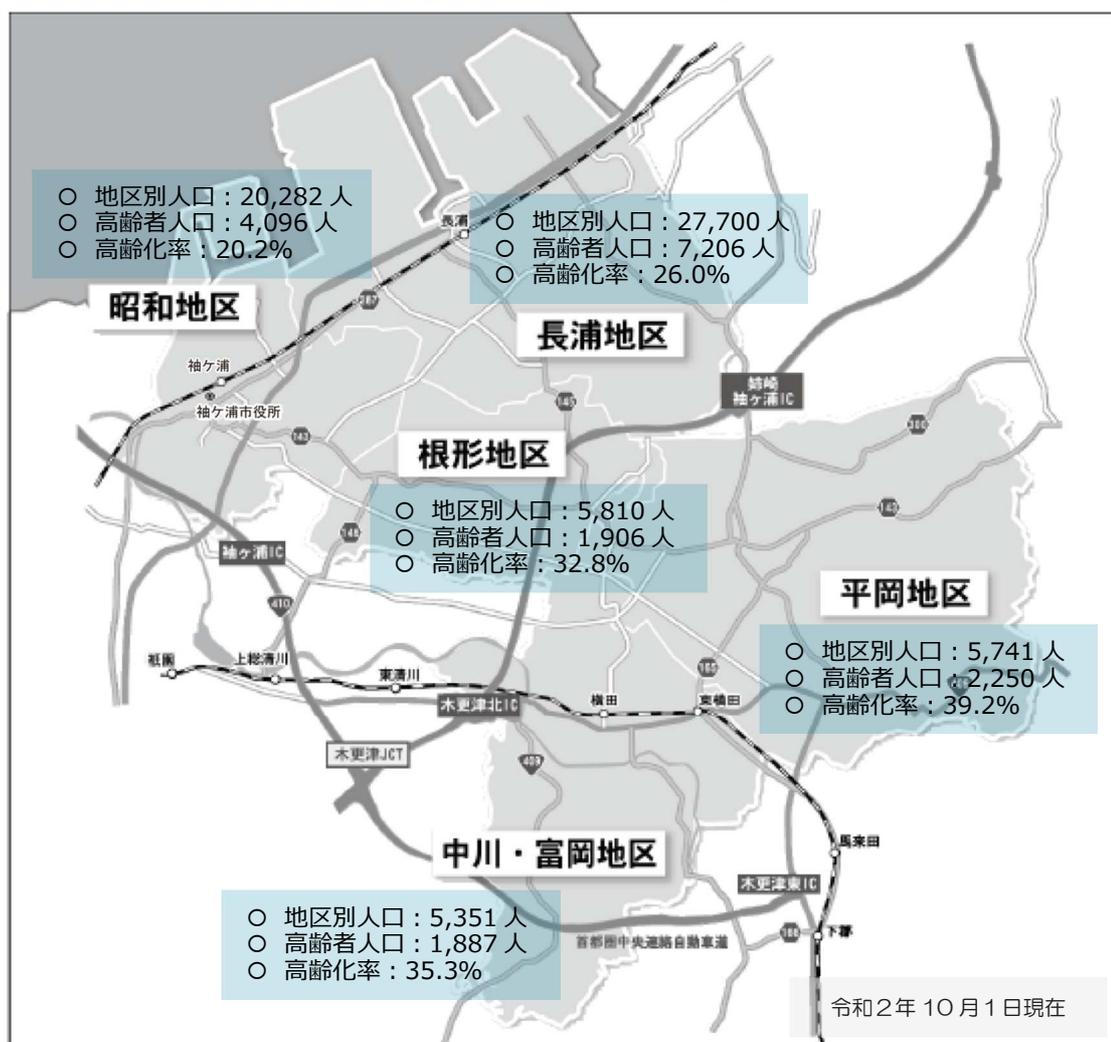
第4節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域となります。

本市の日常生活圏域については、第7期計画と同一区域である昭和地区、長浦地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区の5つの圏域とし、地域のニーズに見合った適切なサービス提供体制の充実を図ります。

また、地域密着型サービスの整備については、これまでの計画と同様に、人口条件等に配慮し、長浦地区、昭和・根形地区、平岡・中川・富岡地区の3地区とします。

■袖ヶ浦市の日常生活圏域■



■高齢者日常生活圏域の住所区分■

| 圏域名称 | 住所 |
|---------|---|
| 昭和地区 | 坂戸市場、奈良輪、奈良輪1丁目～2丁目、袖ヶ浦駅前1丁目～2丁目、福王台1丁目～4丁目、神納、神納1丁目～2丁目、南袖 |
| 長浦地区 | 今井、今井1丁目～3丁目、蔵波、蔵波台1丁目～7丁目、長浦、長浦駅前1丁目～8丁目、久保田、久保田1丁目～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖 |
| 根形地区 | 飯富、下新田、三ツ作、大曾根、野田、勝、のぞみ野 |
| 平岡地区 | 永地、下泉、高谷、三箇、三箇錯綜、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井 |
| 中川・富岡地区 | 百目木、百目木飛地、百目木錯綜、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田 |

第4章 施策の展開

基本目標1：介護予防と健康づくりの推進

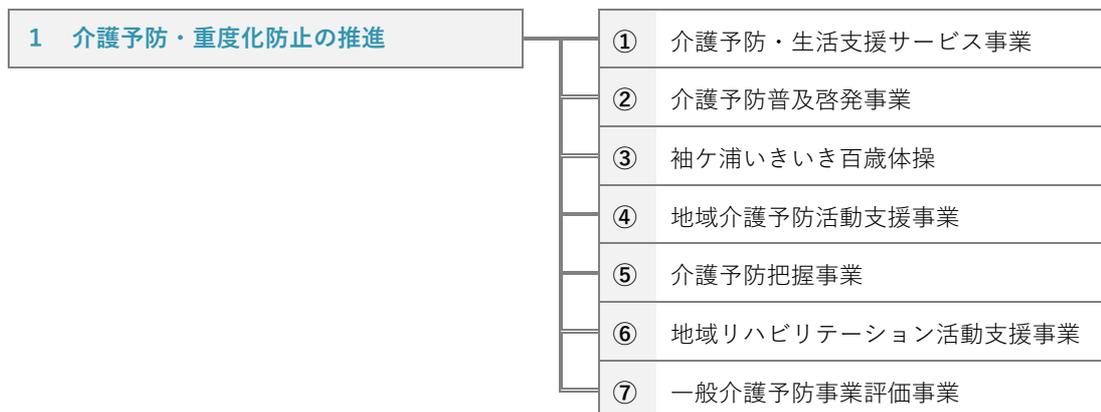
1 介護予防・重度化防止の推進

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るとともに、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう介護予防事業を推進し、要介護状態になることの予防や重度化防止、健康の維持に取り組みます。

また、袖ヶ浦いきいき百歳体操等の活動を通じて、人と人の交流による仲間づくりや生きがいを深めながら、要介護状態になることをできる限り予防します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|--|--------|
| ① | 介護予防・生活支援サービス事業 | 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、地域の実情に合わせた多様なサービスを提供します。 今後も生活支援体制整備事業と連携し、地域の支え合いによる生活支援の拡大を図ります。 | 高齢者支援課 |
| ② | 介護予防普及啓発事業 | 保健師等専門職による出張講座「おらが出張講座」の開催のほか介護予防の必要性について、広報紙への掲載やイベント時に啓発パンフレットの配布を行う等の普及啓発活動を行います。 その他、食べる楽しみを持ち続けられるよう、口腔機能の維持の取組や活動的な生活のための失禁予防の取組等、各種介護予防の講習会、相談等を実施します。 | 高齢者支援課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|--------|
| ③ | 【新規】 袖ヶ浦いきいき百歳体操 | 介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 地域介護予防活動支援事業 | 介護予防活動団体に対し、保健師等による技術支援や補助金による運営支援により活動の継続を図ります。また、介護予防の取組を支援するサポーター（はつらつシニアサポーター）の支援により、介護予防活動の円滑な実施に結び付けます。 | 高齢者支援課 |
| ⑤ | 介護予防把握事業 | 医療機関や民生委員等からの様々な情報を活用し、生活機能が低下し支援が必要な高齢者を把握します。事業で把握した情報は、訪問通所一体型サービスC（専門職による短期集中サービス）等、各種介護予防につなげます。 | 高齢者支援課 |
| ⑥ | 地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域における介護予防の取組を強化するために、リハビリテーション専門職等の関与を促進します。 | 高齢者支援課 |
| ⑦ | 一般介護予防事業評価事業 | 一般介護予防事業（普及啓発、地域活動支援等）の実施状況を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価を行います。 | 高齢者支援課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|-----------------|---------------|----|-------------|-------|-------|-------|
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 住民主体の支援活動団体数 | 団体 | 4 | 6 | 6 | 7 |
| 介護予防普及啓発事業 | おらが出張講座実施回数 | 回 | 60 | 61 | 61 | 61 |
| 袖ヶ浦いきいき百歳体操 | 参加者数 | 人 | 1,270 | 1,467 | 1,553 | 1,639 |
| 地域介護予防活動支援事業 | はつらつシニアサポーター数 | 人 | 124 | 147 | 158 | 169 |

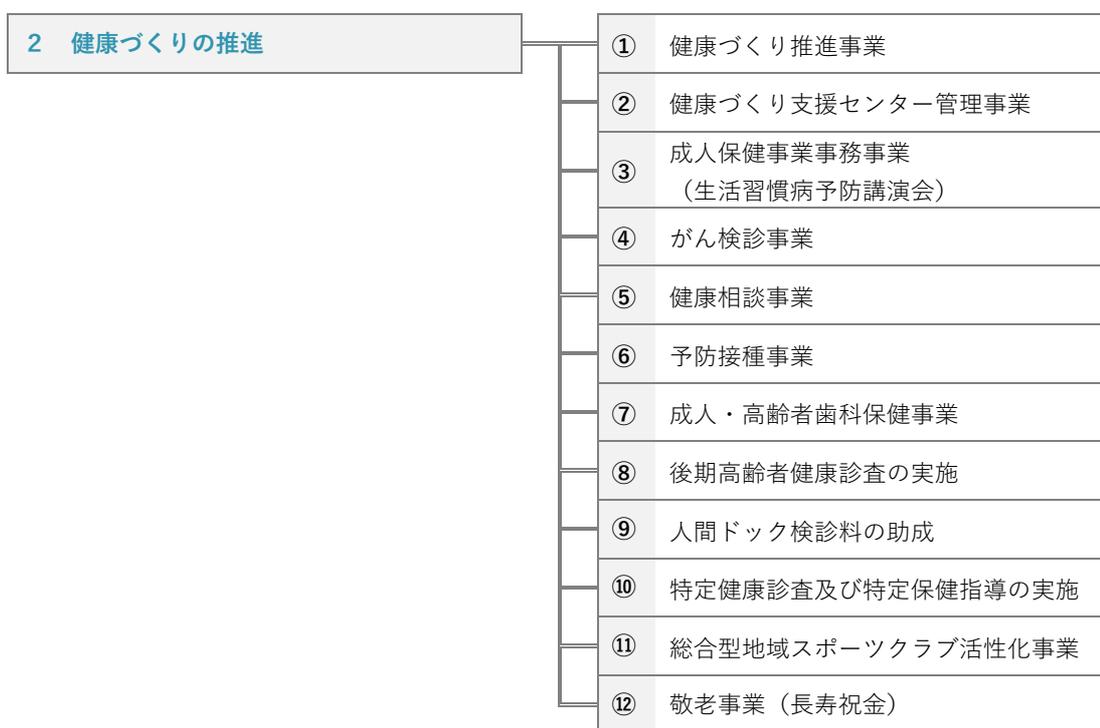
2 健康づくりの推進

【取組の方向】

いつまでも自分らしく健康的な生活を送ることができるよう、健康講座や健康相談、各種検（健）診等の実施により生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を推進し、健康寿命の延伸とQOLの向上を図ります。

また、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を支援することで、健康保持の増進に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|-------|
| ① | 【新規】 健康づくり推進事業 | 市民一人ひとりの健康に対する意識の向上と健康的な生活習慣や食生活の定着を図り、生活習慣病の予防や健康維持に向けた環境の整備に努めます。 | 健康推進課 |
| ② | 健康づくり支援センター 管理事業 | 指定管理者による施設の適切な管理運営を行います。 市民の自主的な健康づくりを支援するため、各種運動教室の開催や健康相談を実施します。 | 健康推進課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---|--------------------------|
| ③ | 成人保健事業事務事業 (生活習慣病予防講演会) | 医師会や歯科医師会との連携により生活習慣病予防講演会を開催し、生活習慣病予防への関心と理解を深めます。 | 健康推進課 |
| ④ | がん検診事業 | 対象者に対し、各種健(検)診を実施することにより、個人の健康状態を把握し、健康に対する意識の向上及び疾病の早期予防を図ります。 | 健康推進課 |
| ⑤ | 健康相談事業 | 健診結果等を基に個人への保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に向けた取組を支援し、QOLの向上や健康寿命の延伸を図ります。また、健康づくり支援センターにおいても健康不安を抱える利用者からの相談や、栄養や運動等に関する相談にも随時対応します。 | 健康推進課 |
| ⑥ | 予防接種事業 | 感染症による患者の発生等の対策として、免疫を獲得し疾患の予防及び重症化の予防に努めるため、各種予防接種を実施します。 | 健康推進課 |
| ⑦ | 成人・高齢者歯科保健事業 | 市民が健康な歯で健康な生活を送ることができるよう、健康診査や個別保健指導を実施するほか、口腔がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげます。 | 健康推進課 |
| ⑧ | 後期高齢者健康診査の実施 | 後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査について、千葉県後期高齢者医療広域連合より受託して実施します。 後期高齢者医療制度の被保険者の保健指導の実施について検討を行います。 | 保険年金課 健康推進課 高齢者支援課 |
| ⑨ | 人間ドック検診料の助成 | 国民健康保険に6か月以上加入している満年齢35歳以上の方及び後期高齢者医療保険制度の被保険者の人間ドック受診者に対し、検診料の一部を助成します。 | 保険年金課 |
| ⑩ | 特定健康診査及び特定保健指導の実施 | 生活習慣病の予防・改善と医療費の適正化対策を推進するため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化を予防します。 | 保険年金課 健康推進課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|--------|
| ⑪ | 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 | 子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず市民の誰もが生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実を目指し、市内5地区に設置されている総合型地域スポーツクラブを支援します。さらに、各地区の地域住民の健康保持及び相互交流を図ります。 | 体育振興課 |
| ⑫ | 敬老事業（長寿祝金） | 満88歳、満99歳以上の高齢者に長寿祝金を、満100歳、最高齢者に祝品を贈呈します。 | 高齢者支援課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|-----------------------|------------------------|----|-------------|--------|--------|--------|
| 健康づくり推進事業 | 日常生活の中で意識的に運動をしている人の割合 | % | 53.3 | 61.0 | 66.0 | 70.0 |
| 健康づくり支援センター管理事業 | 教室受講者数 | 人 | 17,735 | 19,000 | 19,500 | 20,000 |
| がん検診事業 | がん検診受診者数 | 人 | 18,488 | 20,030 | 20,230 | 20,430 |
| 後期高齢者健康診査の実施及び保健指導の検討 | 後期高齢者健康診査受診率 | % | 56.8 | 57.0 | 57.1 | 57.2 |
| 人間ドック検診料の助成 | 国保短期人間ドック受診者数 | 人 | 703 | 710 | 715 | 720 |
| | 後期短期人間ドック受診者数 | 人 | 142 | 175 | 180 | 185 |
| 特定健康診査及び特定保健指導の実施 | 特定健康診査の受診率 | % | 51.7 | 57.0 | 58.0 | 60.0 |
| | 特定保健指導の実施率 | % | 51.2 | 56.0 | 58.0 | 60.0 |
| 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 | クラブ会員数 (5クラブの総合計) | 人 | 1,296 | 1,418 | 1,467 | 1,540 |

基本目標2：住み慣れた地域での生活支援

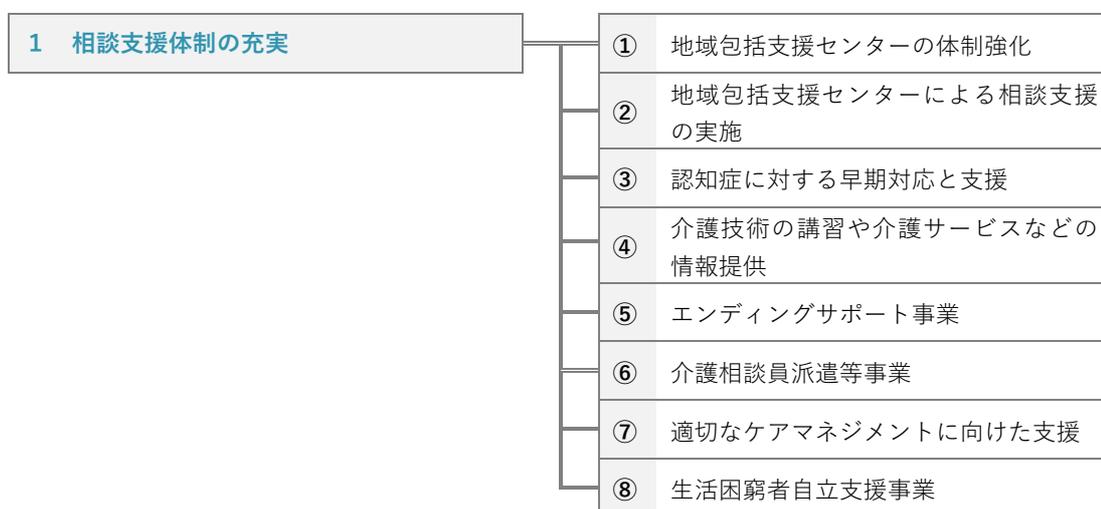
1 相談支援体制の充実

【取組の方向】

高齢者の相談支援、介護予防のケアマネジメント等、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、地域課題の把握から地域資源開発や課題解決に向けた検討を行うとともに、ケアマネジャーによる適切なケアマネジメントを推進し、マネジメント力の向上を図ります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|--------|
| ① | 地域包括支援センターの体制強化 | <p>増加する高齢者人口に対応し、相談体制を充実するため、地域包括支援センターの体制強化を図ります。</p> <p>現在1か所の地域包括支援センターを、民間活力を導入した委託による地域包括支援センターを含めた4か所の設置を目指します。</p> <p>本計画期間中においては、新たに2地区（長浦地区、平岡・中川・富岡地区）に地域包括支援センターを設置します。</p> | 高齢者支援課 |
| ② | 地域包括支援センターによる相談支援の実施 | <p>地域包括支援センターによる相談支援の充実を図るため、研修等を活用し、専門職の資質の向上に努めます。また、地域の関係機関等との連携を密にし、高齢者やその家族のニーズを的確に把握し、包括的な支援を行っていきます。</p> | 高齢者支援課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------------|---|-----------------|
| ③ | 認知症に対する早期対応と支援 | 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 介護技術の講習や介護サービスなどの情報提供 | 家族介護者が介護方法や各種サービスについて学ぶ家族介護教室の実施をはじめ、ニーズに応じた介護サービスの情報提供を行います。 | 高齢者支援課 |
| ⑤ | 【新規】 エンディングサポート事業 | 健康な時から、医療や介護を自分事として考える機会を提供し、民間事業者との連携による終活に関する講演会等を実施し、人生の終わりをより良いものにしたいと望む高齢者への支援を行います。 | 高齢者支援課 |
| ⑥ | 介護相談員派遣等事業 | 介護相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。 | 介護保険課 |
| ⑦ | 適切なケアマネジメントに向けた支援 | 利用者のニーズを適切に把握し、介護予防・自立支援に資するケアプラン（介護サービス計画）等の作成ができているか、地域包括支援センターによるケアプランの確認とともに、地域ケア会議等個別の検討を通して、マネジメント力の向上を図ります。 | 介護保険課 高齢者支援課 |
| ⑧ | 【新規】 生活困窮者自立支援事業 | 生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等を鑑みつつ、包括的支援を早期に実施します。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。 | 地域福祉課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

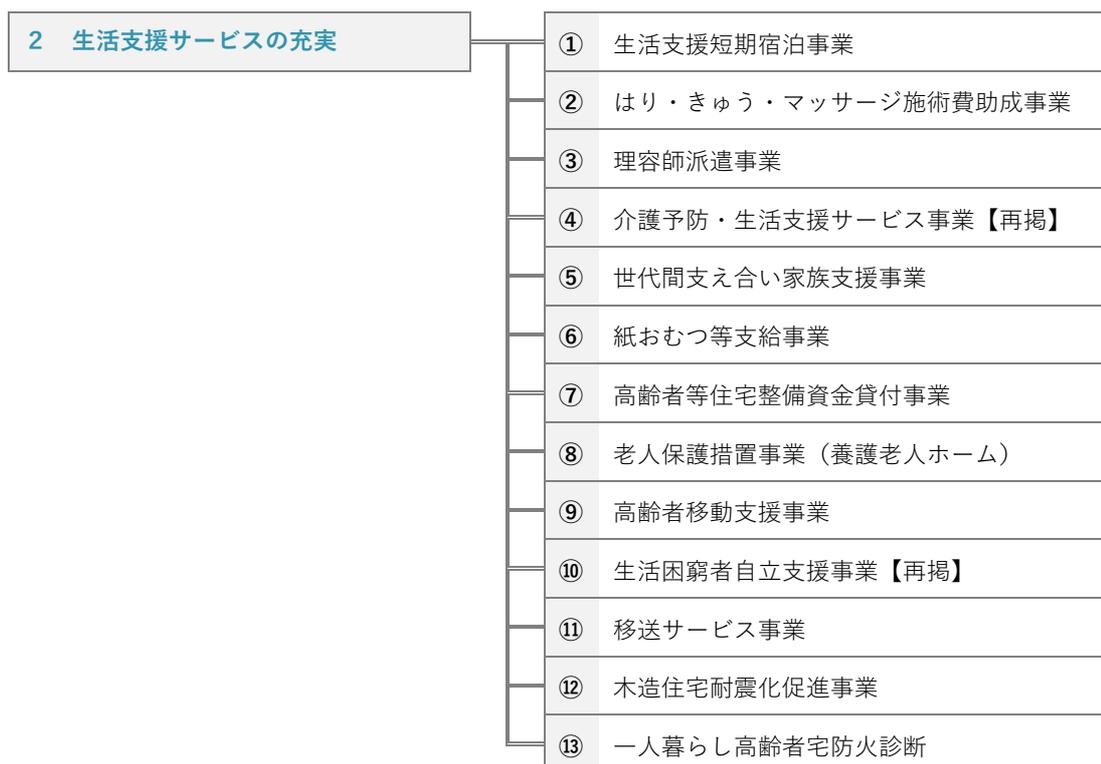
| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|-----------------|----------|----|-------------|-----|-----|-----|
| 地域包括支援センターの体制強化 | 支援センター数 | か所 | 1 | 1 | 2 | 3 |
| 介護相談員派遣等事業 | 訪問件数（施設） | 件 | 395 | 420 | 420 | 420 |
| | 訪問件数（在宅） | 件 | 580 | 480 | 480 | 480 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 相談実人数 | 人 | 24 | 35 | 40 | 45 |
| | 延相談件数 | 件 | 98 | 120 | 130 | 140 |

2 生活支援サービスの充実

【取組の方向】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、また、家族介護者等の負担軽減を図るため、支援が必要な高齢者に在宅での日常生活を支えるサービスの充実を図ります。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|--------|
| ① | 生活支援短期宿泊事業 | 基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間入所し、規則正しい生活習慣を身に付けることで、要支援・要介護状態への進行を予防します。 | 高齢者支援課 |
| ② | はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 | 保険給付等適用外のはり、きゅう、マッサージの施術を受けた75歳以上の高齢者に対し、施術費の一部を助成します。 | 高齢者支援課 |
| ③ | 理容師派遣事業 | 要介護3～5と認定され、寝たきり等により理髪に行くことが困難な65歳以上の高齢者に対し、自宅での理容サービスが受けられるよう支援します。 | 高齢者支援課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---|---|---------------|
| ④ | 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】 | 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域の実情に合わせた多様なサービスにより、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行っていきます。 | 高齢者支援課 |
| ⑤ | 世代間支え合い家族支援事業 | 世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進するため、高齢者とその子等が新たに本市で同居または近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成します。 | 高齢者支援課 |
| ⑥ | 紙おむつ等支給事業 | 要介護認定を受けて在宅で紙おむつ等を必要としている高齢者の介護者及びひとり暮らしの高齢者を対象に介護用品を支給します。 また、対象者など助成の見直しについて取り組みます。 | 高齢者支援課 |
| ⑦ | 高齢者等住宅整備資金貸付事業 | 高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付します。 | 高齢者支援課 |
| ⑧ | 老人保護措置事業 (養護老人ホーム) | 経済上の理由や虐待などにより、居宅での生活が困難な高齢者に対し、住まいが確保されるよう養護老人ホームに入所措置し養護します。 | 高齢者支援課 |
| ⑨ | 高齢者移動支援事業 | 自身での自動車の運転ができない、家族などからの支援がないなど自家用車での移動が困難な高齢者、駅やバス停が遠いなど公共交通機関での移動が困難な高齢者などの移動を支援します。 【タクシー利用料金助成事業】 75歳以上のみの非課税世帯を対象に、タクシーを利用した場合の利用料金の一部を助成します。 【高齢者支援協力バス事業】 健康づくり支援センターが運行する送迎バスの空席を利用し、高齢者を対象に移動支援を行う事業の試行運行を実施します。 【地域支え合い活動支援事業】 地域住民・NPO等が主体となり、高齢者等の移動手段を確保する取組に対して支援します。 | 高齢者支援課 企画課 |
| ⑩ | 【新規】 生活困窮者自立支援事業 【再掲】 | 生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等を鑑みつつ、包括的支援を早期に実施します。断らない相談支援、地域における伴走型支援のコーディネートを行います。 | 地域福祉課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------|--|---------|
| ⑪ | 移送サービス事業 | 高齢や障がいにより、一般の交通手段では通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により送迎を行い、自宅から市内・近隣市の医療機関等までの移動を支援します。 | 社会福祉協議会 |
| ⑫ | 木造住宅耐震化促進事業 | 平成12年以前に建築された木造住宅を対象とし、定期的に無料の耐震相談会を開催するなど、耐震化率の向上を目的とした啓発活動を実施します。 また、耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の補助を実施し、高齢者及び障がい者については、耐震診断の結果から一定の条件を満たした場合に、耐震改修工事にかかる補助額を増額します。 | 都市整備課 |
| ⑬ | 一人暮らし高齢者宅防火診断 | ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、防火思想の普及を図り、火災による被害の軽減、安全を確保するため、住宅用防災機器、電気、ガス器具等の防火診断を実施し、アドバイスを行います。 | 消防本部予防課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|-----------------|----------------------------------|-----|-------------|------|------|------|
| 世代間支え合い家族支援事業 | 利用者数 | 人 | 12 | 13 | 13 | 13 |
| 紙おむつ等支給事業 | 利用者数 | 人 | 690 | 670 | 690 | 710 |
| 高齢者移動支援事業 | 高齢者移動支援 タクシー利用率 | % | — | 60.0 | 60.0 | 60.0 |
| | 地域支え合い活動 支援事業各団体の 平均外出支援者数 | 人/日 | — | 15.5 | 15.5 | 15.5 |
| 生活困窮者自立支援事業【再掲】 | 相談実人数 | 人 | 24 | 35 | 40 | 45 |
| | 延相談件数 | 件 | 98 | 120 | 130 | 140 |
| 移送サービス事業 | 利用登録者数 | 人 | 67 | 67 | 67 | 68 |
| 木造住宅耐震化促進事業 | 耐震改修工事実施件数 | 件 | 8 | 15 | 15 | 15 |
| 一人暮らし高齢者宅防火診断 | 高齢者宅防火診断 実施戸数 | 戸 | 78 | 90 | 90 | 90 |

3 介護保険サービスの充実

【取組の方向】

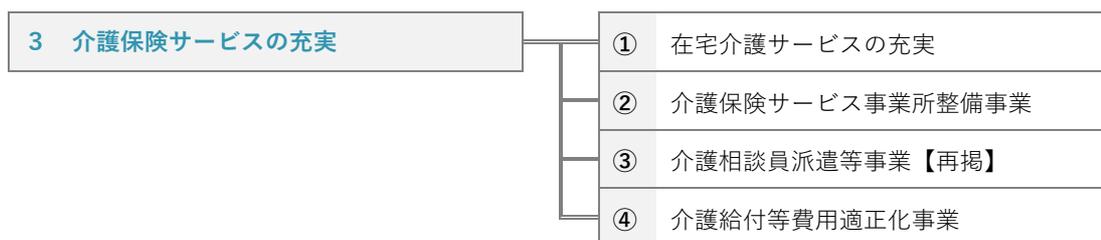
高齢者が、身近できめ細かな介護保険サービスを受けられるように、介護相談支援や、サービスの充実を図り、適正かつ円滑な運営を図ります。

在宅介護サービスについては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続させるために必要なサービス量を確保します。また、介護を必要とする高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険サービスの充実に努めます。

介護施設サービスについては、高齢になるほど単身や夫婦のみ高齢者世帯の介護施設サービスの利用意向が高まることを踏まえ、利用実績、介護保険料への影響などを考慮しながら、安心して老後を送れる環境を整備します。

なお、第7期計画期間における在宅介護（予防）サービス、介護施設サービス、地域密着型サービスにおけるサービスの実績や、本計画期間における見込み等については、本計画の「第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出」に掲載しています。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|---|-------|
| ① | 在宅介護サービスの充実 | 高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、利用者の希望に応じたサービスを提供するために、必要なサービスの量の確保と質の向上に努め、介護サービスの円滑な提供を推進します。 | 介護保険課 |
| ② | 【新規】 介護保険サービス事業所整備事業 | 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくためのサービスの充実を図るため、計画期間内においては、認知症対応型共同生活介護（1か所）の開設を行います。 また、地域密着型介護老人福祉施設（1か所）の開設を行うとともに、第9期開設に向けて地域密着型介護老人福祉施設（1か所）の開設準備を進めます。 | 介護保険課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|---|-------|
| ③ | 介護相談員派遣等事業 【再掲】 | 介護相談員が市内介護保険施設等を定期的に訪問し、利用者との面談や訪問時の気づきによる施設等への意見交換等により、施設サービスの質の向上を図ります。また、新規認定者からの聞き取りを担い、利用者介護サービス事業者との橋渡しなどを行います。 | 介護保険課 |
| ④ | 介護給付等費用適正化事業 | 介護（予防）給付について、適正なサービス利用につなげるため、ケアプランの点検や給付情報の突合、介護給付費通知などを実施します。 また、指定権者として事業所の人員・設備等の指導等を行い、さらなる給付の適正化に取り組みます。 | 介護保険課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|---------------------|------------------------|----|-------------|-----|-----|-----|
| 介護保険サービス 事業所整備事業 | 整備箇所（介護施設 等整備事業交付金） | か所 | 16 | 16 | 16 | 18 |
| 介護相談員派遣等事業 【再掲】 | 訪問件数（施設） | 件 | 395 | 420 | 420 | 420 |
| | 訪問件数（在宅） | 件 | 580 | 480 | 480 | 480 |

4 在宅医療・介護の連携

【取組の方向】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療（在宅医療）と介護を切れ目なく提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------|--|--------|
| ① | 在宅医療・介護連携推進事業 | <p>【推進協議会の開催】 医療・介護関係者からなる「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、課題の抽出や対応策を検討するとともに協働のあり方や普及啓発等についても検討します。</p> <p>【多職種間の関係づくり】 医療・介護関係者のよりよい連携・協働を可能にするために、グループワーク・ケーススタディなど多職種協働研修を実施するほか、地域の医療機関・介護事業所に関する社会支援のリストや情報共有ツールの作成、更新を行います。</p> <p>【住民向け普及啓発】 医療・介護関係者の協力の下、地域住民向けに在宅医療や介護に関する講演会等を開催することにより広く周知を図ります。</p> <p>【在宅医療・介護連携に関する相談体制】 地域包括支援センターに設置している「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を通じて関係者から在宅医療・介護連携に関する相談に応じるとともに情報の提供など支援を行います。</p> <p>住民向けには、相談に対し、必要に応じて情報提供や他の相談機関へつなぐ等の支援を行います。</p> | 高齢者支援課 |

5 安心して暮らせるまちづくり

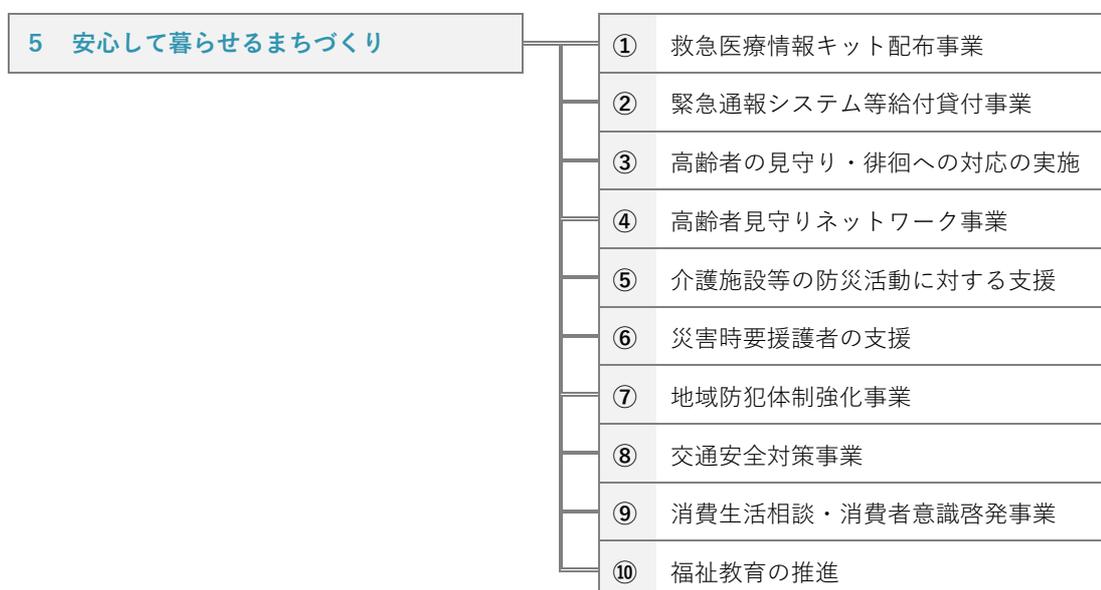
【取組の方向】

高齢者が安全で安心して生活できるよう、防災、防犯、交通安全などの安全対策を推進します。

また、市民・事業者、関係機関等のネットワークにより高齢者の「さりげない見守り」を引き続き実施し、地域社会全体で高齢者を見守る体制整備に努めていきます。

さらに、近年の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「袖ヶ浦市地域防災計画」や「袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画」に定められる高齢者等への支援が適切に行えるよう、平時より地域や介護施設等との連携に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------|---|--------|
| ① | 救急医療情報キット配布事業 | ひとり暮らしの高齢者等に対し、救急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を記入した救急情報シートを保管する救急医療情報キットを配布します。 | 高齢者支援課 |
| ② | 緊急通報システム等給付貸付事業 | ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システム等を貸付し、安心して自宅で生活できる環境の整備を図ります。 | 高齢者支援課 |
| ③ | 高齢者の見守り・徘徊への対応の実施 | 高齢者等が外出の際に保護された時に、早期に身元が確認できる体制を図りますよう、衣服や持ち物に貼り付けられる「QRコード」が印字されている見守りシールを配布します。 | 高齢者支援課 |

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|---------------------------------|--|--|
| ④ | 高齢者見守りネットワーク事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。 | 高齢者支援課 |
| ⑤ | 【新規】 介護施設等の防災活動に対する支援 | 災害等に備え、介護施設等の非常時の連絡先や備蓄状況などを定期的に確認するとともに、必要に応じて防災訓練等の支援を行います。 | 介護保険課 危機管理課 |
| ⑥ | 災害時要援護者の支援 | 災害時に自力または家族の支援だけでは対応が困難な高齢や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を作成・活用し、地域が連携して災害時要援護者の支援に努めます。 また、福祉避難所の指定整備に努め、災害時に要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。 | 危機管理課 市民活動支援課 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 |
| ⑦ | 地域防犯体制強化事業 | 市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、木更津警察署や関係団体等と連携し、高齢者を対象に電話 de 詐欺等を防止するための啓発活動や防犯講習会を実施します。 | 市民活動支援課 |
| ⑧ | 交通安全対策事業 | 高齢者の交通事故対策として、交通安全意識の向上を図るため、木更津警察署や交通関係団体と連携し啓発活動を実施するとともに、シニアクラブ等における交通安全教育の実施及び運転免許証の自主返納を推進します。 【運転免許証自主返納事業】 高齢者の交通事故の減少を目的として、運転免許証を自主返納された高齢者を対象に、千葉県公安委員会が発行する運転経歴証明書及びバス事業者が発行するバス運賃割引優待証の交付手数料を助成します。 | 市民活動支援課 |
| ⑨ | 消費生活相談・消費者意識啓発事業 | 消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。 | 商工観光課 |
| ⑩ | 【新規】 福祉教育の推進 | 車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。 | 学校教育課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|----------------------|---------------------------------|----|-------------|-------|-------|-------|
| 救急医療情報キット 配布事業 | 配布者数 | 人 | 970 | 1,020 | 1,070 | 1,120 |
| 高齢者見守りネット ワーク事業 | 協力事業者の 関係団体数 | 団体 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| 災害時要援護者の支援 | 福祉避難所運営訓練 | 回 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 地域防犯体制強化事業 | 自主防犯組織の 設立数 | 団体 | 41 | 44 | 44 | 45 |
| 交通安全対策推進事業 | 交通安全教室・ 講習会の実施回数 | 回 | 129 | 133 | 133 | 133 |
| 消費生活相談・消費者 意識啓発事業 | 出前講座・消費者 教室の開催回数 | 回 | 8 | 9 | 10 | 10 |
| 福祉教育の推進 | 高齢者・障がい者と ふれあう体験的学習 をした割合 | % | 99.6 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

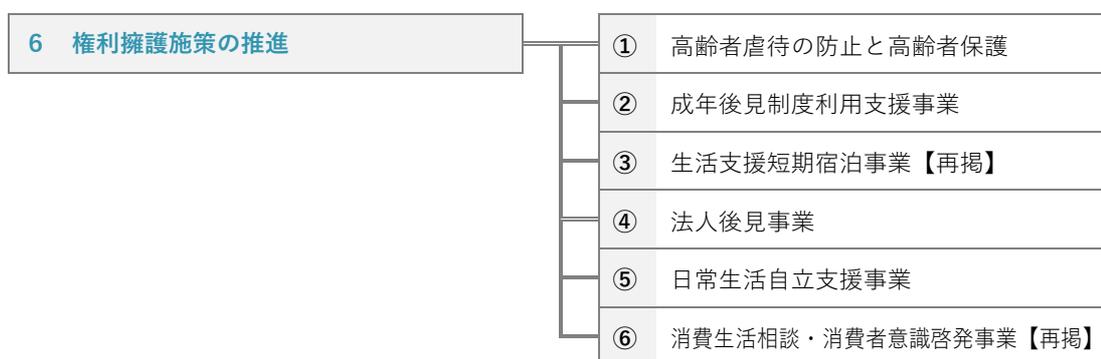
6 権利擁護施策の推進

【取組の方向】

認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、「成年後見利用促進基本計画」と調和を図り、虐待防止や成年後見制度利用促進のための取組を推進します。

また、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるため、健康な時から医療や介護を自分事として考えることができる機会の提供や、相談支援体制の整備に努めます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------|---|--------|
| ① | 高齢者虐待の防止と高齢者保護 | 高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関へ普及啓発を行います。また、虐待発生時には、関係機関と連携し、対象者の保護や養護者の介護負担の軽減等適切な支援を行います。 | 高齢者支援課 |
| ② | 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度について市の広報、ホームページやパンフレット、市民への勉強会等による制度の普及啓発を図るとともに、司法書士会等成年後見等実施機関と連携を図り、制度利用が必要な高齢者に対して、利用に結び付けられるよう支援します。また、認知症高齢者等で親族がいない場合や虐待がある場合には、市長による後見等申立を行います。また、必要に応じて申立費用や後見人等報酬費用の一部を助成します。さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」に沿って権利擁護支援のネットワーク及び中核機関の整備について検討します。 | 高齢者支援課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|---------|
| ③ | 生活支援短期宿泊事業 【再掲】 | 基本的な生活習慣が欠如しているなど、社会適応が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者が特別養護老人ホーム等に短期間に入所し、規則正しい生活習慣を身に付けてもらうことで、要支援・要介護状態への進行を予防します。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 【新規】 法人後見事業 | 高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤ | 【新規】 日常生活自立支援事業 | 障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。 | 社会福祉協議会 |
| ⑥ | 消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】 | 消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。 | 商工観光課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

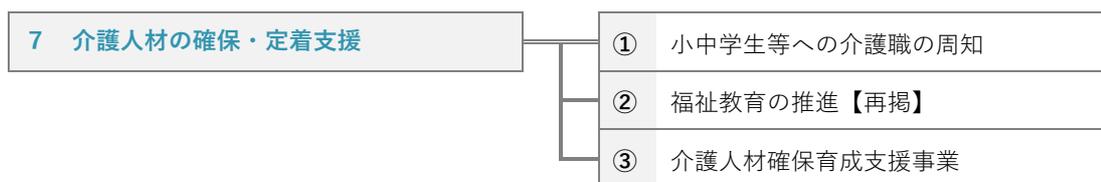
| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|----------------------|-----------------|----|-------------|----|----|----|
| 【新規】 法人後見事業 | 受任件数 | 件 | － | 3 | 3 | 3 |
| 【新規】 日常生活自立支援事業 | 利用契約者数 | 人 | － | 4 | 4 | 4 |
| 消費生活相談・消費者意識啓発事業【再掲】 | 出前講座・消費者教室の開催回数 | 回 | 8 | 9 | 10 | 10 |

7 介護人材の確保・定着支援

【取組の方向】

介護保険サービス利用者に対し、継続して良質な介護保険サービスを提供できるよう介護職員の確保を目指し、介護職に関心のある就業希望者の掘り起こしや介護職員のキャリアアップに向けた取組を推進します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|-------|
| ① | 小中学生等への介護職の周知 | 今後、一層高まる介護サービス需要に対応するため、次世代を担う小中学生等に介護の仕事の大切さと魅力を伝えるため周知を図ります。 | 介護保険課 |
| ② | 【新規】福祉教育の推進【再掲】 | 車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習などを実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。 | 学校教育課 |
| ③ | 介護人材確保育成支援事業 | 国・県等が実施する介護人材育成等に関する事業と連携を図り、市内の介護サービス事業所等に従事する人材育成の支援を行います。 また、市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保・定着・育成並びに介護保険サービスの安定的な提供を目的に、資格取得等にかかる費用の支援を行います。 | 介護保険課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|--------------|-------------------|----|----------|----|----|----|
| 介護人材確保育成支援事業 | 介護職員初任者研修受講費用助成件数 | 件 | － | 10 | 10 | 10 |
| | 介護支援専門員資格取得費用助成件数 | 件 | － | 3 | 3 | 3 |

基本目標3：地域で支え合う仕組みづくり

1 支え合い活動の推進

【取組の方向】

地域ケア会議の活用等により、医療・介護・福祉の関係機関等との連携を図るとともに、専門職と地域住民とが協力しながら、支援が必要な高齢者等への見守りや支え合いを推進します。

また、ボランティア、NPO、民間事業者、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を引き続き推進していきます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-------------------------|--|--------|
| ① | 地域ケア会議の実施 (地域ケア個別会議) | <p>【地域ケア個別会議】 地域ケア個別会議は、①個別課題検討型、②地域課題検討型、③自立支援型という3構成で実施しています。</p> <p>①は支援困難ケースの関係者等による会議、②は地域の問題や課題をその地域の方々と検討する会議、③は事例検討を通じて自立支援に資するケアマネジメントの気づきを得る会議といった具合に、対象を個人または特定の地域に限定し検討を行うものです。</p> <p>【地域ケア推進会議】 個別ケースの検討から「事例に共通する課題」について、市が取り組む課題としての検討を行います。</p> <p>地域ケア個別会議の3構成と、地域ケア推進会議、計4構成を一体的に取り組むことで、個別の課題・地域の課題を地域づくりの課題につなげていきます。</p> | 高齢者支援課 |
| ② | 高齢者見守りネットワーク事業【再掲】 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。 | 高齢者支援課 |
| ③ | はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 | 介護予防の取組を支援するはつらつシニアサポーターの養成の促進に加え、地域の通いの場への支援等、活動に結び付けられるよう支援を行うとともに、サポーターのさらなる知識の習得に向け研修を行います。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 介護支援ボランティア事業 | 高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附または地産地消に資する商品券を交付します。 | 高齢者支援課 |
| ⑤ | 生活支援体制整備事業 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を実施します。 | 高齢者支援課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|---------|
| ⑥ | ボランティアセンターの運営 | 地域や施設で実施される行事や施設入所者の日常生活支援など、ボランティア活動を希望する方と支援を希望する方との連絡調整を行い、様々なニーズに合ったボランティア活動を支援できるように、ボランティアセンターの機能強化と事業の充実に努めます。(主な活動：ボランティア登録・マッチング・ボランティア保険の加入・移送サービス・ペットボトルキャップ、使用済み切手及び使用済みテレホンカードの収集整理・ほっとテレホンサービス・声の広報貸出し・ボランティア養成事業・災害ボランティアセンターの運営) | 社会福祉協議会 |
| ⑦ | 地区社会福祉協議会活動の運営 | 地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会(昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区)を設置し、活動の充実に努めます。(主な活動：ひとり暮らし高齢者等見守り訪問・敬老会・ふれあいバスハイク・地区サロン・お花見昼食会・広報紙発行) | 社会福祉協議会 |
| ⑧ | 救急・救護体制の推進 | 市民等を対象に、応急手当・救命講習の実施により適切な知識と技術の習得に努め、市民による応急手当の拡大を図ります。 | 消防本部総務課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値(R1) | R3 | R4 | R5 |
|----------------------|---------------|----|---------|-----|-----|-----|
| 高齢者見守りネットワーク事業【再掲】 | 協力事業者の関係団体数 | 団体 | 65 | 66 | 67 | 68 |
| はつらつシニアサポーターの養成、活動支援 | はつらつシニアサポーター数 | 人 | 124 | 147 | 158 | 169 |
| 生活支援体制整備事業 | 住民主体の支援活動団体数 | 件 | 4 | 6 | 6 | 7 |
| 救急・救護体制の推進 | 応急手当啓発講習会参加者数 | 人 | — | 450 | 600 | 600 |

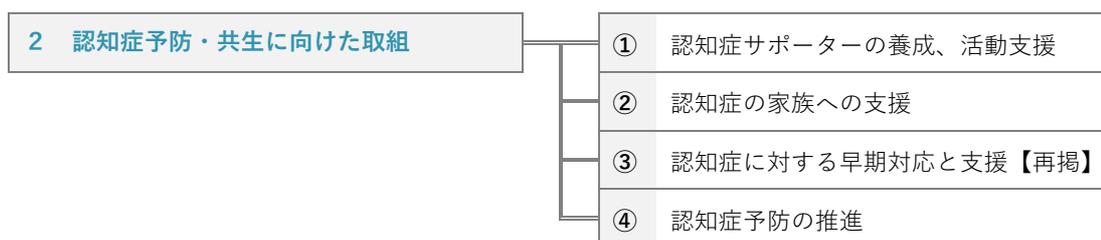
2 認知症予防・共生に向けた取組

【取組の方向】

認知症初期集中支援チームによる支援等による早期対応を実現し、認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

また、認知症に対する正しい理解を深め、適切な支援ができる市民の育成を実施していくとともに、本人や家族が悩みなどを共有できる機会をつくりまします。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|---|--------|
| ① | 認知症サポーターの養成、活動支援 | 認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を地域住民や企業等、幅広く実施します。また、ステップアップ研修の実施により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行います。 | 高齢者支援課 |
| ② | 認知症の家族への支援 | 地域における家族の交流の場や認知症カフェの設置の支援、認知症初期集中支援チームによる支援等により、認知症の人を介護する家族の不安の軽減や認知症への正しい理解を広める等、家族支援を充実します。 | 高齢者支援課 |
| ③ | 認知症に対する早期対応と支援【再掲】 | 認知症初期集中支援チームが認知症の人や家族に早期に関わり、自立に向けた包括的・集中的な支援を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 認知症予防の推進 | 認知症予防のための講習会等を開催するなど、認知症予防に関しての普及啓発を充実します。 | 高齢者支援課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|----------------------|-----------------|----|-------------|--------|--------|--------|
| 認知症サポーターの 養成、活動支援 | 認知症サポーター 累計数 | 人 | 9,279 | 10,269 | 10,769 | 11,269 |

基本目標4：生きがいづくりと社会参加の推進

1 地域でのふれあいづくりの推進

【取組の方向】

高齢者が生きがいを持って暮らしていけるよう、多様な活動について支援を行うとともに、高齢者の主たる活動団体であるシニアクラブの活動支援、参加促進を図ります。

また、趣味や学習、交流の活動の場や、世代間の交流を行う機会を提供する等、高齢者が地域社会において生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう支援します。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|--------|
| ① | 老人福祉会館運営事業 | 高齢者等の憩いの場となる老人福祉会館の維持管理・運営を行います。 | 高齢者支援課 |
| ② | シニアクラブ活動支援事業 | 単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業などの支援を行います。 | 高齢者支援課 |
| ③ | 袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】 | 介護予防体操である「袖ヶ浦いきいき百歳体操」について、実施地域や参加者のさらなる拡大を図ります。 さらに、袖ヶ浦いきいき百歳体操の実施団体同士の情報共有、発表の機会を設け、モチベーションの維持に努め、活動の継続を支援します。 | 高齢者支援課 |

第4章 施策の展開

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|---|--------------|
| ④ | 地域ふれあいサロンの設置 | 高齢者が孤立しないよう、地域の中に集える場所（サロン）をつくり、住民、ボランティア等との交流機会を設けることで、地域で顔の見える関係づくりと高齢者の地域参加を促進します。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤ | 保育所（園）地域活動事業 | 高齢者と保育所児童との世代間の交流機会を充実させ、安心して子どもを生き育てる地域づくりを推進するとともに、世代間の支え合いの精神を育みます。 | 保育課 |
| ⑥ | 市民活動情報サイトによる情報提供 | 市民に対して、市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。 | 市民活動支援課 |
| ⑦ | 高齢者いきがい促進事業（高齢者学級） | 健康で充実した生活を送ることができるよう、学習活動や交流活動を通じて一人ひとりの生きがい創出を促進するとともに、仲間づくりの場を提供します。 | 市民会館 各公民館 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|--------------------|------------------|----|-------------|-------|-------|-------|
| 袖ヶ浦いきいき百歳体操【再掲】 | 参加者数 | 人 | 1,270 | 1,467 | 1,553 | 1,639 |
| 地域ふれあいサロンの設置 | 参加者数 | 人 | 3,419 | 3,500 | 3,500 | 3,500 |
| 保育所（園）地域活動事業 | 交流事業実施保育所数 | か所 | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 市民活動情報サイトによる情報提供 | 市民活動情報サイトへの登録団体数 | 団体 | 65 | 69 | 71 | 73 |
| 高齢者いきがい促進事業（高齢者学級） | 高齢者学級等の延参加人数 | 人 | 1,525 | 1,550 | 1,580 | 1,610 |

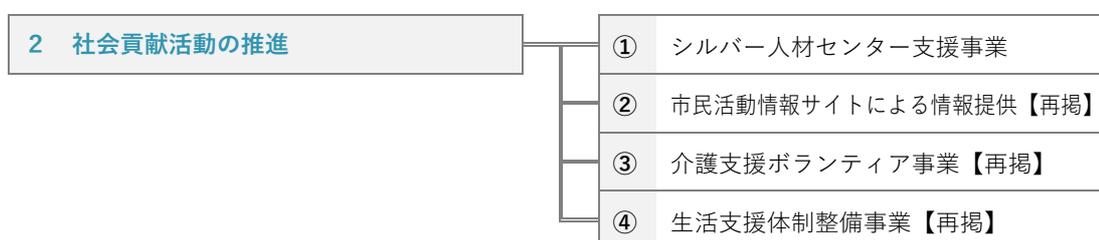
2 社会貢献活動の推進

【取組の方向】

高齢者が就労することは、収入による経済的な利点があるだけでなく、主体的に働くことで生きがいづくりや健康増進にもつながります。高齢者がいままで培ってきた知識、技能、経験を活かすことができるような就労の場の確保・提供に努めます。

また、高齢者が介護支援ボランティアとして、社会参加・地域貢献を行うことは、身近な地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりにつながるとともに、自らの健康増進を図る効果も期待されます。

【事業の体系と事業の概要】



■事業の概要■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|---|---------|
| ① | シルバー人材センター支援事業 | 高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。 | 高齢者支援課 |
| ② | 市民活動情報サイトによる情報提供【再掲】 | 市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。 | 市民活動支援課 |
| ③ | 介護支援ボランティア事業【再掲】 | 高齢者の介護予防を促進するため、介護支援ボランティア活動の実績に応じポイントを付与し、ポイント交換により寄附または地産地消に資する商品券を交付します。 | 高齢者支援課 |
| ④ | 生活支援体制整備事業【再掲】 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、従来の給付等のサービスだけではなく、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人など多様な主体が地域の高齢者を支援していく生活支援サービスの提供に向けた取組を実施します。 | 高齢者支援課 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|--------------------------|----------------------|----|-------------|-------|-------|-------|
| シルバー人材 センター支援事業 | 業務の受託件数 | 件 | 1,482 | 1,485 | 1,485 | 1,485 |
| 市民活動情報サイト による情報提供【再掲】 | 市民活動情報サイト への登録団体数 | 団体 | 65 | 69 | 71 | 73 |
| 生活支援体制整備事業 【再掲】 | 住民主体の支援活動 団体数 | 件 | 4 | 6 | 6 | 7 |

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

第1節 介護保険サービスの見込量算出にあたっての前提

1 被保険者数の推計

●●。

2 要支援・要介護認定者数の推計

●●。

第2節 介護保険サービス量の見込み

1 在宅介護（予防）サービス量の見込み

(1) 訪問介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|------|--------|---|
| 訪問介護 | 要介護1～5 | <p>要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助が受けられるサービスです。</p> <p>なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できません。</p> |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|------|--------|--------|--------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問介護 | 延人数(人) | 3,046 | 3,381 | | | | |
| | 延回数(回) | 65,893 | 70,536 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|------------|--------|---|
| 訪問入浴介護 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|------------|--------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問入浴介護 | 延人数(人) | 445 | 445 | | | | |
| | 延回数(回) | 1,990 | 1,967 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 延人数(人) | 17 | 30 | | | | |
| | 延回数(回) | 71 | 120 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|----------|--------|---|
| 訪問看護 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。 |
| 介護予防訪問看護 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|----------|--------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問看護 | 延人数(人) | 967 | 956 | | | | |
| | 延回数(回) | 8,623 | 8,233 | | | | |
| 介護予防訪問看護 | 延人数(人) | 206 | 184 | | | | |
| | 延回数(回) | 1,723 | 1,290 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|-----------------|--------|--|
| 訪問リハビリテーション | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|-----------------|--------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 訪問リハビリテーション | 延人数(人) | 177 | 194 | | | | |
| | 延回数(回) | 1,760 | 2,035 | | | | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 延人数(人) | 20 | 48 | | | | |
| | 延回数(回) | 158 | 373 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|--------------|--------|--|
| 居宅療養管理指導 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|--------------|------------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 居宅療養管理指導 | 延人数 (人) | 1,590 | 1,831 | | | | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 延人数 (人) | 135 | 189 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(6) 通所介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|------|--------|--|
| 通所介護 | 要介護1～5 | 要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。(デイサービスともいいます。) |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|------|--------|--------|--------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 通所介護 | 延人数(人) | 3,349 | 3,722 | | | | |
| | 延回数(回) | 30,965 | 34,459 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|-----------------|--------|---|
| 通所リハビリテーション | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者が介護 老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです。(デイケアともいいます。) |
| 介護予防通所リハビリテーション | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|-----------------|--------|--------|--------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 通所リハビリテーション | 延人数(人) | 2,161 | 2,379 | | | | |
| | 延回数(回) | 17,603 | 19,407 | | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 延回数(回) | 612 | 709 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|--------------|--------|--|
| 短期入所生活介護 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者が介護老人福祉施設や老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|--------------|--------|--------|--------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 短期入所生活介護 | 延人数(人) | 2,484 | 2,532 | | | | |
| | 延回数(回) | 46,429 | 48,760 | | | | |
| 介護予防短期入所生活介護 | 延人数(人) | 45 | 47 | | | | |
| | 延回数(回) | 245 | 214 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|--------------|--------|--|
| 短期入所療養介護 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|--------------|---------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 短期入所療養介護 | 延人数(人) | 170 | 233 | | | | |
| | 利用日数(日) | 1,222 | 1,516 | | | | |
| 介護予防短期入所療養介護 | 延人数(人) | 3 | 1 | | | | |
| | 利用日数(日) | 7 | 10 | | | | |

※平成30年度、平成31(令和元)年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|-----------------|--------|--|
| 特定施設入居者生活介護 | 要介護1～5 | 有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者・要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|-----------------|-------------|-------|-----|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 特定施設入居者生活介護 | 利用者数 (人) | 396 | 389 | | | | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 利用者数 (人) | 15 | 52 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|------------|--------|--|
| 福祉用具貸与 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の介護予防に資する福祉用具を貸与するサービスです。 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|------------|-------------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 福祉用具貸与 | 利用者数 (人) | 6,067 | 6,942 | | | | |
| 介護予防福祉用具貸与 | 利用者数 (人) | 1,450 | 1,540 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|---------------|--------|--|
| 特定福祉用具購入費 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円） |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|---------------|-------------|-------|-----|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 特定福祉用具購入費 | 利用者数 (人) | 147 | 140 | | | | |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 利用者数 (人) | 30 | 41 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|----------|--------|--|
| 住宅改修 | 要介護1～5 | 要支援者・要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円） |
| 介護予防住宅改修 | 要支援1・2 | |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|----------|-------------|-------|-----|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 住宅改修 | 利用者数 (人) | 126 | 106 | | | | |
| 介護予防住宅改修 | 利用者数 (人) | 58 | 56 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|--------|--------|---|
| 居宅介護支援 | 要介護1～5 | 在宅の要介護者が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業者が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。 |
| 介護予防支援 | 要支援1・2 | 在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。 |

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|--------|-------------|--------|--------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 居宅介護支援 | 利用者数 (人) | 11,302 | 12,339 | | | | |
| 介護予防支援 | 利用者数 (人) | 1,988 | 2,123 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

2 介護施設サービス量の見込み

(1) 介護施設サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|-------------------------|---------|---|
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 要介護3～5※ | 常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。 |
| 介護老人保健施設 | 要介護1～5 | 医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。 |
| 介護療養型医療施設 | 要介護1～5 | 緊急を要する治療を終え、長期の療養を必要とする要介護者が入所し、医師や看護師等から看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。 |
| 介護医療院 | 要介護1～5 | 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設です。 |

※原則は要介護3～5の方が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の方でも入所することができます。

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|-----------|-----|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 介護老人福祉施設 | (人) | 2,235 | 2,117 | | | | |
| 介護老人保健移設 | (人) | 1,892 | 1,821 | | | | |
| 介護療養型医療施設 | (人) | 55 | 64 | | | | |
| 介護医療院 | (人) | 0 | 0 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■介護老人福祉施設の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|----|------|---------|----------------|------|
| ① | 長浦地区 | サニーヒル | 袖ヶ浦市久保田 857-9 | 92人 |
| ② | 昭和地区 | 袖ヶ浦菜の花苑 | 袖ヶ浦市神納 4181-20 | 73人 |
| ③ | 平岡地区 | 袖ヶ浦瑞穂 | 袖ヶ浦市野里 1452-4 | 50人 |
| ④ | 長浦地区 | 蔵波 | 袖ヶ浦市蔵波 3037-1 | 80人 |
| 合計 | | | | 295人 |

※令和2年4月1日現在

■介護老人保健施設の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|----|------|------------|---------------|------|
| 1 | 長浦地区 | カトリアンホーム | 袖ヶ浦市蔵波 2713-1 | 90人 |
| 2 | 昭和地区 | メディケアーやまゆり | 袖ヶ浦市奈良輪 730 | 100人 |
| 合計 | | | | 190人 |

※令和2年4月1日現在

3 地域密着型サービス量の見込み

(1) 地域密着型サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

| サービス | 対象者 | 概要 |
|----------------------|--------|--|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 要介護1～5 | 要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。 |
| 認知症対応型通所介護 | 要介護1～5 | 認知症の要支援・要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 要支援1・2 | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 要介護1～5 | 要支援・要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 要支援1・2 | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 要介護1～5 | 認知症の要支援・要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 要支援2 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 要介護3～5 | 居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。 入所定員が29名以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 要介護1～5 | 施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護の一体化したサービスです。 |
| 地域密着型通所介護 | 要介護1～5 | 18名以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等が受けられるサービスです。 |

(2) サービス量の見込み

第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込みは以下のとおりです。

■第7期計画期間における実績と第8期計画期間における見込み■

| サービス | 単位 | 第7期実績 | | | 第8期見込み | | |
|----------------------|-------------|-------|-------|----|--------|----|----|
| | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 利用者数 (人) | 11 | 11 | | | | |
| 認知症対応型通所介護 | 利用者数 (人) | 50 | 69 | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 利用者数 (人) | 15 | 0 | | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | 利用者数 (人) | 86 | 95 | | | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 利用者数 (人) | 12 | 22 | | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | 利用者数 (人) | 411 | 410 | | | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 利用者数 (人) | 3 | 0 | | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 利用者数 (人) | 967 | 1,017 | | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 利用者数 (人) | 0 | 0 | | | | |
| 地域密着型通所介護 | 利用者数 (人) | 2,569 | 2,877 | | | | |

※平成30年度、平成31（令和元）年度は3月末時点。令和2年度は見込み。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 |
|----|------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 長浦地区 | 社会福祉法人永和会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事務所 | 袖ヶ浦市蔵波 3037-1 |
| 2 | 昭和地区 | 24時間対応型ベストケア訪問介護 | 袖ヶ浦市神納 1-19-3 グローバル・ヴィレッジ 10号 |

※令和2年4月1日現在

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

■認知症対応型共同生活介護の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|-------------|------------|-------------|---------------|--------|
| ① | 昭和・根形地区 | ならわの家 | 袖ヶ浦市奈良輪 718-1 | 18人 |
| ② | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 | 袖ヶ浦市横田 1708-1 | 9人 |
| ③ | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 新棟 | 袖ヶ浦市横田 1709-3 | 9人 |
| ※令和2年4月1日現在 | | | | 合計 36人 |

■認知症対応型通所介護の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|-------------|------------|-------------|---------------|-------|
| ① | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 新棟 | 袖ヶ浦市横田 1709-3 | 3人 |
| ※令和2年4月1日現在 | | | | 合計 3人 |

■地域密着型介護老人福祉施設の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|-------------|------------|-------|---------------|--------|
| 1 | 昭和・根形地区 | 和心苑 | 袖ヶ浦市神納 2840-1 | 29人 |
| 2 | 平岡・中川・富岡地区 | みどりの丘 | 袖ヶ浦市下泉 1424-3 | 29人 |
| 3 | 平岡・中川・富岡地区 | みどりの樹 | 袖ヶ浦市下泉 1426 | 29人 |
| ※令和2年4月1日現在 | | | | 合計 87人 |

■小規模多機能型居宅介護の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|-------------|------------|--------|-------------|--------|
| ① | 平岡・中川・富岡地区 | 縁側よいしょ | 袖ヶ浦市大鳥居 562 | 18人 |
| ※令和2年4月1日現在 | | | | 合計 18人 |

■地域密着型通所介護の整備状況■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|----|------------|----------------------|----------------|------|
| 1 | 長浦地区 | ケアエナジー 通所介護センター | 袖ヶ浦市久保田 2379-3 | 10人 |
| 2 | 長浦地区 | 通所介護のんき | 袖ヶ浦市代宿 303 | 10人 |
| 3 | 長浦地区 | デイサービスセンター すずらん | 袖ヶ浦市蔵波 2589 | 10人 |
| 4 | 長浦地区 | デイサービスホームルーム | 袖ヶ浦市代宿 88-5 | 14人 |
| 5 | 長浦地区 | デイサービス陽気ぐらし | 袖ヶ浦市久保田 1872-5 | 10人 |
| 6 | 昭和・根形地区 | ADL サポートひだまり | 袖ヶ浦市奈良輪 265-1 | 10人 |
| 7 | 昭和・根形地区 | ちいたの福王台 | 袖ヶ浦市坂戸市場 66-1 | 15人 |
| 8 | 昭和・根形地区 | 通所介護ベストケア | 袖ヶ浦市大曾根 1183-1 | 10人 |
| 9 | 平岡・中川・富岡地区 | デイサービスみどりの丘 | 袖ヶ浦市下泉 1424-3 | 10人 |
| 10 | 平岡・中川・富岡地区 | ちいたの平川 | 袖ヶ浦市百目木 157-1 | 14人 |
| 11 | 平岡・中川・富岡地区 | 縁側よいしょ | 袖ヶ浦市大鳥居 562 | 10人 |
| 12 | 平岡・中川・富岡地区 | みどりの風 そでがうらデイサービス | 袖ヶ浦市下泉 1425 | 15人 |
| 13 | 平岡・中川・富岡地区 | 百笑 | 袖ヶ浦市高谷 1365 | 10人 |
| 合計 | | | | 148人 |

※令和2年4月1日現在

4 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況

市内の有料老人ホーム³、サービス付き高齢者向け住宅⁴は以下のとおりです。

■市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅■

| 番号 | 圏域 | 施設名称 | 住所 | 定員数 |
|----|------------|--------------|----------------|-----|
| 1 | 長浦地区 | よりそい蔵波館 <サ> | 袖ヶ浦市蔵波 2609-17 | 15人 |
| 2 | 昭和・根形地区 | 笑顔の家彩輝 <有> | 袖ヶ浦市大曾根 2-1 | 14人 |
| 3 | 昭和・根形地区 | シェアハウス彩輝 <有> | 袖ヶ浦市奈良輪 1053-1 | 24人 |
| 4 | 昭和・根形地区 | ハビネス彩輝 <サ> | 袖ヶ浦市大曾根 1183-1 | 15人 |
| 5 | 平岡・中川・富岡地区 | ちいたの平川 <有> | 袖ヶ浦市百目木 157-1 | 4人 |
| 合計 | | | | 72人 |

※令和2年4月1日現在

(注)「<有>」は有料老人ホームを示す。

(注)「<サ>」はサービス付き高齢者向け住宅を示す。

(注)市内の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ともに居住系サービスを利用可能。

³ 有料老人ホームとは、老人福祉法を根拠として設置される高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいのこと。食事、介護、家事、健康管理のうち、1つ以上のサービスが提供される。

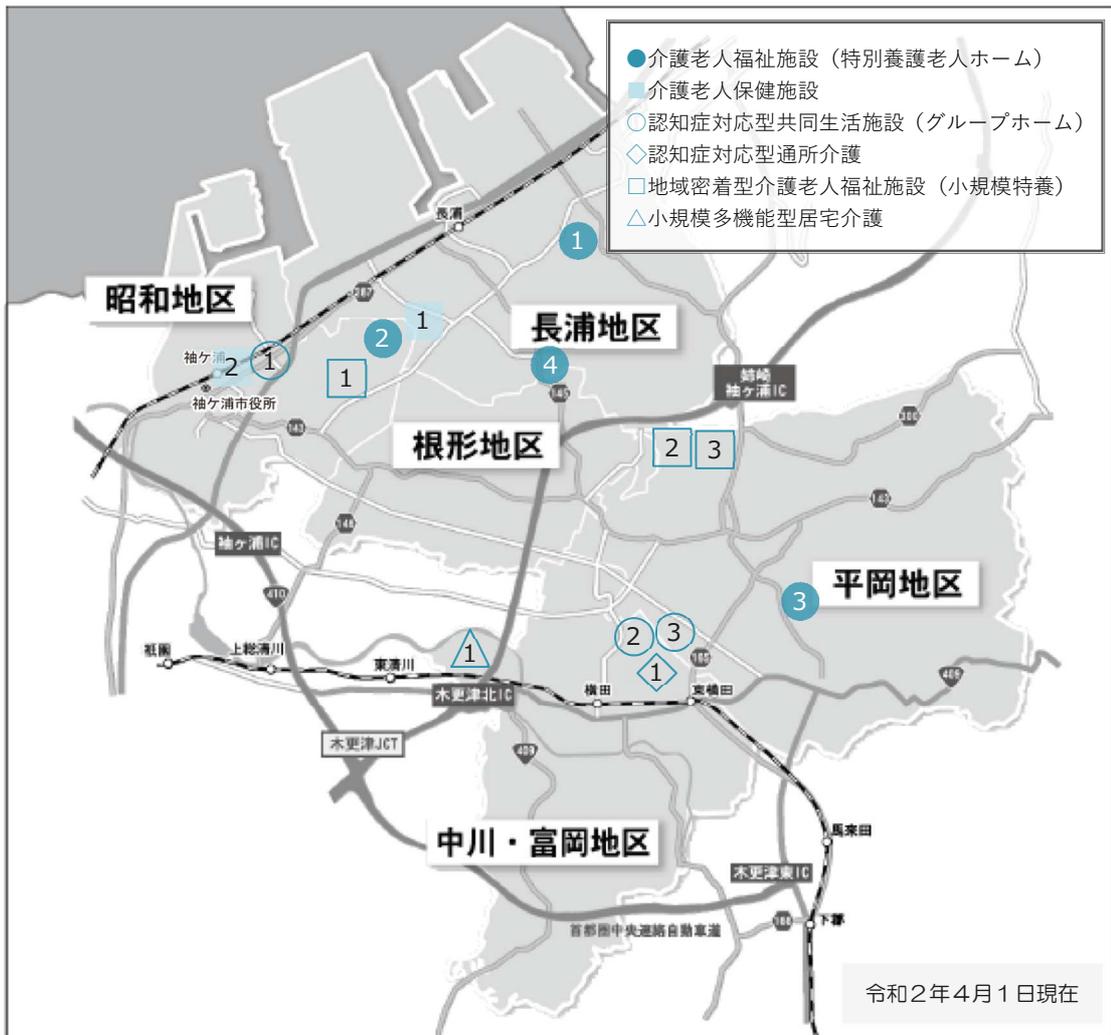
⁴ サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者住まい法の基準によって登録されるバリアフリー対応の賃貸住宅のこと。主に民間事業者が運営する。

5 介護施設サービス・地域密着型サービスの整備計画

(1) 現在の整備状況

令和2年4月1日現在における市内の介護施設サービス及び地域密着型サービスの整備状況は以下のとおりです。

■袖ヶ浦市の施設サービス及び地域密着型サービスの現状■



(注) 地域密着型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は除外されています。

■施設一覧■

| 施設区分 | 番号 | 圏域 | 施設名称 |
|---------------|----|------------|-------------|
| 介護老人福祉施設 | ① | 長浦地区 | サニーヒル |
| | ② | 昭和地区 | 袖ヶ浦菜の花苑 |
| | ③ | 平岡地区 | 袖ヶ浦瑞穂 |
| | ④ | 長浦地区 | 蔵波 |
| 介護老人保健施設 | ① | 長浦地区 | カトリアンホーム |
| | ② | 昭和地区 | メディケアーやまゆり |
| 認知症対応型共同生活介護 | ① | 昭和・根形地区 | ならわの家 |
| | ② | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 |
| | ③ | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 新棟 |
| 認知症対応型通所介護 | ① | 平岡・中川・富岡地区 | グループホーム憩 新棟 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | ① | 昭和・根形地区 | 和心苑 |
| | ② | 平岡・中川・富岡地区 | みどりの丘 |
| | ③ | 平岡・中川・富岡地区 | みどりの樹 |
| 小規模多機能型居宅介護 | ① | 平岡・中川・富岡地区 | 縁側よいしょ |

第5章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

(2) 介護施設サービス

第8期計画期間における介護施設サービスの整備計画は、以下に示すとおりです。

■介護施設サービスの整備計画■

| 項目 | 令和2年度末 現在 | 第8期整備計画 | | |
|-------------------------|---------------|---------|----|----|
| | | R3 | R4 | R5 |
| 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) | 4施設 定員295人 | - | - | - |
| 介護老人保健施設 | 2施設 定員190人 | - | - | - |
| 介護療養型医療施設 | 0施設 | - | - | - |
| 介護医療院 | 0施設 | - | - | - |

(3) 地域密着型サービス

第8期計画期間における地域密着型サービスの整備計画は、以下に示すとおりです。

■地域密着型サービスの整備計画■

| 項目 | 令和2年度末 現在 | 第8期整備計画 | | |
|--------------------------|---------------|------------------|------------------|--------------------------------------|
| | | R3 | R4 | R5 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2事業所 | - | - | - |
| (介護予防)認知症対応型通所介護 | 1事業所 定員3人 | - | - | - |
| (介護予防)小規模多機能型 居宅介護 | 1事業所 定員18人 | - | - | - |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1施設 定員29人 | - | - | - |
| (介護予防)認知症対応型 共同生活介護 | 3施設 定員36人 | - | - | 1施設 定員18人 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 3施設 定員87人 | (公募)1施設 定員29人 | (整備)1施設 定員29人 | (開設)1施設 定員29人 (公募)1施設 定員29人 |

第3節 介護保険事業費の見込み

1 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

| サービス | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 1. 居宅サービス | | | |
| 訪問介護 | | | |
| 訪問入浴介護 | | | |
| 訪問看護 | | | |
| 訪問リハビリテーション | | | |
| 居宅療養管理指導 | | | |
| 通所介護 | | | |
| 通所リハビリテーション | | | |
| 短期入所生活介護 | | | |
| 短期入所療養介護（老健） | | | |
| 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | | | |
| 特定福祉用具購入費 | | | |
| 住宅改修費 | | | |
| 特定施設入居者生活介護 | | | |
| 2. 地域密着型サービス | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | | |
| 夜間対応型訪問介護 | | | |
| 認知症対応型通所介護 | | | |
| 小規模多機能型居宅介護 | | | |
| 認知症対応型共同生活介護 | | | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | | | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | | | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | | | |
| 地域密着型通所介護 | | | |
| 3. 介護保険施設サービス | | | |
| 介護老人福祉施設 | | | |
| 介護老人保健施設 | | | |
| 介護医療院 | | | |
| 介護療養型医療施設 | | | |
| 4. 居宅介護支援 | | | |
| 介護サービスの総給付費（1） | | | |

2 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

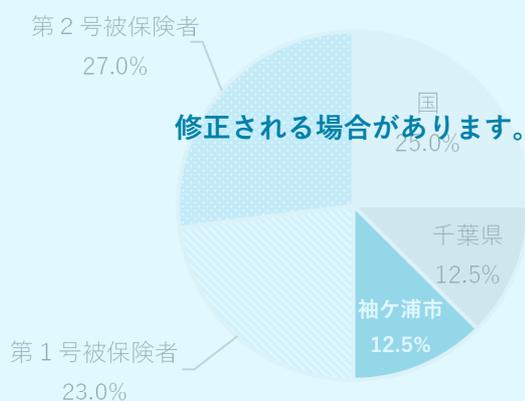
| サービス | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 1. 介護予防サービス | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | | | |
| 介護予防訪問看護 | | | |
| 介護予防訪問リハビリテーション | | | |
| 介護予防居宅療養管理指導 | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | | | |
| 介護予防短期入所生活介護 | | | |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | | | |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | | | |
| 介護予防福祉用具貸与 | | | |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | | | |
| 介護予防住宅改修 | | | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | |
| 2. 地域密着型介護予防サービス | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | | | |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | | | |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | | | |
| 3. 介護予防支援 | | | |
| 介護予防サービスの総給付費（Ⅱ） | | | |

第4節 保険料の算出

1 保険給付費の負担割合

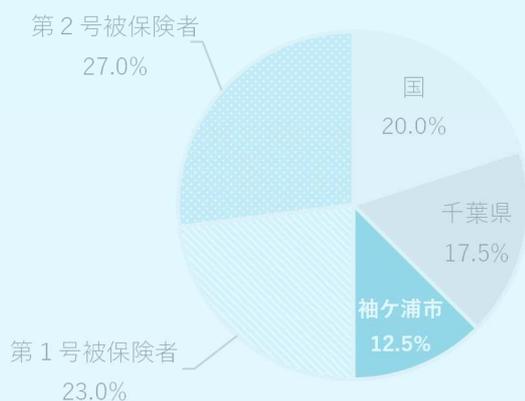
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、残り50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■ 保険給付費の負担割合（施設等給付費を除く） ■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■ 保険給付費の負担割合（施設等給付費） ■

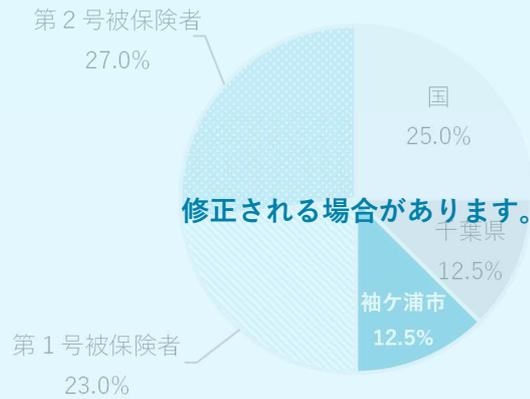


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

2 地域支援事業費の負担割合

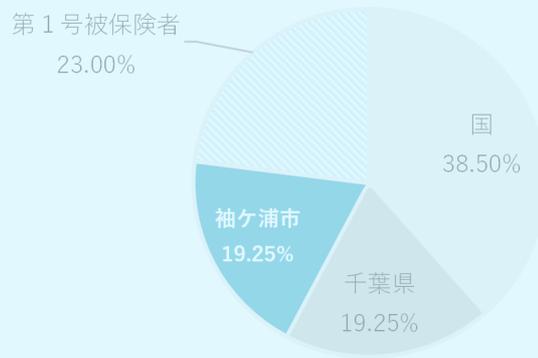
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、介護保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化。

3 保険給付費等の見込額

標準給付見込額は以下のとおりです。

■標準給付見込額■

単位：円

| No. | 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|-----|-------------------------------|-------|-------|-------|----|
| 1 | 介護サービス給付費 | | | | |
| 2 | 介護予防サービス給付費 | | | | |
| 3 | 総給付費 (1 + 2) | | | | |
| 4 | 一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う影響見込額 | | | | |
| 5 | 消費税等の見直しを勘案した 影響見込額 | | 調整中 | | |
| 6 | (3 - 4 + 5) | | | | |
| 7 | 特定入所者介護サービス費等 給付額 | | | | |
| 8 | 高額介護サービス費等 | | | | |
| 9 | 高額医療合算介護サービス費等 | | | | |
| 10 | 算定対象審査支払手数料 | | | | |
| 11 | 標準給付費 (6 + 7 + 8 + 9 + 10) | | | | |

地域支援事業費見込額は以下のとおりです。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 |
|------------------|-------|-------|-------|----|
| 地域支援事業費 | | | | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | | 調整中 | | |
| 包括的支援事業・任意事業費 | | | | |

(注) 地域支援事業費については、充当される収入相当額及び対象外経費を除いています。

4 基準額に対する介護保険料の設定等

第8期計画期間内における介護保険料の段階設定は14段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

| 段階 | 保険料率 | 対象者 |
|-------|----------|--|
| 第1段階 | 基準額×0.28 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 |
| 第2段階 | 基準額×0.48 | 市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方 修正される場合があります。 |
| 第3段階 | 基準額×0.70 | 市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が120万円を超える方 |
| 第4段階 | 基準額×0.90 | 市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円以下の方 |
| 第5段階 | 基準額×1.00 | 市民税課税世帯のうち本人非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を除く）の合計が80万円を超える方 |
| 第6段階 | 基準額×1.18 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額120万円未満） |
| 第7段階 | 基準額×1.27 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額120万円以上200万円未満） |
| 第8段階 | 基準額×1.50 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額200万円以上300万円未満） |
| 第9段階 | 基準額×1.70 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額300万円以上400万円未満） |
| 第10段階 | 基準額×1.75 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額400万円以上500万円未満） |
| 第11段階 | 基準額×1.80 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額500万円以上600万円未満） |
| 第12段階 | 基準額×1.85 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額600万円以上800万円未満） |
| 第13段階 | 基準額×1.90 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額800万円以上1,000万円未満） |
| 第14段階 | 基準額×2.00 | 市民税本人課税者（前年の合計所得金額1,000万円以上） |

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 合計 | 割合 |
|-----------------------|----------------------|-------|-------|----|--------|
| 第1段階被保険者数 | | | | | |
| 第2段階被保険者数 | | | | | |
| 第3段階被保険者数 | 修正される場合があります。 | | | | |
| 第4段階被保険者数 | | | | | |
| 第5段階被保険者数 | | | | | |
| 第6段階被保険者数 | | | | | |
| 第7段階被保険者数 | | | | | |
| 第8段階被保険者数 | | | | | |
| 第9段階被保険者数 | | | | | |
| 第10段階被保険者数 | | | | | |
| 第11段階被保険者数 | | | | | |
| 第12段階被保険者数 | | | | | |
| 第13段階被保険者数 | | | | | |
| 第14段階被保険者数 | | | | | |
| 合計 | | | | | 100.0% |
| 所得段階別加入割合 補正後被保険者数 | | | | | |

※所得段階別加入割合補正後被保険者数：第1号被保険者総数の見込数に対し基準額を納める第1号被保険者数に換算した数です。

(注1) 人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

(注2) 各段階割合については、令和2年度の所得段階割合から推計したものです。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第8期介護保険料基準額（月額）の算定方法は下記のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔F〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔G-H〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護給付費準備基金取崩額〔J〕を差し引き、保険料収入必要額〔K〕を算定します。

この保険料収入必要額〔K〕を予定保険料収納率〔L〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、予定保険料見込額（年額）〔M〕を算定し、さらに、月数（12か月）で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）〔N〕となります。

■介護保険基準額（月額）の算定■

単位：円

| 項目 | 算出式 | 金額 |
|---------------------------|--------------------------------|----|
| 標準給付費見込額〔A〕 | | |
| 地域支援事業費見込額〔B〕 | | |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費〔C〕 | | |
| 包括的支援事業・任意事業費〔D〕 | | |
| 第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕 | | |
| 第1号被保険者負担分相当額〔F〕 | = (A + B) × 第1号被保険者負担割合(23%) | |
| 調整交付金相当額〔G〕 | = (A + C) × 調整交付金交付割合の全国平均(5%) | |
| 調整交付金見込額〔H〕 | = (A + C) × 調整交付金見込交付割合(約0.6%) | |
| 財政安定化基金（拠出金見込額 + 償還金）〔I〕 | | |
| 介護給付費準備基金取崩額等〔J〕 | | |
| 保険料収入必要額〔K〕 | = F + (G - H) + I - J | |
| 予定保険料収納率〔L〕 | | |
| 予定保険料見込額（年額）（端数調整あり）〔M〕 | = K ÷ L ÷ E | |
| 予定保険料見込額（月額）〔N〕 | = M ÷ 12か月 | |

7 所得段階別介護保険料

以上の条件を踏まえて算出した所得段階別介護保険料は、次のとおりです。

■ 所得段階別保険料額（年額） ■

| 所得段階 | 保険料額 |
|-------|---------------|
| 第1段階 | |
| 第2段階 | |
| 第3段階 | |
| 第4段階 | |
| 第5段階 | 修正される場合があります。 |
| 第6段階 | |
| 第7段階 | |
| 第8段階 | |
| 第9段階 | |
| 第10段階 | |
| 第11段階 | |
| 第12段階 | |
| 第13段階 | |
| 第14段階 | |

8 低所得者の支援策

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者及びその世帯の住民税課税状況に応じて、●●段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(6) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人が運営している特別養護老人ホーム等のサービスについて、法人が特に生計維持することが困難な低所得者に対して利用者負担を軽減した場合に、市がその費用の一部を公費で補う制度です。

9 中長期的な推計

団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年度は、急激に後期高齢者が増えることに伴い要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。また、令和22（2040）年度には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口のピークとなることから、各年度における要介護認定者及び保険給付費などについて、以下のとおり推計します。

■中長期的な推計■

| 項目 | 令和7（2025）年 | 令和22（2040）年 |
|--------------|------------|-------------|
| 高齢者人口 | | |
| 要介護（要支援）認定者数 | | |
| 介護給付費（標準給付費） | | 調整中 |
| 地域支援事業費 | | |
| 介護保険料基準額 | | |

第6章 計画の推進

第1節 サービスの円滑な提供を図るための方策

1 介護給付実施体制の強化

介護保険制度の適正な運営とサービスの質の向上を図ることは、介護や支援を必要とする高齢者やその家族から強く求められています。このため、介護サービスを取り巻く環境の整備を進めるとともに、介護保険制度の普及や利用者保護の充実等、介護保険制度の維持・発展のための取組を進めます。

さらに、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の普及・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険サービスの認知度は向上していますが、引き続き「広報そでがうら」やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、介護サービス事業者が行う研修の支援等により介護保険制度の普及を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者として、また利用者の最も身近な相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、地域包括支援センターにおいて、ケアプランや事業者との利用に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化していきます。

(3) サービスの質の向上

介護支援専門員等に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対して適切な指導に努めていきます。

あわせて、介護相談員が、サービス利用者宅や特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護サービス提供施設を定期的に訪問し、サービスの質の向上を図ります。

2 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの深化・推進のため、その役割の中核を担う地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、認知症施策及び生活支援・介護予防活動の充実、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の推進などによる地域のネットワークづくりや市民への啓発を行います。

第2節 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度を持続させていくためには、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められています。介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するように、介護給付の適正化を推進します。

1 要支援・要介護認定の適正化

認定調査に従事する認定調査員を対象とする研修を実施するほか、調査結果の検証を行う等、適切な認定調査の実施に向けた取組を行います。

また、千葉県と連携して、介護認定審査会委員の認定審査に関する知識の習得・向上のための取組を実施し、介護認定審査会の公正性及び公平性の向上を図ります。

2 ケアプランの点検

ケアプラン（サービス利用計画）について、利用者の自立支援に資するプランとなっているか等に着目しながら点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

3 住宅改修等の点検

住宅改修に関する利用者の状態等の確認とその自宅の実態調査、福祉用具に関する利用者における必要性の確認等を行います。

4 縦覧点検・医療情報との突合

介護報酬の請求内容について、利用日数や加算の算定回数などの確認、医療情報との突合による整合性の確認等を行います。

5 介護給付費通知

サービス利用者に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付し、適正なサービス利用を呼びかけます。

第3節 計画の達成状況の点検と評価

1 計画の達成状況の点検

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

基本施策（第4章）に掲げる各事業は、庁内関係部署に各年度の事業の実績・進捗状況の報告を求め、その結果を基に、課題の整理や改善への取組を行い、PDCAサイクルによる効率的な施策の進行管理に努めます。



2 計画の達成状況の評価

介護保険法第117条第7項では、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するためには、市町村が地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価を行うことが定められていることから、袖ヶ浦市での取組結果を評価するための項目及び目標値を次のとおり設定しました。

なお、この評価を袖ヶ浦市介護保険運営協議会へ報告し、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■ 介護保険法第117条（抜粋） ■

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（省略）

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

■自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付費等の適正化■

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | 目標値 (令和5年度) |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| ① 要介護認定率 | 14.0% | 16.3% |
| ② 袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数 | 1,270人 | 1,639人 |
| ③ 地域包括支援センターの体制 強化（支援センター数） | 1か所 | 3か所 |
| ④ ケアプラン点検を実施した 市内事業所の割合 | 100.0% | 100.0% |

3 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

計画策定後も同協議会を適宜開催し様々な立場の委員からの幅広い意見を基に、計画の達成状況や給付実績等のモニタリングを行い、事業計画及び事業の円滑な運営を推進していきます。

■袖ヶ浦市介護保険運営協議会とは■

「介護保険事業計画」や介護保険事業の運営上重要な事項について審議するため、学識経験者、市民代表、サービス提供者等から構成される「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」を、市長の附属機関として条例で設置しています。

なお、「袖ヶ浦市介護保険運営協議会」は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を兼ねています。

第7章 袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

現在、少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどによる地域住民のつながりが希薄化するとともに、地域が抱える問題は多様化・複雑化しています。そのような中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、様々な取組がなされています。

一方で、高齢者や障がいのある人は、親族が亡くなるなど身寄りを失うことで、社会的孤立状態に陥りやすいことから、誰もがその人らしい暮らしを続けていくことを可能とするための権利擁護を必要とする人は増加傾向にあります。

認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、喫緊の課題であり、これに対応するための制度として成年後見制度が整備されていますが、支援を必要とする人の利用に十分つながっていない状況です。

このような中、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という。）を平成28年4月に公布し、同年5月に施行しました。利用促進法では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しています。また、利用促進法第14条第1項には、「市町村の講ずる措置」として、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定める」ことが努力義務とされています。

こうした国の動向等を踏まえ、本市においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は利用促進法第14条第1項における市町村計画として位置づけられるものです。

本計画は「袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に合わせて策定します。今後も地域福祉計画・障がい者福祉計画等の関連する各計画間で整合・連動を図りながら改定を重ねる予定です。

3 計画の期間

この市町村計画は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で計画期間とします。

4 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者である後見人・保佐人・補助人（以下、「後見等」という。）を家庭裁判所が選任し対象者を法的に支援する制度です。選任された後見人等が預貯金等の管理を行ったり介護サービス等の利用契約を行ったりすることで、対象者の財産や生活を守ることができます。

■成年後見制度の種類■

成年後見制度は、大きく分けて2つ、法定後見制度と任意後見制度があります。

◆法定後見制度

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型から家庭裁判所によって選ばれた後見人等が本人を支援するものです。

◆任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わってしてもらいたいことを契約で定めておく制度で、本人の判断能力が低下した際に親族や任意後見人等が申立を行い任意後見監督人が選任されることで契約の効力が生じます。

■後見、補佐、補助の違い■

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|---------|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 対象となる人 | 判断能力がほとんどない人 | 判断能力が著しく十分でない人 | 判断能力が十分でない人 |
| 支援する人 | 後見人 | 保佐人 | 補助人 |
| 申立ができる人 | 本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長等 | | |
| 代理権 | 財産に関するすべての法律行為 (本人の同意は不要) | 本人の同意を得た上で家庭裁判所が定める特定の法律行為 | |
| 同意権・取消権 | 日常生活に関する行為 (日用品の買い物等) 以外の行為 | 法律上定められた重要な行為 (相続の承認・住宅の改築等) | 本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた特定の法律行為 |

代理権：後見人等が本人に代わって契約等の法律行為を行える権限。

同意権：本人が契約等の法律行為を行う場合には後見人等の同意が必要であるという権限。

取消権：後見人等の同意がないまま本人が法律行為等を行った場合にその法律行為を取り消せる権限。

第2節 成年後見制度利用に関する現状と課題

1 成年後見制度の利用状況

(1) 成年後見関係事件申立件数

成年後見関係事件申立件数の推移は以下に示すとおりです。後見開始件数は増加傾向が続いています。

■成年後見関係事件申立件数の推移■

単位：件

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|-------------|------|----------|----------|-------|---------|
| 法定後見 | 後見開始 | 17 | 22 | 23 | 11 |
| | 保佐開始 | 3 | 2 | 4 | 2 |
| | 補助開始 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| 任意後見（監督人選任） | | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 22 | 24 | 28 | 14 |

資料：木更津家庭裁判所

（注）申立者本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

（注）令和2年度は4月から9月末までの実績。

(2) 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数の推移は以下に示すとおりです。法定後見のうち、後見の利用者数が圧倒的に多くなっています。成年後見、任意後見を合わせた利用者数は年々増加傾向が続いています。

■成年後見制度利用者数の推移■

単位：件

| | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------|----|----------|----------|-------|---------|
| 法定後見 | 後見 | 218 | 240 | 264 | 275 |
| | 保佐 | 25 | 27 | 31 | 33 |
| | 補助 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 任意後見 | | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | | 247 | 271 | 300 | 314 |

資料：木更津家庭裁判所

（注）被後見人等本人の住所が袖ヶ浦市であるものに限る。

（注）令和2年度は9月末までの実績。

(3) 成年後見制度等に関する相談件数

成年後見制度等に関する相談件数は以下に示すとおりです。増加傾向が続いています。

■成年後見制度等に関する相談件数の推移■

単位：件

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|------------|----------|----------|-------|---------|
| 成年後見制度 | 20 | 40 | 33 | 24 |
| 日常生活自立支援事業 | 3 | 4 | 4 | 4 |

資料：高齢者支援課、社会福祉協議会

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

(4) 市長申立件数

市長申立件数の推移は以下に示すとおりです。

■市長申立件数の推移■

単位：件

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | |
|----|----------|-----|----------|-----|-------|-----|---------|-----|
| | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 |
| 後見 | 0 | 5 | 2 | 7 | 1 | 5 | 1 | 4 |
| 保佐 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 補助 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 計 | 0 | 5 | 2 | 7 | 1 | 7 | 1 | 4 |

資料：高齢者支援課、障がい者支援課

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

(5) 費用助成件数

費用助成件数の推移は以下に示すとおりです。

■費用助成件数の推移■

単位：件

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | |
|-------|----------|-----|----------|-----|-------|-----|---------|-----|
| | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 | 障がい者 | 高齢者 |
| 申立費用 | 0 | 3 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 後見等報酬 | 2 | 3 | 2 | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 |

資料：高齢者支援課、障がい者支援課

(注) 令和 2 年度は 4 月から 9 月末までの実績。

2 成年後見制度に関する袖ヶ浦市の取組

(1) 成年後見制度の普及啓発（高齢者支援課）

市のホームページやチラシを活用し、成年後見制度や市の助成制度、また日常生活自立支援事業についての周知に取り組んでいます。また、専門職や民生委員を対象とした研修を実施しています。

(2) 市長申立の実施（高齢者支援課、障がい者支援課）

判断能力が十分でなく、制度の利用が必要で申立を行う親族がない場合などに、市長による後見等開始審判請求を行っています⁵。

(3) 制度利用費用助成（高齢者支援課、障がい者支援課）

申立費用や後見人等に対する報酬費用について、必要に応じて要綱に基づき費用助成を行っています⁶。

(4) 法人後見（社会福祉協議会）

制度利用の受け皿の拡充のため、後見人等を受任する法人後見事業を令和2年度から実施しています。法人として後見業務にあたることで、長期間の業務の継続、信頼性の確保、福祉的ニーズの高いケースへの対応が可能となっています⁷。

(5) 日常生活自立支援事業（社会福祉協議会）

事業の利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理、財産保全等を実施しています。事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見につないでいます⁸。

⁵ 144 ページ「具体的な取組 ①」を参照。

⁶ 144 ページ「具体的な取組 ②」を参照。

⁷ 144 ページ「具体的な取組 ⑤」を参照。

⁸ 144 ページ「具体的な取組 ⑥」を参照。

3 関係機関アンケート結果

令和元年10月に、介護サービス事業所・相談支援事業所・医療機関・金融機関を対象としたアンケートを実施しました。

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

■調査の実施概要■

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 調査対象 | 市内に居住する高齢者が利用する介護サービス事業所・相談支援事業所・医療機関・金融機関 |
| 配布数 | 185 票 |
| 有効回収数 (有効回答率) | 120 票 (64.9%) |
| 抽出方法 | 有意抽出 |
| 調査方法 | 郵送法 |
| 調査時期 | 令和元年10月 |

この調査では、以下に示す結果が得られました。

■調査結果の要約■

- 業務の中で、成年後見制度の利用が必要と思われるが利用していない人をどれくらい把握しているかたずねたところ、把握している人数の合計は約200人となっています。
- 成年後見制度利用促進に関する意見をたずねる設問（自由回答）では、「制度の周知」「制度利用のための支援」「相談窓口の充実」を求める意見が複数ありました。

■主な回答（自由意見）■

- 制度が幅広く知られるよう研修等の開催をしてほしい。
- 相談しやすい環境とその周知、またどのようなことを相談できるかを紹介してほしい。
- 成年後見を利用しようと考えた時に相談先が多数あるがわかりにくい。社会福祉協議会などの身近な場所で安心して相談でき、利用までのサポートを一貫して行える場所があるとよいと思う。
- 申請手続きや後見人になると可能になる取引などのパンフレットはよく見ますが、後見人になった後どういった義務が、どのくらいの頻度で発生するのかも一緒に周知できるとその後の不安が解消できるのではないかと。

4 成年後見制度の利用促進における課題

全国的な傾向や本市の現況を踏まえると、以下の課題が挙げられます。

■成年後見制度の利用促進における課題■

- ◆ 制度自体の難しさなどから、市民にとって身近なものではなく、また認知度も高くない制度であると考えられます。どのような場合に制度が役に立つのかなどを広く浸透させるため、制度自体の周知啓発を進めることが必要です。
- ◆ 認知症の症状のある方や障がいのある方が増加していくことに伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加も見込まれています。
- ◆ 高齢化の進展により、成年後見制度の利用には至らないものの、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な方も増加すると見込まれています。
- ◆ 障がいのある子どもを持つ多くの親が、親亡き後を心配していることや障がいのある人を見守る家族等の高齢化も進んでいることから、財産管理等の支援が必要な障がいのある人が増加することが見込まれています。
- ◆ 必要なサービスを利用し、適切に権利を行使できるような仕組みづくりが求められています。

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「成年後見制度利用促進基本計画」において、成年後見制度の利用の促進は①「誰もが個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される。」、②「意思決定の支援が適切に行われ、自発的意思が尊重される。」、③「財産の管理のみならず、身上の保護が適切に行われる。」の3つを踏まえて行うこととされています。

本市では、この考えに基づき、以下を本計画の基本理念として設定します。

■基本理念■

認知症等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用して地域で安心して暮らし続けることができる仕組みづくりを目指します。

第4節 計画における取組

1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

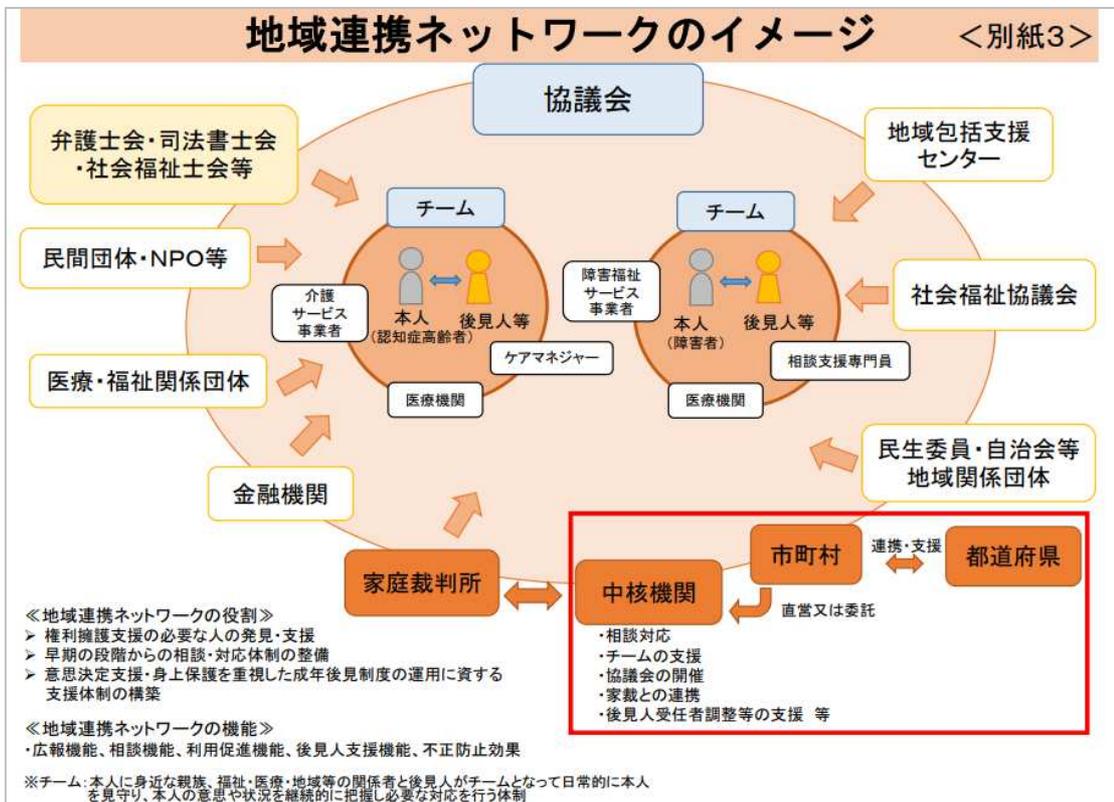
成年後見制度の利用促進の大きな目標は権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の構築です。「ネットワーク」は、成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度を利用するための地域連携の仕組みで、権利擁護支援が必要な人とその支援者でつくる個別の「チーム」と、「チーム」の支援や権利擁護のための地域づくりの検討を行う「協議会」からなります。「基本計画」では、「ネットワーク」は次の3つの役割を担うとされています。

■ネットワークが担う3つの役割■

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

そして、「ネットワーク」のコーディネートを担うのが「中核機関」です。「中核機関」と「ネットワーク」は（ア）広報機能、（イ）相談機能、（ウ）成年後見制度利用促進機能、（エ）後見人支援機能を働かせることにより、3つの役割を遂行します。

■地域連携ネットワークのイメージ■



資料：厚生労働省「第1回 成年後見制度利用促進会議」参考資料

■具体的な取組■

| No. | 事業名 | 内容 | 担当課 |
|-----|------------|--|---------------------------------------|
| ① | 市長申立の実施 | 後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。 | 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 |
| ② | 費用助成の実施 | 申立人が市長または親族等を問わず、必要の人に申立費用や後見人等報酬費用の助成を行います。 | 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 |
| ③ | 中核機関の設置の検討 | 本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う後見支援センターの設置を含む地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関について設置の検討を行います。 | 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| ④ | 協議会の設置の検討 | 医療・福祉・介護・法律等の専門職により、権利擁護が必要なケースや後見人等に対する支援、また権利擁護に関する地域の課題等について検討する協議会の設置について検討します。 | 地域福祉課 障がい者支援課 高齢者支援課 社会福祉協議会 |
| ⑤ | 法人後見の実施 | 高齢や知的障がい、精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。 | 社会福祉協議会 |
| ⑥ | 日常生活自立支援事業 | 障がいのある人や高齢者で、サービスの利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。 事業の利用を継続する中で判断能力の低下がみられた場合は、市と協力し法定後見の利用につながります。 | 社会福祉協議会 |

【事業の取組目標】

各事業の取組目標は以下のとおりです。なお、数値で目標を設定している事業のみ掲載しています。

■事業の取組目標■

| 事業名 | 取組項目 | 単位 | 現状値 (R1) | R3 | R4 | R5 |
|--------|------|----|-------------|----|----|----|
| 市長申立件数 | 利用人数 | 人 | 10 | 26 | 31 | 37 |
| 法人後見事業 | 受任件数 | 件 | － | 6 | 8 | 10 |

第5節 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、袖ヶ浦市が主体となり、袖ヶ浦市社会福祉協議会や後見実施機関等の関係各機関と連携して推進します。

■計画の推進体制■

- (1) 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
- (2) 後見実施機関（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、社会福祉法人、NPO 法人等）
- (3) 医療・介護・福祉・法律関係者

2 計画の点検と評価

本計画の推進状況については、令和5（2023）年度において、地域における制度利用の状況や取組の進捗状況を踏まえ、毎年の進捗状況を関連各課等で点検し、課題の整理や改善への取組を行います。その結果を基に、PDCA サイクルでより効率的、かつ効果的な施策の推進を目指していきます。



第 8 章 資料編

**袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
(袖ヶ浦市成年後見制度利用促進基本計画)**

発行 令和 年 月

企画・編集 袖ヶ浦市福祉部介護保険課・高齢者支援課
〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL (0438) 62-3158 (介護保険課)
(0438) 62-3219 (高齢者支援課)

FAX (0438) 62-3165

URL <http://www.city.sodegaura.lg.jp>